

Journal of the Japanese Society for Cultural Heritage

遺跡学研究

ISSN 1349-4031

日本遺跡学会

Japanese Society for Cultural Heritage

2023 第20号

特集

遺跡保護の多様なあり方を求めて

研究論文

伊藤 文彦

文化財の「価値」の再整理

劉 璐

関東地方における貝塚史跡整備の同質化とその原因

ー史跡価値の解釈、遺構表現とそのステークホルダーー

研究ノート

小野 健吉

整備された古墳が創り上げた風景

ー五色塚古墳と宝塚古墳を事例としてー

特集 遺跡保護の多様なあり方を求めて

特集趣旨 恵谷 浩子	1
事例報告	
多賀城跡の保護の経緯と展望 白崎 恵介	3
福岡県内の遺跡における在り方の事例 入佐 友一郎	13
明日香村における遺跡の保存・管理と活用 相原 嘉之	19
遺跡のあり方と伝える手立て ―京都府宇治市の事例― 杉本 宏	25
座談会	33
遺跡保護の多様なあり方を求めて	
パネリスト：白崎 恵介・入佐 友一郎・相原 嘉之・杉本 宏	
コメンテーター：増淵 徹・城戸 康利	
コーディネーター：坂井 秀弥	

研究論文

文化財の「価値」の再整理 伊藤 文彦	45
関東地方における貝塚史跡整備の同質化とその原因 ―史跡価値の解釈、遺構表現とそのステークホルダー― 劉 璐	57

研究ノート

整備された古墳が創り上げた風景 ―五色塚古墳と宝塚古墳を事例として― 小野 健吉	73
--	----

遺跡学フォーラム

SITE 05 松山城跡 秋山 邦雄	81
東日本大震災被災地の史跡「浦尻貝塚」の整備 川田 強	83
岐阜県古代・中世寺院跡総合調査について 日置 真穂	89
大阪市における近年、そしてこれからの史跡の活用と整備 ―大坂城跡と難波宮跡― 佐藤 隆	95
令和4年度の史跡等の整備について 中井 将胤・小野 友記子・岩井 浩介・玉川 元気	101
遺跡雑感 04 史跡古津八幡山遺跡 ―隔絶された歴史空間― 林 正憲	32

特集

遺跡保護の多様なあり方を求めて

Seeking Diverse Ways to Protect Archaeological Sites

特集趣旨



文化財の確実な保存のため、特に重要な遺跡では、史跡指定とそれに伴う土地の公有化、整備が行われてきました。開発か保護かという戦後復興期に於いて、その方法が最善の策であったことは事実です。一方で、公有化により遺跡が地域から孤立し、地域の誇りや自信の源泉とりにくくなっているのではないのでしょうか。

また、史跡指定の際は物的証拠に価値が置かれ、整備活用もその歴史的事象（価値のメインとなる時代）をもとに専門家によって行われます。それは、戦前の思想的な歴史学に基づいて行われた史跡指定を教訓としていることを忘れてはいけません。ただ、そうした史跡のあり方には、もっといろいろな方法があるはずで、明日香村や肥前名護屋城の魅力は、ある一時代の姿に復元された姿ではなく、そこへ行って感じる想像力のふくらみにあるのではないのでしょうか。

いつからか、多くの史跡で、土地の公有化と遺跡の歴史的事象以外の要素の排除、そして物的なかたちとして示す整備が、一律に行われるようになってきました。整備として何かをつくらないと文化財の保存・活用とならないのか、活用という言葉が、何か脅迫的に受け止められているところもあるのではないのでしょうか。公共の予算はこれからますます縮小し、ボランティアに関わってきた地域社会も縮小する中で、今までと同じ方法での史跡の保護は限界に来ているように思います。

そこで、日本遺跡学会が20周年を迎える2022年度大会は、「遺跡保護の多様なあり方を求めて」をテーマに開催しました。なぜ史跡のあり方は画一的になったのか、公有化以外に遺跡の守り方にはどのような方法が考えられるのか、日本各地での実践をもとに率直な議論を行った結果を、本特集で報告します。

(企画担当／恵谷 浩子)

プログラム

令和5年(2023)3月5日(日) 13~17時 奈良文化財研究所からオンライン配信

13:00~13:10	趣旨説明	惠谷 浩子
13:10~14:10	報告1:多賀城の事例	白崎 恵介
13:40~14:10	報告2:大宰府の事例	入佐 友一郎
14:10~14:20	休憩	
14:20~14:50	報告3:明日香村の事例	相原 嘉之
14:50~15:20	報告4:宇治市の事例	杉本 宏
15:20~15:30	休憩	
15:30~17:00	座談会	白崎氏、入佐氏、相原氏、杉本氏 コーディネーター 坂井 秀弥 コメンテーター 増淵 徹、城戸 康利

講師プロフィール

●白崎 恵介 (建築史学、遺跡整備)

昭和43年(1968)、兵庫県生まれ。宮城県多賀城跡調査研究所上席主任研究員を経て、令和5年より宮城県教育庁文化財課保存活用班技術補佐(班長)。

●入佐 友一郎 (遺跡整備)

昭和45年(1970)、福岡県生まれ。福岡県文化財保護課文化財保護係長を経て、令和3年より九州歴史資料館文化財企画推進室参事補佐(班長)。

●相原 嘉之 (考古学)

昭和42年(1967)、大阪府生まれ。明日香村教育委員会文化財課長を経て、令和2年より奈良大学准教授。

●杉本 宏 (考古学、文化的景観学)

昭和31年(1956)、愛知県生まれ。宇治市歴史まちづくり推進課文化財保護係長、京都芸術大学教授を経て、令和5年より同大学客員教授兼日本庭園・歴史遺産研究センター主任研究員。

●坂井 秀弥 (考古学、文化財学)

昭和30年(1955)、新潟県生まれ。新潟県文化財専門職員、文化庁主任文化財調査官、奈良大学教授を経て、現在大阪府文化財センター理事長・新潟市歴史博物館館長。

●増淵 徹 (古代史)

昭和33年(1958)、栃木県生まれ。文化庁文化財調査官を経て、京都橘大学教授。令和5年より同大学名誉教授。

●城戸 康利 (考古学)

昭和35年(1960)、福岡県生まれ。太宰府市教育委員会文化財課長を経て、令和4年より太宰府市文化ふれあい館館長。

多賀城跡の保護の経緯と展望

PROGRESS AND PROSPECTS FOR PROTECTION OF TAGA CASTLE RUINS

白崎 恵介 (宮城県教育庁文化財課)

SHIRASAKI KEISUKE (MIYAGI PREFECTURAL BOARD OF EDUCATION)

保存管理計画 / MANAGEMENT PLANS
史跡の公有化 / PUBLICIZATION OF HISTORIC SITES
公有地の活用 / UTILIZATION OF PUBLIC LANDS
歴史学習 / HISTORY LEARNING

1. はじめに

多賀城跡は令和4年(2022)に、大正11年(1922)の史跡指定から数えて100年という節目を迎えた(図1)。この間の多賀城跡の保護のあり方を概観すると、本稿で紹介するとおり、従来型のオーソドックスな保護を実践してきたとみることができる。ここでは、これまでの多賀城跡の保護の方法を再評価し、今後、継続的に踏襲すべきことと、新たに取組まなければならない課題について考えてみたい。

2. 多賀城跡における5つの広がり

多賀城跡におけるこれまでの遺跡保護のあゆみを「5つの広がり」という視点でとらえてみた。1つ目が「発掘調査地、環境整備地の広がり」、2つ目が「公有化方針の広がり」、3つ目が「公有地の使い方の

広がり」、4つ目が「保護対象の広がり」、5つ目が「遺跡に関わる人の広がり」である。

(1) 発掘調査地、環境整備地の広がり

多賀城跡の保護の経緯 多賀城跡では、江戸時代に多賀城碑が土の中から掘り出され、現在の遺跡地周辺では古瓦が拾えたり、礎石や築地塀の高まりが認識されたりするなどして、その存在は人々に知られていた。遺跡の「保存」に関わる具体的な事柄として、明治9年(1876)の明治天皇の東北行幸をきっかけにして、明治10年(1877)、政庁の中心部を私有する地元住民がその土地を国に献上した記録が残されている¹⁾。そのように地元で大事にされながら、大正11年(1922)に史蹟名勝天然記念物保存法により、多賀城跡のほぼ全域が史跡指定を受けた。

昭和35年(1960)には、東北大学文学部の伊東信雄教授を委員長とする「多賀城跡調査委員会」が組織され、多賀城廃寺跡や多賀城政庁跡の発掘調査が行われ、その成果を受けて、昭和41年(1966)に特別史跡に指定された。また、当時の多賀城町が事業主体となり多賀城廃寺跡の環境整備が昭和41年から同43年(1968)の3年間で実施された。

多賀城廃寺跡の整備が完了し、続いて多賀城跡の保存活用に進むことになったが、当時の多賀城町から、広大な多賀城跡の発掘調査と環境整備は膨大な事業となることから、是非、宮城県で事業を進めてほしいという要望があり、文化庁記念物課からも同様の指導がなされたことから、昭和44年(1969)に宮城県は多賀



図1 多賀城跡全景

居地区」に区分けされているが、このうち「集落保存地区」は、近世以来の農村集落が残っており、その環境を含めて現状を保存するという地区の設定であった。この「集落保存地区」というエリア設定の考え方は、後述するように、残念ながら次の第2次保存管理計画には受け継がれていない。

注目しておきたいのは、「住居地区」の現状変更は「原則許可」という取り扱いであったことと、保存管理計画の策定前までは、土地の公有化は申し出に応じて行っていたが、策定後は「遺構保護整備地区」を積極的に買取することが謳われていることである。

この第1次保存管理計画は12年後に「第2次保存管理計画」に改訂されるが、そこでは、第1次保存管理計画の課題が以下のようにまとめられている⁴⁾。

「昭和41年頃までは、住宅の新築も許可されていたが、現在では既存住宅の増改築に限って許可されている。しかし調査研究の進展に伴い、不許可となる住宅も多く、昭和51年に作成した保存管理計画の地区区分に添った基準では、種々の点で適合しなくなってきており、特別史跡の将来的な保

存対策を講ずる上で適正を欠いているのが現状である。」

そこには、具体的に基準のどこがどのように適合しなくて、どのように適性を欠いているのかについては記述されていない。推察するに、第1次保存管理計画では「集落保存地区」は「農家経営や生活維持の現状変更は原則認める」とはなっているが、実際には「外観保持に必要な規制条件をあらかじめ明らかにし、それに基づき設計施工の両段階で行政指導を行なう」⁵⁾ こととなっていたので、景観保持のためには新築を規制して、既存住宅の増改築に限って許可するとか、場合によっては不許可にするという運用があったのかもしれない。

そして、「遺構保護整備地区」で整備が進展していく状況を目の当たりにすると、域内の住民は、いずれ自分の家も立ち退かないといけないのではないか、との不安や不満がつのつていったことと思われる。また、許可基準が明確に書かれていなかったことから、住民だけではなく、行政の側もこの計画の運用に困惑していたと思われる。

第2次保存管理計画 上記のような課題を解決するために昭和63年（1988）に改訂された「第2次保存管理計画」では、地区区分が見直された。それまで土地利用の実態に応じて地区を区分していたものを改め、土地の形状を指標として、丘陵の斜面部と、低湿地の部分は、遺構の存在する可能性が低く、それ以外の平坦地は遺構の存在が予測されることに基づき、平坦部が「遺構整備活用地区」に、丘陵斜面部が「山林緑地保全地区」に、低湿地部が「湿地環境保全地区」に設定された（図5）。

近世・近代以降の集落も、居住空間としての位置付けではなく「遺構整備活用地区（A地区）」に位置付けられた。これは、この保存管理計画が遺跡博物館形成に向けた積極的整備活用を念頭に置いたものであることを反映している。ただし、発掘調査や環境整備の事業進行の度合いを考慮して、遺跡の東半部を、積極的に遺構を整備し活用する地区（A1地区）に、一方、街道沿いの集落地は、A1地区に続いて整備活用を図る地区（A2地区）に設定するなどして、A地区にも

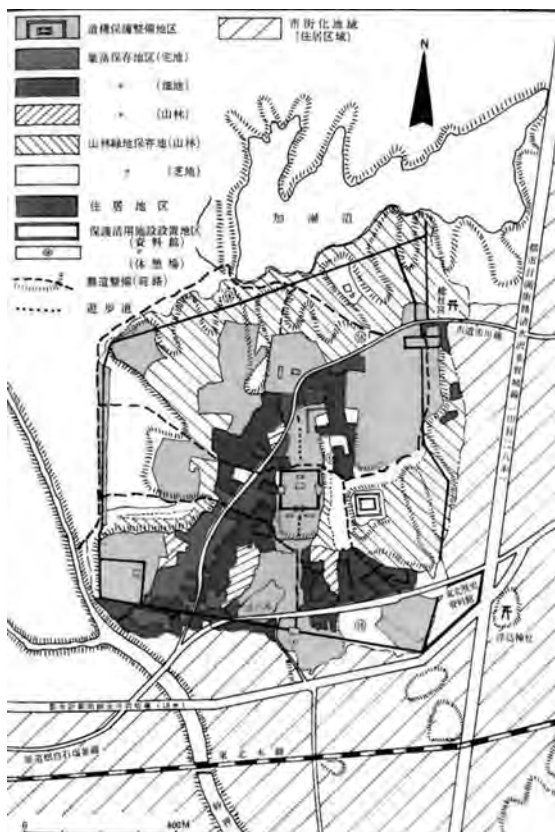


図4 第1次保存管理計画（昭和51年）

濃淡をつけ、集落住民へ配慮したことも伺える。しかしこれは、見方を変えれば、時間はかかっても段階的に公有化を進め、将来的には全域を公有化して、整備活用するという方針であることを示すものであった。

第3次保存管理計画 第2次保存管理計画から23年が経過した平成23年（2011）に、現行の「第3次保存管理計画」への改訂が行われた⁶⁾。その改訂のねらいは次の3点にあった。

1点目は、『史跡等整備のてびき』⁷⁾で示された、史跡の構成要素の確認作業である。これについては後述する。

2点目は、最優先で公有化、発掘調査、環境整備の各事業を推進する地区を、それまでのA1地区からS地区へと特化させ、事業の優先度を明確に示したことである（図6）。それまでの保存管理計画には、整備活用の最優先エリアを特定することはなかったが、新たにこれが設定されたことによって、事業計画の予算化や、住民への説明に際して、各種事業の方向性を明確に示すことが可能となった。

第3次保存管理計画では現在実施中の「南門復元」が位置付けられており、南門復元の完成目標を平成30

年（2018）とし、平成31年（2019）から供用開始と示されている。実際は事業の遅れが見られ、令和6年（2024）に一部、供用が開始される予定であるが、大切なことは、時間がかかっているとしても、計画書に示された方向性で着実に事業が進んでいるということである。

3点目は、第2次保存管理計画書ではA1地区の次に、段階的にA2地区の公有化、調査、整備に移る、という方針であったものを、A2地区では遺跡と住民の「共存共栄」を図るという方針に改めたことである。住宅の建て替えに関する現状変更の取り扱いについても、それまでは全面改築は認めず、元の建築面積の120%を超えない増築までは認めるという規制であったものを改め、地下遺構を破壊しないものは原則、新築、増築にかかわらず認めるという方針に転換された。

以上、保存管理の在り方を概観すると、「第1次保存管理計画」では「集落保存地区」を設定して、良好な集落景観をめざすが、「第2次保存管理計画」では、遺跡としての土地の特性に着目した地区区分に改め、厳格に現状変更規制を行うとともに、史跡内の「全域公有化」という方向に舵を切り、「第3次保存管理計画」で地域住民と遺跡との共存、共栄を図る方針へと推移するとともに、「全域公有化」の方針が改められ、



図5 第2次保存管理計画（昭和63年）

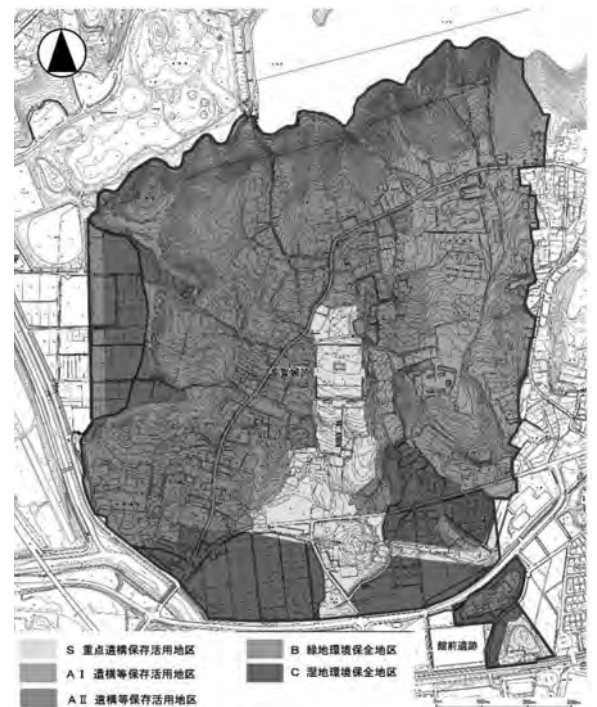


図6 第3次保存管理計画（平成23年）

必要なところを優先して公有化する方針へと変遷している。

(3) 公有地の使い方の広がり

公有地の広がり 特別史跡内の土地利用の状況を見ていくと、公有地が指定地面積の約62%を占めており、それ以外は民有地で、畑、水田、住宅、民有の山林や寺社有地などとなっている。

前述したように、発掘調査の実施率が指定地の11%、環境整備の実施率が16%であるのに対して、公有化率が高く、いわゆる未調査、未整備の公有地が一定程度存在している状況であることがわかる。

なお、都市計画では、多賀城跡の大部分は市街化調整区域となっている。近世以降、遺跡周辺は純農村地帯の状態であり、指定時に遺跡の主要なエリアがほぼ全域、指定されたため、昭和45年（1970）の新都市計画法に基づく区域区分の設定の際に、指定地が全域、市街化調整区域となった。このことは遺跡、遺構を開発による破壊から守る上で非常に有効であり、その後の発掘調査や整備が円滑に進む大きな要因であったと考えられる。

また、指定地の南側と北側は、都市計画公園が一部重複している。南側は多賀城市が事業認可を受けている「多賀城中央公園」で、史跡と重複する部分でも公園整備事業が行われている。一方、北側は、宮城県が事業認可を受けている「加瀬沼公園」となっているが、公園整備事業は特別史跡外のエリアだけで実施されている。

公有化した土地に係る課題 計画的に、あるいは買取り請求に応じて進められた公有化のおかげで、62%の範囲の保存が確実となっているが、そのスピードに発掘調査や環境整備が追い付いていないという実情がある。その結果、史跡内に未利用の土地が点在し、ここでは、ただ草刈りを行うだけの土地というところもある。草刈りも大切な遺跡の管理行為であることに間違いはないが、年間の管理費用の負担は、公有地が増えるにつれて増加の一途をたどり、多賀城跡に限らず、各地の遺跡で課題となっている。

そのような遺跡内の未利用の土地を、有効に活用したいというのが自治体の願いではあるが、史跡の保存

を目的とした補助金で購入した土地は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（いわゆる「補助金の適正化法」）に従い、史跡の保存を目的とした土地利用をする必要がある。

「買わない」という選択肢 この課題を解決する方法として、1つは、「買わない」という選択肢も必要ではないか、と考えている。もちろん発掘調査や整備の計画上、必要な区域は積極的に公有化を図る必要があるが、まだ具体的に発掘調査や環境整備の計画がないところは、その計画が具体化するまでは、公有化しないという方針を立てることもありえるのではないだろうか。ただし、実際には課題も多く、所有者にしてみれば、現状変更の規制だけが強くて、何の資産価値も見いだせない土地なら、さっさと売ってしまいたくなるのも理解できる。また、行政としても、遺跡の保存が確実になるのなら、当面調査や整備の予定がなくても、買い取り請求のあった土地は、予算があるうちに購入しておきたいというの理解できる。ただ、現状変更等に対する所有者の理解と協力のもとに、あえて買わないで、民有地のまま保存し、整備する方法を模索できないだろうか。

公有化した土地でできること、できないこと 2つ目は、せっかく遺跡を保存するために買った土地ならば、その目的に添った活用の在り方に知恵を絞り、公有地の使い方を広げられないか、という視点である。公有化した土地で何ができて、何が目的外使用か、ということについては、文化庁が「補助金適正化法の考え方について」として、取り扱いの考え方とQ&Aをまとめている⁸⁾。そこには、例えば広場を駐車場として使用して良いのかどうか、その時の考え方はどうなのかとか、スポーツ大会やフリーマーケットなどのイベント会場として一時的に使用するの構わないのかなどの事例が記されている。補助金で公有化した土地で物販したり、公有地を自治体の管理のもとに市民が活用するのに自治体が利用料を徴収することは、適正化法上に抵触はしないが、そもそも、その活用が史跡の保存活用に資するものであり、保存活用計画や整備計画に合致している必要があることなどが、示されているので、非常に参考になる。

「緑化修景基本方針」による公有地の活用 近年、多賀城跡で試されていることを紹介する。多賀城跡では先述した保存管理計画の下位計画として、宮城県が『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』⁹⁾を策定しており、さらにその下位計画として『特別史跡多賀城跡附寺跡緑化修景基本方針』が策定された¹⁰⁾。この計画は、多賀城跡の遺構の保存、景観の形成、眺望、公園的利用等の観点から空間設定を行い、緑化修景の方向性を示したものであり、内容としては、戦後の植林のスギ林を、将来的には在地の落葉広葉樹林に転換していくことや、新たに植栽する樹木は、外来種や園芸品種ではなく、在来種、できれば万葉植物が望ましいことなどを謳っている。そして、史跡指定地内の植生の特性に合わせて、「遺構展示エリア」、「遺構保護園地エリア」、「林地」、「生産緑地」、「湿地植生」に区分した空間設定をしている。このうち「遺構保護園地エリア」は、積極的な遺構表示を実施していない、いわゆる公有化済みの未整備地区を含んでおり、その緑化修景のあり方として、「地下遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で、草本類や地被類などの植栽により適宜オープンスペースの緑化を図る」こととし、「樹木や植物への関心を高めるとともに学習効果の向上を目的として、適宜、樹木名板の設置を検討する」ことにしている。なお、「将来、発掘調査や環境整備が計画された場合はそれらを優先する」ことも示されている。

このエリア設定の狙いは、行政だけが特別史跡指定地内の植栽を実施するのではなく、市民の発案による、市民活動の場としても利用できるのではないかといいところにある。

折しも多賀城市では、多賀城跡に限らず、市内全域を対象に「花いっぱいプロジェクト」として、市内を花いっぱいにする取り組みが行われている。実際に多賀城跡でも、そのプロジェクトの一環として曼殊沙華、いわゆるヒガンバナを植えたり（図7）、それ以前からも、特別史跡多賀城跡附寺跡に追加指定されている山王遺跡千刈田地区では、建物跡の遺構表示として身舎と廂の表現を兼ねた花壇に、市民が毎年花を植えたりしている。その他、食と歴史をコンセプトにした小学生の体験学習の場所として、旧水田の公有地を使っ

て古代米を栽培したり、旧畑地の公有地でソバを栽培したりして、歴史を絡めた総合的な学習の場として活用している。

これらは、初めは古代多賀城の歴史との関連性を疑う声もあったが、史跡保存に大きく悪影響を及ぼすものではないと判断されている。ただし、留意すべき点は、これが既得権益化しないように、例えば、発掘調査したくても古代米が植えられているからできない、ということがないように、あるいは、植栽のためにもっとおしゃれなデザインの花壇を造りたいとか、水やりのための水道設備を整備して欲しいとか、道具をおく小屋が欲しいなどといった、遺跡の保護と乖離した施設整備などがエスカレートしないように、実施主体と定期的にかかわりを持つ必要はあると思われる。

(4) 保護対象の広がり

次に、多賀城跡における保護対象の広がりについてみてみたい。遺跡における保護の対象は、本質的な価値を有する、当時の遺構、遺物などであることは言うまでもない。多賀城は、古代東北経略の基地で、鎮守府や陸奥国府が置かれ、その後、室町時代まで長く東北地方の軍事的、政治的中心地として重要な役割を果たしたこと、そして、整然とした建物配置を持つ政庁、外郭線、実務官衙、城内道路、付属寺院、南面都市と国司館などの遺構群が、古代とほぼ変わらない地形と一体となって保存されていること、などが本質的な価値である¹¹⁾。

その本質的な価値を構成する要素は、遺構、遺物、



図7 令和4年の多賀城花いっぱいプロジェクトの様子（多賀城市提供）

そしてそれらが存在する湿地や丘陵などの地形である。大正11年の史跡指定以降、これらを手厚く保存し、環境整備を通して活用してきた。一方、これら以外の要素、すなわち古代多賀城より後の時代に作られてきた中・近世の歴史的な要素もある。従前から、それらの要素を軽視してきたわけではないが、保存管理計画の中に位置付けて保護の対象であると明記したのは、第3次保存管理計画からである。いわゆる史跡の本質的価値を構成する要素を「遺跡構成要素」とし、このほか主に近世以降に形成された市川集落の生活文化に係るもので、遺跡に重層的に形成されてきた、宅地内の建築物や工作物、生垣、畑、竹林、神社やお寺、石碑、保存樹木などを、「歴史文化構成要素」と名付け、いずれも保護の対象とすることとなった(図8)。

第3次保存管理計画では、これら「生活文化構成要素」についても景観面での維持向上等を推進することで共存を試み、地域に密着した特別史跡多賀城跡附寺跡として持続的な保護・継承を図る」こととしており、さらに、多賀城市では「歴史的維持向上計画」(いわゆる「歴まち計画」)の中で、多賀城跡だけでなく、特にその周辺に所在する板倉や石倉などを「歴史的風致形成建造物」に位置付けるなど積極的に多賀城跡と重層する歴史文化遺産を保護の対象としている¹²⁾。

ただ、具体的に何をどのように保存するかということはケースバイケースで判断されている。例えば、かつて、遺跡内の近世以来の屋敷地の公有化に伴って、その屋敷地にあった板倉を遺跡内の別の場所に移築保存をした経緯があったが、それから40年ほど経過して、その移築先で、近年、市による新たな公園整備計画が

立ち上がり、再び別の場所に移築保存して倉庫として利用することになった。ところが、実際その整備工事が進む中で、その板倉を取り壊す案が浮上した。事情を聞いたところ、板倉は老朽化しており、移築しても構造的に危なく、保存修理するには多額の費用がかかるので、取り壊したいとのことであった。その板倉は市内でも最古のものであり、文化財的な価値が高いものと考えられているにも関わらず、「歴まち計画」を作成した自らが、保存対象としている建物を壊してしまうとすることに驚いたが、とりあえず、解体して保存することになり、現在は部材の状態でも保管されている。今後、担当者がかかわって記憶から薄れていけば、いずれ廃棄される恐れも否定できない。やはり「文化財」の保存を図るためには、「指定」や「登録」などの制度が有効であるということを確認した出来事であった。

(5) 遺跡に関わる人の広がり

今後の展望として、遺跡に関わる人の広がりについて触れておきたい。

遺跡の活用の本流は歴史学習、文化観光 はじめにあえて述べておきたいのは、平成31年の文化財保護法の改正を受けて、近年、文化財の「活用」に焦点を当てて語られることが多くなっているが、遺跡の活用の本質は、歴史学習であり、文化観光にあると考えている。遺跡でないといけないこと、遺跡だからこそできることを大切にしていきたい。遺跡の活用を検討する際には、このことを常に意識することが重要であり、これを前提として、さらに活用の在り方の広がりを考えていきたい。

遺跡地内に住む住民とのつながりを求めて 多賀城跡では、創建1300年記念にちなんだ整備事業が進行中であるが、令和3年(2021)に、政庁と南門をむすぶ政庁南大路の復元整備が完了したことを受けて、部分供用をすることになった。多賀城跡には、日常的に遠方からも見学者が訪れる。ただ、この政庁南大路の整備完成においては、まずは誰よりも先に、地元の人、特に、多賀城跡の指定地内に居住している方々に、歩いてもらいたいと考え、地元の約100世帯全戸にチラシを配布し、政庁南大路の「通り初め」の参加を呼び



図8 保護の対象とした歴史文化構成要素

掛けた。あいにく当日は朝から本降りの雨だったこともあり、30名ほどの参加にとどまったが（図9）、このようなことを続けていけば、これまで遺跡の公有化から、発掘調査、環境整備まで一貫して行政が行うことに対して、住民が遺跡にかかわる場面があまりない、という、少し疎遠になってしまった遺跡と住民との関係をもっと親密なものにすることができるのではないかと考えている。

政庁南大路の開通式に続き、翌年には、城前官衙と呼んでいる政庁南大路の東側にある官衙エリアの復元的整備がある程度完成したので、完成したエリアを一部、供用開始することとなり、プレオープンと銘打って、セレモニーを行った。その際は、指定地内の住民に加え、多賀城市域に広げて告知を行った結果、100名ほどの参加があった（図10）。セレモニーでは、テープカットののち、多賀城跡の歴史や、城前官衙の発掘調査で分かったこと、整備の見どころなどの解説を行ったが、あわせて、床張り建物跡の遺構表示をステージとして、宮城県を拠点に活動している和太鼓グループ“*Atoa.*”に演奏を依頼して、場を盛り上げて



図9 政庁南大路の「通り初め」



図10 城前官衙エリアのプレオープンセレモニー

もらった。

これまで多賀城跡でも発掘調査の現地説明会は毎年実施しているが、環境整備について不特定多数を相手に説明会をする経験はなく、整備の設計に込めた意図や思いなどを伝えるのは、この時が初めてであった。整備を設計する立場としては、いちいち説明しなくても、現地で見たらわかるような整備を目指しているつもりであり、見てわからないようなことは説明板で説明すればよい、という気持ちがあったことも否めないが、政庁南大路や城前官衙で、整備した施設のどこを見てほしいのか、ということの説明できたのは大変貴重な経験であった。

遺跡のユニークベニュー（特別な会場）としての活用

政庁南大路の開通式と、城前官衙のプレオープンセレモニーは、多賀城研が段取りして、住民を呼んで説明したというものであるが、多賀城創建1300年の記念の年を迎えることは、これをきっかけとして、近年希薄となってきた「地域」と「遺跡」との関係を再構築できる、またとないチャンスではないかと考えており、実際、様々な活用が展開しつつある。

先に紹介した城前官衙プレオープンでの和太鼓演奏もその一つであるが、その翌週には、多賀城市の1300年記念事業の企画運営を担当している市民文化創造課のコーディネートによって、ジャズピアニスト“ジェイコブ・コーラー”によるストリートピアノの持ち込みによる演奏会が、城前官衙の床張り建物跡の遺構表示の上で行われた（図11）。200名くらいの来訪者があり、アンケートには「歴史的なもの、現代のイベン



図11 ジャズピアノコンサート

トのコラボ最高でした。目からうろこ」など、ほとんどが好意的な意見であった。そして、強調しておきたいのは、このピアノ演奏の前座として、多賀城跡の歴史的価値や、この会場となっている城前官衙の解説をすることを条件に、場所を使ってもらうことにしたことである。ほとんどの来訪者がピアノ演奏を目的としていて、多賀城跡の歴史などには興味がないことを前提に説明を行ったが、意外にも、参加者の7割は多賀城が古代陸奥国府で城柵であることをよく知っていたことには驚いた。当日初めて多賀城に来た、という人は1人だけであったので、逆に、あまり多賀城跡ファンの新規獲得にはならなかったようである。

その後も、多賀城市の市民文化創造課の企画で、創建1300年記念プロモーション事業として、観光庁の補助事業による古代米の商品開発を兼ねた「多賀城アウトドアダイニング」という青空レストランが1日限りで実施された(図12)。宮城県内のフレンチシェフが、多賀城市産の古代米を使ったコース料理を考案してふるまったものであるが、一人1万5千円という値段設定にもかかわらず、ランチとディナーに各40名の参加があった。その会場として使われたのが、城前官衙の主屋の構造復元展示である。これも、野外ピアノ演奏会と同じ、ユニークメニューである。本当は、このフレンチ料理を食べる前後か、途中に、多賀城跡の解説をする機会がほしかったが、そちらはかなわなかった。

市民活動による遺跡のボランティアガイド 上述したのは多賀城創建1300年記念をきっかけとした活行事



図12 古代米の商品開発を兼ねた青空レストラン (多賀城市提供)

例であるが、多賀城跡では、これまでも、市民活動団体による積極的な活動が行われている。

ボランティアが来訪者に多賀城跡の案内をするボランティアガイドとしては、多賀城市観光協会が母体になっている「観光ボランティアガイド」と、多賀城市文化財課が母体となって結成された「史跡案内サークル」の2団体があり、いずれも会員が熱心に勉強会を開催して、自己研鑽に励んでいる。

また、「NPO ゲートシティ多賀城」は、「歴史を生かしたまちづくりのビジョンを提示する」ことを目的に結成された団体で、史跡探索ツアーや、万葉茶屋の運営、史跡内にカタクリを植栽する、などの活動を通して歴史まちづくりの在り方を提示し、シンポジウムを開催してその成果をまとめるなど、具体的に多賀城跡を核としたまちづくりの提言を行い、冊子を刊行している¹³⁾。また、現在の政庁南大路の復元整備を行う前には、コスモスを植えて大路の路幅を表現するという取り組みが行われ、「NPO によるまちづくり活動」の категорияで「グッドデザイン賞」を受賞している(図13)。近年は遺跡のライトアップなどのイベントを企画、実施している。

このように、多賀城跡に関わる人々は一定数おり、それぞれが独自に活動を展開している状況であり、今後の活動の広がりにも期待したい。



図13 コスモスを植えて路幅が表現された大路

3. 行政がやらなければならないこと

今後、行政がやらなければならないこととして、1つは、多賀城跡と関わっている人たちと一緒にあって、保存活用の方向性を探っていく必要があると考えている。例えば、今後、改訂の検討を加えていくことになる保存活用計画の策定において、委員会の場に市民団体の代表が出席してもらおうという参加の仕方だけではなく、具体的に計画の内容を検討する作業メンバーに入ってもらい、遺跡の在り方を提案してもらったり、一緒に検討したりしていくことが大事ではないかと考えている。それは、整備などの計画策定においても同様である。

さらに言えば、多賀城跡に限らず多賀城市全域の文化財保存活用地域計画の策定など、多様な主体との関わり方は様々な場面であると思われる。

2つ目として、保存活用計画を運用するにあたって、行政は、引き続き厳格に遺跡の保存管理を行っていく必要があると考えている。昭和から続いてきた現状変更の規制と、公有化、調査、整備という遺跡保存のスキームは、現在も非常に有効であり、この手法は継続されるべきものであると思われる。

一方で、それだけではいけない、というのが今回のテーマであるが、行政が遺跡の保存を確実に行うのであれば、土地利用や活用方法はある程度、いろいろな主体に任せ、そこからのアイデアを寛容に受け入れる姿勢も必要であると思われる。もちろん、何をしても良いわけではなく、また、すべて門前払いすべきでもない。肝要なのは、関係者どうしが、面倒くさげらずに議論を尽くすことである。

加えて、遺跡の保存活用を図るには、遺跡の価値を発信し続けることが必要であり、そのためには、調査し続けること、整備し続けることが非常に有効であると思われる。行政担当者は、そのことを強く信じ、そのことを粘り強く訴えていく忍耐力が必要であると考えている。

忘れてはならないのは「調査」、「整備」、「保存管理」は目的でなく、遺跡の価値を知り、活用を図りながらさらに価値を高め、その価値を次の世代につなげ

るための手段だということである。そうした中で、行政は多様な主体と一緒に勉強しながら保存活用のための計画を練るプロセスを踏み、遺跡の保存が確実に担保できるのであれば、土地利用、活用方法はある程度様々な主体に任せてみることも必要ではないかと考える。

4. おわりに

令和6年に多賀城跡は創建1300年の節目を迎える。そこを目標にして進めてきた各種事業はもうすぐゴールにたどり着くことになるが、今後はこの節目をきっかけに表出するであろう新たな課題の解決と、さらに先にある多賀城跡のあるべき姿を、真剣に考えていかなければならない。繰り返しになるが、今後も調査し続けること、整備し続けること、遺跡の価値を発信し続けることを通じて保存活用を図っていきながら、今まで付き合いのなかった人たちと積極的につながりを持つことで、さらに多様な保存活用の糸口を探っていくことが望まれる。

【註】

- 1) 宮城県多賀城跡調査研究所 1982『多賀城跡 政庁跡本文編』、p.34
- 2) 多賀城市教育委員会 1976『特別史跡多賀城跡附寺跡保存管理計画』
- 3) 前掲註2、p.12
- 4) 多賀城市・多賀城市教育委員会 1988『特別史跡多賀城跡附寺跡第2次保存管理計画書』、p.7
- 5) 前掲註2、p.28
- 6) 多賀城市教育委員会 2011『特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画』
- 7) 文化庁文化財部記念物課 2005『史跡等整備のてびき』I 総説編・資料編 同成社
- 8) 行政資料：文化庁文化財第二課『令和2年11月27日 史跡・埋蔵文化財担当者会議資料』
- 9) 宮城県教育委員会 2016『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』
- 10) 宮城県多賀城跡調査研究所 2020『特別史跡多賀城跡附寺跡緑化修景基本方針』
- 11) 前掲註9、p.8
- 12) 多賀城市 2011『多賀城市歴史的風致維持向上計画』第1期計画は、平成23年策定、平成28年変更、第2期計画は令和3年策定、令和4年変更
- 13) NPO ゲートシティ多賀城 2011『NPO ゲートシティ多賀城をととした歴史都市・多賀城のまちづくり』

福岡県内の遺跡における在り方の事例

EXAMPLES OF HOW TO PROTECT ARCHAEOLOGICAL SITES IN FUKUOKA PREFECTURE

入佐 友一郎 (九州歴史資料館)

IRISA TOMOICHIROU (KYUSHU HISTORICAL MUSEUM)

大宰府関連史跡 / HISTORIC SITES RELATED TO DAZAIFU

首羅山遺跡 / SHURASAN SITE

遺跡と地域との関係 / RELATIONSHIP BETWEEN THE SITE AND THE COMMUNITY

1. はじめに

九州の北部に位置し、人口約510万人の福岡県は、60の市町村（市29、町29、村2）から構成されている。文化財保護行政の特徴としては、文化財専門職員総数454名の内、市町村の職員数が406名（令和2年7月1日現在）と、県職員に対して市町村職員の割合が高く、市町村職員の数は全国一とのことである。この背景には、本県が長きにわたり掲げてきた「地域の文化財は地域で守る」という基本理念の下、県内6箇所の教育事務所に配置した県文化財専門職員によって、市町村の体制整備と地域主体の文化財保護行政を推進してきた歴史がある。

表1 文化財専門職員数の上位5都府県（出典：福岡県文化財保護大綱）

	都府県	総数	都府県	
			都府県	市町村
1	東京都	500人	122人	378人
2	福岡県	454人	48人	406人
3	埼玉県	401人	114人	287人
4	大阪府	400人	68人	332人
5	神奈川県	370人	247人	123人

(令和2年7月1日現在)

また、本県では、文化財保護法の改正を受け、令和2年度末に『福岡県文化財保護大綱』を策定し、今日的課題を踏まえた新たな文化財保護行政を推進しているところである。

本県は、海路で中国大陸や朝鮮半島に近接する地理

的特性を背景として、古くから対外交渉の窓口となつて発展し、我が国の歴史上、重要な位置を占めてきた。このような理由から、国指定史跡が97件（特別史跡5件、史跡92件）所在し、県又は市町村が進める史跡整備事業の総数も年間30件程度で推移している。一方、保存活用計画の策定は、34の史跡に留まっており、これは全体の約3分の1である（数字は令和5年3月現在）。

97件の史跡のあり方は、その特徴や自治体の現状によって様々と言えるが、本報告では、その中でも、太宰府市に所在する大宰府関連史跡、久山町に所在する首羅山遺跡という県内の特徴的な2つの史跡の取組みを紹介することで、今後の史跡のあり方を俯瞰してみたい。

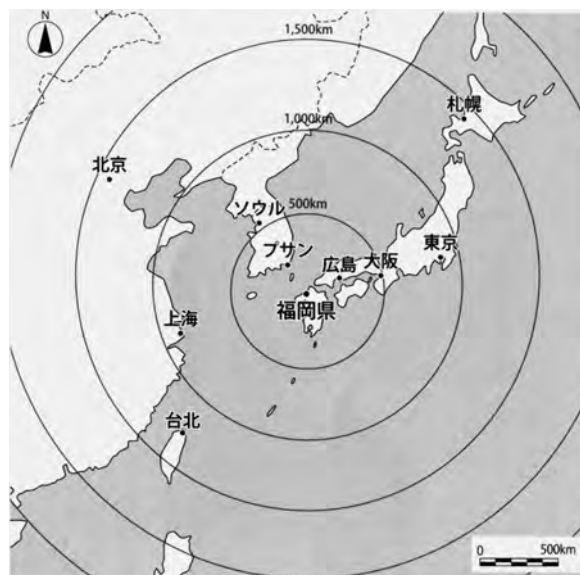


図1 福岡県の位置（出典：福岡県文化財保護大綱）

2. 特徴的な事例の紹介

(1) 人と遺跡が共生してきた遺跡群の事例

～大宰府関連史跡(太宰府市)～

大宰府関連史跡の概要 大宰府は、7世紀末頃から西海道9国3島に対する内政総監の府として、また、海辺防備及び外交・交易の拠点として、重要な役割を担っていた。『続日本紀』神護景雲三年(769)十月甲辰条に、「此府人物殷繁、天下之一都会也」と記載されるように、当時において、平城京・平安京に次ぐ規模を誇る最大の地方都市であった。

太宰府市内には、大宰府に関連する3つの特別史跡(大宰府跡、水城跡、大野城跡)と5つの史跡(観世音寺境内及び子院跡、筑前国分寺跡、国分瓦窯跡、大宰府学校院跡、宝満山)が所在しており、市はこれらを総称して大宰府関連史跡と名付けている。大宰府関連史跡は市の象徴になっており、さらには市域の16.4%が史跡指定地という特殊性を持っている。また、このことから大宰府関連史跡との向き合い方は、文化財部局のみならず市全体にとって、極めて重要なものとなっている。

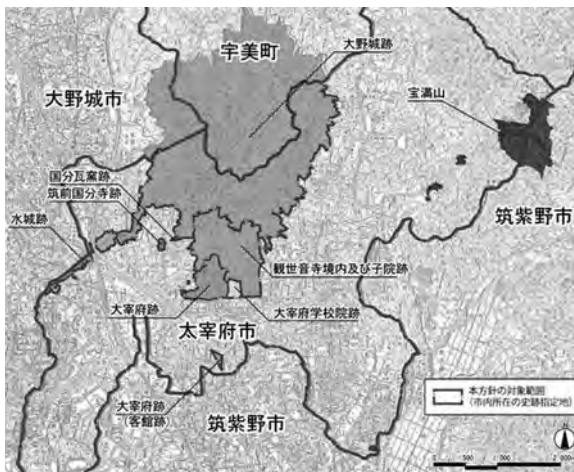


図2 太宰府市内の史跡指定地の分布 (提供: 太宰府市教育委員会)

大宰府保存の歴史 大宰府保存の歴史は長く、室町時代には既に遺跡として認識されていたようである。近世には太宰府天満宮に詣でる「さいふまいり」の名所としても知られており、福岡藩は、礎石の配置図を作成し、その保存を行っていた。また、明治から大正

初期にかけては地元での顕彰意識の高まりから顕彰碑が建立され(図3)、大正10年(1921)の史跡指定(政庁中心部のみ)へと繋がる。

高度経済成長期となり大きな開発の波が訪れると、史跡保存の観点から国の文化財保護委員会は面として指定拡張の検討を開始する。指定拡張に関しては地元の反発も大きく(図4)、県・町・住民代表等は賛成・反対の意見を幾度も重ねる。その結果、ようやく昭和45年(1970)に指定拡張を実現するが、保存への理解の代替として、公有化事業が必須条件、つまり、「買わなければならないもの」として位置づけられる。

また、同年には、文化庁文化財保護部長名で『太宰府地区史跡の保存・管理計画』が通知され、町が日常管理から公有化、追加指定、現状変更行為の制限等の保存管理を行い、県が発掘調査や史跡整備を進めることとなる。遺構保存、平面表示を主体とした価値の顕在化、大野城跡などを借景とした景観整備は、昭和50年代後半に完了、およそ現在視認される状況へと至る(図5)。



図3 大宰府政庁正殿の設置された顕彰碑 (提供: 九州歴史資料館)



図4 「史跡地拡反対」の立札 (昭和40年代初頭) (提供: 九州歴史資料館)



図5 史跡整備後の政庁跡（提供：九州歴史資料館）

太宰府市の取組み 大宰府政庁に立つと、普段から地元住民が史跡で過ごす風景を目にする（図6）。学校帰りに子供が遊ぶ姿、母親が幼児を遊ばせる姿、老夫婦が散歩する姿などである。無論、そこには多くの観光客の姿も見受けられるが、筆者は、近隣住民と史跡が共存するこの風景こそが、大宰府跡という史跡の最大の特徴であり魅力と捉えている。では、この風景はどのようにして生まれたのか？ その理由として考

えられることは幾つかある。例えば、近世以前から「守るべきもの」「大切なもの」という認識が既にあったこと、特別史跡という高い価値、大野城跡を借景とする良好な歴史的風景などである。しかし、決してそれがすべてではなく、その背景に市の地道な取組みの積み重ねがあることを述べておく必要がある。

太宰府市の特徴的な取組みは、「文化遺産からはじまるまちづくり」を掲げた『太宰府市文化財保存活用計画』（平成17年）を嚆矢とする。その後策定された『太宰府市歴史文化基本構想』（平成23年）では「歴史・文化が暮らしの中に“生”づくまち」の実現を目指すため、①文化遺産をそのものとして見守る、②文化遺産を文化財として保護する、③文化遺産を太宰府市民遺産として育成する、という3点の方向性を示した。また、同年の『太宰府市景観まちづくり計画・景観計画』に基づき、「太宰府市の景観と市民遺産を守り育てる条例」を制定、市民が文化遺産を大切に想う意識の醸成を目指した。

一方、必須条件として進められてきた公有化事業もこの頃にはかなり進捗し、公有化率は約80%という数



図6 大宰府跡の日常の様子（提供：太宰府市教育委員会）

字を示していた。史跡の保存が進む反面、市の管理面積は拡大、管理費用も増大し、十分な対応ができていない状況も生まれていた。また、高齢化により空き家が増え、公有化により地域コミュニティも減少、農地が荒廃するなどの問題も抱えていた。他方、九州国立博物館の開館（平成17年）などを追い風とした文化観光の推進により、市域全体の来訪者数は年間約1,000万人に到達、太宰府天満宮一極集中型の観光形態から大宰府史跡への分散化も進んできた。

これらを踏まえ、市は8つの史跡群を対象とした包括的な保存活用計画『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』（平成28年）を策定、その中で「大宰府関連史跡が生み出す心地よい空間 ～生活と共生する8つの史跡～」という基本理念の下、新たな取り組みを開始した。また、個別計画となる『特別史跡大宰府跡保存活用計画』（平成29年）では、本質的価値の中のひとつに「人と遺跡が共存する価値」を掲げ、それを維持向上させる仕組みとして「人と遺跡が共存する範囲」を設定、公有化の積極性に強弱をつけるとともに、現状変更の基準を再設定することで、観光客も受け入れつつ、地域住民と共生するあり方を実現しようとしている。施策を進める上では、困難な問題や苦勞も多いと察するが、図6のように、当たり前のように地域住民や来訪者でにぎわう史跡の姿は理想的であるため、市の取り組みにより今後もこの風景が維持向上されていくことに期待したい。

(2) 地域にこだわり続ける遺跡の事例

～史跡首羅山遺跡(久山町)～

首羅山遺跡の概要 首羅山遺跡は、福岡平野東部の白山に所在する中世の山林寺院跡である。鎌倉時代の伽藍の状況をそのまま残す稀有な遺跡であり、日本古来の寺院の流れの中に、国際貿易港博多を通じて伝来した大陸の仏教信仰が混在する国際色豊かな山林寺院としての評価から、史跡に指定された。これまでの経緯としては、平成16年度に町民からの調査依頼を受けて現地踏査を実施、翌17年度から24年度まで九州歴史資料館と共同で発掘調査・報告書の刊行、史跡指定(24年度)を経て整備計画(26年度)、保存活用計画(27年度)を立案、30年度には全山公有化を終え、動

線・サイン整備を主体とした事業に着手し現在に至るといった具合に、スピード感を持って事業を進捗させている。先述の大宰府関連遺跡と大きく異なることは、山林寺院であるにも関わらず、16年度以前には地域住民からほとんど認識されていなかった点にある。ところが、指定直後の町民認知度は98%を示し、25年度の史跡指定記念イベントでは、基本的に町民以外を参加不可としたにも関わらず、約2,000名(町民の約1/4)の参加者に恵まれるなど、指定時には既に町民の宝となっていた稀有な事例である。この現象の背景には何があるのか?その答えを久山町の特性と独特な取り組みを交えて紹介したい。



図7 首羅山遺跡上空から博多湾を望む(提供:久山町教育委員会)



図8 山頂に残される薩摩塔と地域の子どもたち(提供:久山町教育委員会)

久山町と地域の取り組み 指定とともに町民の宝となった理由は、町の「特性」と「取り組み」にある。

特性としては考えられる要素は3つある。1つは、町として初めての国指定文化財であったこと、また、町域から視認性が高くシンボリックな山の遺跡であつ

たこと、さらには、福岡市に隣接しつつも町域の97%が市街化調整区域という独自の施策を古くから行ってきた町であること（つまり、人の移動が少なく強いコミュニティを維持していたこと）である。3つの要素が重なり合うことで、地域主体の活動はおおいに盛り上がりを見せる。具体例を挙げると、遺跡をより知ろうとする住民が自ら勉強会を発足、現場説明会に際して地元住民が自主的にイノシシ汁をふるまい参加者を歓迎（図9）、来訪者へのおもてなしを目的とした史跡地での継続的な清掃活動などである。いずれも我が町へ見学に来てくれることへの感謝を示す地域住民の自主的な活動と言える。また、そのような活動が続いた結果、いつの間にか町役場が住民に引っ張られるようになっていったとも聞いている。



図9 遺跡見学会で自主的にイノシシ汁をふるまう地域の人々
（提供：久山町教育委員会）

次に、久山町の取組みを紹介する。その大きな特徴は、町外に目を向けず地域にこだわり続けている姿勢にある。指定記念イベントを町民限定としたことも1つの事例と言える。最も特徴的な事例は、学校教育、特に小学校における取組みである。町には小学校が2校設立されているが、両校ともに6年生を対象とした年間30時間以上もの総合的な学習を、平成21年度（指定の4年前）から現在に至るまで15年間継続的に実施している。「わたしたちの首羅山遺跡」と題した総合的な学習の目的は、「ふるさとを愛する心を育て、地域への誇りと愛着を持つこと」と設定されており、平成26年には第45回博報賞・文部科学大臣奨励賞（日本文化理解教育部門）を受賞した。また、授業の内容も発展し続けている。当初は遺跡に関する研究発表「首

羅山サミット」（図10）、映画制作「私たちの首羅山遺跡」（図11）あるいは遺跡に関連した作品制作（絵本、粘土細工、ステンドグラスなど）を実施していたが、現在では「歴史・史跡巡りのたび」と題して遠方の市町村へ徒歩で出向き首羅山遺跡をPRする活動へ移行している（図12）。この活動は来訪誘致にも見えるが、目的はあくまでも「ふるさとを愛する心を育て、地域への誇りと愛着を持つこと」であり、保護者も裏方として子供たちの活動を支えている。また、活動を支えることで、保護者の心にも史跡への愛着が醸成されることである。



図10 総合学習発表会「首羅山サミット」（提供：久山町教育委員会）



図11 映画「私たちの首羅山遺跡」の制作（提供：久山町教育委員会）

久山町の取組みは、「ふるさとの宝」という意識を子供たちの心に確実に芽生えさせている。しかも、それが継続していることで若い世代に幅広く浸透することになる。それだけでなく、町の特性による地域住民（特に高齢者）の活動や保護者を巻き込んだ授業の継続により、結果的に全世代の町民に対して、遺跡を通じた郷土愛の醸成を実現させている。

以上のように、久山町は「町民に愛される遺跡」を



図12 歴史・史跡巡りのたび（提供：久山町教育委員会）

目指し、地域にこだわり続ける姿勢を現在まで貫いている。その姿勢が史跡の魅力の一部となり、その魅力に引き付けられた人々が町外から来訪（現在、来山者は年間20,000人）、その人々を地域住民がもてなす、という好循環を持続可能な形で実現させているように思える。特殊事例かもしれないが、遺跡のあり方を考える上では、太宰府市とともに全国で紹介すべき好例と考えている。

3. まとめ

今回紹介した2つの事例では、県内で最も観光客が多いと思われる大宰府史跡において、観光客を受け入れつつ地域との共生を目指すあり方と、一貫して地域の宝にこだわり続けることが史跡の魅力を生み、逆に町外の人々の興味を引き付けている首羅山遺跡のあり方を紹介した。両者の共通点は、遺跡と地域の良好な関係の構築を第一に考えていることであり、特に観光客の多い太宰府市がそこに回帰した点は注目に値する。

文化財の活用に文化観光の視点が求められるようになって久しい。しかし、筆者の経験上、文化観光の必要性は史跡によって様々であり、実際の状況として観光客で賑わっている史跡は限定的と言わざるを得ない。首羅山遺跡のように、観光を基本的に考えず、町民に愛される遺跡を追求するあり方も正解の1つである。

以上のことを踏まえ、遺跡のあり方を考える上では、国民共有の財産であることを前提とした上で、やはり地域とのつながりが最も大切であるというところに帰着する。そして、それを必須とした上で、適切な文化観光の程度感を見定める視点が求められ、保存活用計画や整備計画などで文化財の活用を検討する際には、最も遺跡に見合った程度感を冷静に選択することが、計画を実行に移す上でも大変重要になる。

今回は福岡県の事例として紹介したので、本稿の考えが全国のすべての遺跡に当てはまるとは言えないかもしれないが、今後の計画立案等に際し、史跡のあり方を考える上で参考になれば幸甚に思う。

【参考文献】

- 太宰府市 2005『太宰府市文化財保存活用計画—文化遺産からはじまるまちづくり—』
- 太宰府市 2011『太宰府市歴史文化基本構想』
- 太宰府市 2011『太宰府市景観まちづくり計画・景観計画』
- 入佐友一郎 2014「史跡整備における計画の重要性～計画策定の視点と意義～」『国立文化財機構奈良文化財研究所 平成25年度遺跡整備研究会報告書』
- 江上智恵 2014「北部九州の中世山林寺院跡・国史跡首羅山遺跡について」『日本歴史』第795号 吉川弘文館
- 久山町教育委員会 2015『国史跡首羅山遺跡整備基本計画』
- 太宰府市 2016『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』
- 久山町教育委員会 2016『国史跡首羅山遺跡保存活用計画』
- 太宰府市 2017『特別史跡大宰府跡保存活用計画』
- 九州歴史資料館 2018『特別史跡大宰府跡』—大宰府史跡ガイドブック3—
- 城戸康利 2020「史跡指定100年と太宰府市の文化財行政」『都府楼』第52号
- 福岡県教育委員会 2021『福岡県文化財保護行政の100年』—大宰府史跡指定100年記念誌—
- 福岡県教育委員会 2021『福岡県文化財保護大綱』
- 江上智恵 2021 シリーズ「遺跡を学ぶ」149『博多周縁の中世山林寺院首羅山遺跡』新泉社

明日香村における遺跡の保存・管理と活用

PRESERVATION, MANAGEMENT AND UTILIZATION OF ARCHAEOLOGICAL SITES IN ASUKA VILLAGE

相原 嘉之 (奈良大学)

AIHARA YOSHIYUKI (NARA UNIVERSITY)

文化財 / CULTURAL PROPERTIES 農村景観 / RURAL LANDSCAPE
歴史的風土 / TRADITIONAL SCENIC BEAUTY
景観保全 / LANDSCAPE PRESERVATION

1. はじめに

奈良盆地の南端にある明日香村は、橿原市・桜井市・高取町・吉野町に接する面積約24km²、人口約5,191人（令和5年11月1日現在）の小さな村である。昭和31年（1956）に飛鳥村・高市村・阪合村が合併して、現在の明日香村が誕生した。この明日香村を中心として、1400年前の飛鳥時代約120年間、都があった。ここで飛鳥文化が花開き、律令国家が形成されて、「日本国」が誕生した。

このことから明日香村には、日本国誕生を証する遺跡が数多く埋蔵されており、21カ所・537,494m²の国指定史跡（特別史跡を含む）がある。そして、村内全域を周知の遺跡として、土木工事にあたっては発掘届（発掘通知・現状変更申請）が必要であり、標高150m以下の平坦部は重要遺跡（地区）として基本的に発掘対応をしている。これと同時に、地上の景観についても、古都保存法や景観法・奈良県風致地区条例等に

よって厳しく規制されている（図1）。

本稿では、明日香村に残されている遺跡や景観がどのように保護され、管理・活用されているかについて整理する。

2. 文化財・歴史的風土の保存

(1) 古都保存法の公布・施行

昭和41年（1966）、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」が公布・施行された¹⁾。1960年代半ば頃は、それまでの高度経済成長に反省が加えられた時代でもある。特に、昭和39年（1964）の京都市双ヶ岡のホテル建設計画や奈良市の若草山の観光道路問題、そして鎌倉市の八幡宮裏山の造成計画など、いわゆる「古都」と呼ばれる地域で、景観を破壊する開発計画がもちあがり、全国的な保存運動へと広がった。これを背景に、歴史文化遺産を単体として保存するだけでなく、文化財と一体となった自然環境のすべてを「歴史的風土」と捉え、その風土・環境を開発の波から守ろうとする動きがでた。

この法律は「古都」とされる京都市・奈良市・鎌倉市・逗子市・大津市・天理市・橿原市・桜井市・斑鳩町、そして明日香村に適用された。しかし、多くの市町ではその一部地域、特に、市街地から離れた場所が保護対象になっているのに対して、明日香村は村内全域が対象地域であるという特色をもつ。つまり、住民の居住の有無や観光地でない地域も含めて古都保存法の対象となっている点で、他の市町とは明らかに異質



図1 明日香村の風景

である。そして昭和42年（1967）には「歴史的風土保存地区」、昭和44年（1969）には「歴史的風土特別保存地区」指定と次々と保存策が図られた。また文化財保護についても、昭和41年に飛鳥寺・橘寺・定林寺などの広範囲な史跡指定がなされている。

(2) 飛鳥保存に関わる閣議決定

古都保存法に指定されたとはいえ、都市化の開発の波は確実に明日香村へと近づいていた。大阪にちかい橿原市や明日香村も通勤圏となり、近隣市町村でも無秩序な開発が進んできた。これに加えて、明日香村の主要産業である農林業の零細化や後継者不足が追い打ちをかけていた。古都保存法による保存は、現状の凍結だけでは活力のない村となってしまう。そこに住民が暮らしている限り、この生活環境の維持と一体でないと、文化財や景観の保存はできないのである。

この頃、歴史学や考古学・万葉文学の研究者や文化人らによって、飛鳥保存の声が上がっていた。明日香村の風土についての保存運動は全国的に広がりを見せつつあった。この中でも漢方医の御井敬三の「声の直訴状」と呼ばれるテープが、当時の首相・佐藤栄作に届けられ、さらに保存の機運は高まり、昭和45年（1970）3月に「飛鳥古京を守る会」、5月には「飛鳥古京を守る議員連盟」が結成された。

そして12月18日、歴史的風土の保存と住民生活の向上をかかげた「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策について」を政府は閣議決定した。この決定に対して、村民は受け入れるかをまだ迷っていたが、1972年の高松塚古墳壁画の発見によって、文化財が国民的に認知されたことを受け、文化財と生きる村を決定したのである。そして、住民の生活環境の整備として、道路・河川・ゴミ処理場の整備をすると共に、歴史的風土及び文化財保存活用環境の整備として、歴史公園（国営飛鳥歴史公園）・歴史資料館（飛鳥資料館）・宿泊研修所（祝戸荘）の建設、文化財の調査研究（奈良文化財研究所）の推進、土地の買い上げ制度、官民共同の保存団体（古都飛鳥保存財団）が設置された。

(3) 明日香法の制定

このような古都保存法や閣議決定を受けて、観光道

路や資料館建設などの様々な施策が事業された。しかし、史跡や観光客のための施設整備は進んだのに対して、住民生活の向上については遅れがちとなり、住民からの不満が高まっていった。歴史的風土の保存にはそこに住む住民生活の向上が必要不可欠である。そこで「古都保存法」の特例法である「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（明日香法）」を昭和55年（1980）5月26日に公布・施行した²⁾。その内容は、歴史的風土の保存計画、明日香村整備計画、国の助成、明日香村整備基金の創設などが記されている。

(4) 明日香村整備計画の策定

明日香法制定により、奈良県が明日香村や国の意見を聞きながら10年ごとの整備計画を策定し、令和2年（2020）からは「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画（第5次整備計画）」が始まった。整備計画の内容は多岐にわたるが、文化財に関わる点については、第1次（昭和55～平成元年度）・第2次（平成2～11年度）整備計画では、遺跡の調査と史跡の整備があげられている。これに対して、第3次（平成12～21年度）整備計画では、史跡の整備が「歴史的風土の創造的活用」として盛り込まれ、それまでの凍結保存から、新たな活用へと舵を切った。さらに第4次（平成22～令和元年度）整備計画では「歴史展示の促進」が提唱され、第5次（令和2～11年度）整備計画では「国家基盤が形成された明日香の地にふさわしい歴史展示の推進」として、さらに声高に謳われた（図2）³⁾。

(5) 明日香村文化財総合管理計画の策定

平成17年（2005）、明日香村内にある埋蔵文化財の保存管理計画を策定した⁴⁾。従来、埋蔵文化財の管理計画は、史跡地及びその周辺を対象に策定するものであるが、明日香村では村内全域を対象として保存管理計画を策定した。これは指定地以外においても未知の重要遺跡が数多く推定されること、明日香村内全域が埋蔵文化財包蔵地（周知の遺跡）となっており、開発行為に対しては、全域で発掘届・通知等が必要になっていることによる。さらに歴史的風土保存地区及び特別保存地区が村内全域にかかっていることもある。こ



図2 明日香村整備基本方針と整備計画の経緯

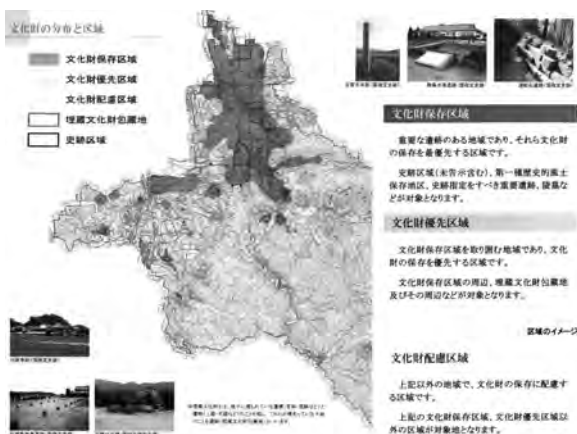


図3 明日香村文化財総合管理計画（平成17年策定・平成26年改訂）



図4 地区別管理計画

の管理計画は、その後10年を経過した平成26年（2014）に改訂を行っている⁵⁾。それは史跡地の増加・拡大による指定範囲の変更や、世界遺産登録へ向けての動きと連動し、従来の保存管理だけでなく、活用についても重視される社会情勢の変化があったためである（図3・4）。

(6) 明日香村歴史文化基本構想の策定

明日香村文化財総合管理計画を改訂した翌年の平成27年（2015）、『明日香村歴史文化基本構想』を策定した⁶⁾。埋蔵文化財だけでなく、地域にある指定・未指定文化財を総合的に把握するものであり、これらを保存・活用していく方向性を示し、各種施策にも反映しようとするものである。これらの実施計画にあたる「歴史的風致維持向上計画」や「文化財保存活用地域計画」は策定していないものの、先にみた「明日香村整備計画」の中では、10年ごとの文化財の保存・活用が大きな柱の一つとして重視されており、実質的に文化財の保存活用の地域計画となっている。

3. 明日香村内の史跡指定

明日香村内には令和4年（2022）2月17日現在、21件・537,494㎡の国指定史跡・特別史跡が指定されている⁷⁾。大正10年（1921）の川原寺跡・大官大寺跡から始まるが、いくつかの段階に区分される。大正10～昭和10年（1935）の指定は、史蹟名勝天然記念物保存法の施行に伴うもので、この時期には全国的に史跡指定がなされた。その多くは礎石や石室の残される寺院・古墳が対象となっている。その後、昭和41年の古都保存法を契機に、飛鳥寺跡・橘寺境内・定林寺跡など、既存集落を含む広範囲に史跡指定がなされた。当時はまだ土地所有者の個別承諾を必要とせず、史跡指定の告示できた時代である。昭和45年の飛鳥保存の閣議決定以降、高松塚古墳をはじめ、重要な遺跡が相次いで指定される。特に、平成12年（2000）以降は、新発見の遺跡（飛鳥池工房遺跡・飛鳥京跡苑池・都塚古墳）や、それまで史跡指定できずに課題として残されていた遺跡（檜隈寺・岡寺）などの指定がなされている。さらに遺跡整備や世界遺産登録へ向けての資産保護の完全性のため、指定地の拡大が推し進められている。

4. 明日香村内の遺跡整備

このように、史跡指定によって遺跡の保護が法的に

図られたが、同時に活用としての遺跡整備が求められるようになる。

大正2年(1913)に奈良縣史蹟勝地調査会設置される。これは、遺跡や天然記念物の審査を行い、奈良県知事に保存上必要な施策などを提言する組織である。これを受けて、牽牛子塚古墳や中尾山古墳の整備工事がなされたが、工事内容は排水管を埋設して、石室内の排水を行うもので、保存・維持のための最小限度の保存工事に留まっている。これを大きく変えたのが、石舞台古墳の整備である。それまで水田の中に石室の巨石が確認されただけであったが、昭和8年(1933)・昭和10年の発掘調査において外濠の存在と墳形が明らかとなった。これを受けて、奈良県は古墳の全貌が判るように、道路を迂回させ、外濠を復元することにより、古墳の構造を明確にしようとした。現在の復元整備のはじまりである。しかし、当時の戦争の影響もあり、整備工事は中断し、最終的に完成するのは、昭和51年(1976)になってからのことである。

飛鳥保存の閣議決定(昭和45年)以降、文化庁直営による遺跡整備が川原寺跡で始まった。基壇・礎石・柱位置等を表示する方法で、これ以降、全国の寺院・地方官衙遺跡の整備モデルとなる。また、古墳の整備については、遺跡保存のための最小限度の整備で、築造当初の復元整備はなされていない。

明日香法(昭和55年)以降の整備は、一部の遺構の実物展示を行い、本物の価値を伝えることが期待された。また、マルコ山古墳など、築造当初の姿をイメージできる整備がもとめられた。これが「凍結保存から創造的活用へ」と提唱された第3次整備計画を踏まえて、実物展示や築造当初の姿への復元、本物の壁画公開に繋がっている。第4次整備計画での「歴史展示の推進」に向け、牽牛子塚古墳の復元整備、飛鳥宮跡・飛鳥京跡苑池の復元などが進められている⁸⁾。

5. 明日香村内の遺跡管理の事例

史跡指定をすると、公有化をして、遺跡整備を行うのが、一般的な保存活用の手法である。しかも、史跡指定された土地は、適切に管理する必要がある。その

管理方法は、公有化の有無や整備の有無によっても異なる。

遺跡整備の実施されている史跡地については、草刈りや清掃・見回り等の維持管理が必要となる。史跡地の中でも、国有地の場合は、国から80%の補助があるが、単価30円/m²の草刈りで年2回が必要とされる。また、見回り104回以内、清掃12回以上が指定文化財管理費国庫補助要項として定められている。しかし、この草刈り単価は昔から変更されておらず、現状の単価とは大きな金額差がある。そもそも年2回の草刈りでは、公園の適切な維持管理はできない。少なくとも4~6回以上の草刈りが必要である。これらの差額分は、市町村が負担することになるが、明日香村の場合は、村に交付されている特別交付金を充当している。一方、県有地・村有地の史跡地については、奈良県・明日香村がそれぞれ負担することになる。しかし、いずれの行政も維持管理費用の予算は削減になっており、担当部署の職員がやりくりしながら、実施しているのが現状である。これら維持管理費用の捻出が大きな課題となっている。

一方、公有化されていない史跡地では、あえて文化財としての公有化をしていない場合がある。それは地下遺構と同等に、地上の景観保全も重要と考えられるからである。地上には昔ながらの景観を保つ歴史的集落が残り、周囲には水田・里山景観が維持されている。史跡として公有化すると、史跡公園としての遺跡整備はできるが、整備計画のない、あるいは整備まで時間がかかる場合は、草刈りのみの空き地としての空間となる。このような場所では、目的外利用ということで、水田耕作などの営農はできない。これは景観保全の観点からみると問題となる。このため、古都保存法の制度として、奈良県による土地の買い上げ制度がある。この場合、景観保護が主目的であるため、公有化後にも、地域に土地を貸し出し、営農を継続してもらうことができる。

このように、明日香村の場合、地下の遺構保存と共に、地上の景観保全も重要視されている⁹⁾。そこで、文化庁と協議の上、遺跡保存と景観保全の両立を図る明日香村の特殊事情に鑑み、国有の史跡地における耕

作を特例として認めてもらった。土地を公有化していることにより、開発から遺跡を保護することができる。そして、営農を継続することにより、景観も維持される。さらに、営農してもらうことにより、日常管理も任せることができるので、史跡地の管理費用の削減にもつながっている。当然、遺跡の整備計画などが進んだ場合は耕作を止め、整備に協力することも確約されている。これらのことから、遺跡の保存、景観保全、管理費用の圧縮という3つの課題を同時に解決することができる(図5・6)。

6. これからの遺跡保存のあり方

史跡を保存するために史跡指定を行い、公有化をして、遺跡公園として整備する。これにより、遺跡や歴史の理解を促すことができ、文化財保護の啓発に繋がることは間違いない。従来は、このような考え方が一般的であったが、近年、整備にかかる補助金額も大幅に減少している。

さらに現在は、遺跡整備についても様々な考え方が

あり、多様な用途が求められている。高槻市の安満遺跡では、周辺を含めて防災公園としての役割も担っている¹⁰⁾ ことなどは、近年の自然災害の増加への対処としているのであろう。また、地域住民の憩いの場としての公園利用も必要となる。特に、近隣住民の協力なくしては、整備・管理はできない。

これからの遺跡整備の手法としては、従来の手法にとらわれず、遺跡をどのように保存するのかが、公有化の有無や整備の有無も含めて、保護の方法を検討することになる。また、遺跡の価値をどのように伝えるのかが、その目的によって整備手法(復元・遺構表示・解説板設置)を選択することになる。「このような使い方をしたいので、このような整備をする」というように、整備してからどう利用するのかを考えるのではなく、利用方法にあった整備を考える。この手法は、飛鳥宮跡の整備計画を策定する中での議論でもあった¹¹⁾。そして、地域住民は遺跡とどのように接するのかを共有することにより、地域にとっての公園の役割が位置づけられる。つまり、史跡整備については、一定の方法が決められているのではなく、その遺跡、その地域において、史跡がどのように位置づけられるのかを、専門家や地域住民とディスカッションし、行政がそのつなぎとなる必要がある。あえて公有化しな



図5 川原寺跡周辺の耕作状況



図6 大官大寺跡周辺の耕作状況



図7 牽牛子塚古墳整備状況

い、整備をしないということも、遺跡保存においては選択肢のひとつであるとする。

これらの遺跡の価値認識の向上にあたっては、牽牛子塚古墳の事例もある(図7)¹²⁾。墳丘貼石工事に先だって、地元の子供たちに、石材の裏に名前等を記入してもらった。小さい頃の体験が、大人になった頃に思いだし、地元の自慢になればよい。そこから、文化財の重要性を学んでもらえると考える(図8)。

また、「牽牛子」の名前の由来となった「アサガオ」を公園の中に植えて、多くの人々に来訪の機会を作っている。よく古代の遺跡公園に植える植物は、「日本の固有種や万葉植物でないといけない」という意見も聞く。確かに、万葉植物園と銘打って、植えるのなら問題はあがるが、綺麗な花を求めて来訪する観光客もいる。ここでは、牽牛子塚＝アサガオという縁もあるが、草花を遺跡来訪の契機と捉え、そこから文化財保存の啓発につなげていくことも、ひとつの手段であろう(図9)。

今後は遺跡の歴史的価値の享受だけではなく、多様な用途・目的にあった保存方法の模索が求められ、その中で文化財の重要性を少しずつでも学んでもらえればよいと考える。

【註】

- 1) 古都保存法 https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000006.html (最終閲覧日: 2023年12月1日)
- 2) 明日香法 https://www.asukamura.jp/gyosei_asukaho.html (最終閲覧日: 2023年12月1日)
明日香村 2006『続明日香村史』



図8 牽牛子塚古墳貼石に記名する明日香村の子供たち

- 吉兼秀夫 2000『遺跡保存と住民生活—明日香村の古都保存—』『歴史的環境の社会学』新曜社
- 3) 明日香村第5次整備計画 https://www.asukamura.jp/gyosei_asukaho_about_5.html (最終閲覧日: 2023年12月1日)
 - 4) 明日香村 2005『明日香村総合管理計画』
 - 5) 明日香村 2014『明日香村文化財総合管理計画(改訂版)』
 - 6) 明日香村教育委員会 2015『明日香村歴史文化基本構想』
 - 7) 国指定史跡 https://www.asukamura.jp/files/bunkazai_sekaiisan_01.pdf (最終閲覧日: 2023年12月1日)
 - 8) 明日香村教育委員会 1996『明日香村内における遺跡整備』『史跡マルコ山古墳環境整備報告書』
明日香村教育委員会 2011『飛鳥の考古学図録⑨ 整備された飛鳥の遺跡』
 - 9) 相原嘉之 2009『奈良県明日香村一遺跡と景観、そして地域住民—』『文化遺産と現代』同成社
坂井秀弥 2005『史跡にとっての地下遺構・景観・住民—明日香から考える—』『飛鳥文化財論—納谷守幸氏追悼論文集—』納谷守幸氏追悼論文集刊行会
 - 10) 安満遺跡公園 <https://www.seibu-la.co.jp/park/ama-sitepark/> (最終閲覧日: 2023年12月1日)
 - 11) 明日香村 2014『飛鳥宮跡保存活用構想検討報告書』
奈良県 2018『飛鳥宮跡活用基本構想』
奈良県 2022『飛鳥宮跡保存活用計画』
 - 12) アサガオプロジェクト https://www.asukamura.jp/gyosei_bunkazai_shitei_1_kengoshi_asagao-project.html (最終閲覧日: 2023年12月1日)

【図版出典】

- 図1 撮影: 上田安彦
図3 註5より転載
図4 註5より転載
図5 撮影: 上田安彦
図6 撮影: 上田安彦
図8 註12より転載
図9 註12より転載



図9 牽牛子塚古墳のアサガオプロジェクト

遺跡のあり方と伝える手立て—京都府宇治市の事例—

THE CONCEPT OF ARCHAEOLOGICAL SITES AND HOW TO PROTECT THEM:
A CASE STUDY OF UJI CITY, KYOTO PREFECTURE

杉本 宏 (京都芸術大学)

SUGIMOTO HIROSHI (KYOTO UNIVERSITY OF THE ARTS)

遺跡の価値 / VALUE OF ARCHAEOLOGICAL SITES
重層性 / MULTILAYERED 多様性 / DIVERSITY
文化的景観 / CULTURAL LANDSCAPES

1. はじめに

この報告では、宇治市が昭和50年代から現在まで、どのように遺跡を保護してきたかについて時系列的に追いながら、その保護の手立ての変化について概略を述べるとともに、これに立ち会ってきた私自身の「遺跡観」の変化を述べようと思う。

私は昭和56年（1981）11月に宇治市教育委員会に嘱託文化財調査員として採用され、昭和58年度に文化財専門職員として宇治市に入庁した。宇治市最初の文化財専門職であった。歴史資料館や都市整備部への異動を経験したが文化財保護行政を一貫として担当した。平成26年度で市役所を定年退職し、その後に現職となる。この35年弱の宇治市在職期間中に、文化財保護をめぐる環境は次第に大きく変化していった。大学で考

古学を学んでいたころには、全く予想できなかった現在の文化財保護の姿がある。

2. 宇治市の史跡と埋蔵文化財

宇治市は京都市の南東に接し、京都駅からJR奈良線の快速で16分程度の距離にある。人口18万人を数え、面積は67.9km²。市域の東半部は琵琶湖に続く山間域であり市域の6割を占め、西半部は昭和16年（1941）に干拓が完了した旧巨椋池の広大な水田地帯と住宅地が展開する低丘陵地となり、市域中央を宇治川が貫流している。この宇治川が山間部から流れ出す谷口部が狭義の「宇治」であり、古くからの宇治の市街地が形成されている。

昭和26年（1951）の市制施行時、新生宇治市は人口



図1 宇治市の上空写真（南から、地理院地図より作成）

3万8千人。産業は化学繊維工業はじめ、伝統的な茶産業そして観光が主体である。市域にJR奈良線、近鉄京都線、京阪宇治線の3鉄道路線が通ることもあって交通の利便性が高く、市制施行後は京都・大阪のベッドタウンとしての住宅開発が進む中で、急激な人口増をたどり市街地を拡大してきた。しかし、バブル崩壊後の平成7年（1995）に人口18万人を超えたあたりで開発と人口増は鈍化し、平成22年（2010）の19万3千人を頭に人口減少に転じた。現在、年当たり約1,300人の人口減が続いている。

市域の文化財は、国宝の平等院鳳凰堂・宇治上神社本殿をはじめ54件の国宝・重用文化財、6件の記念物指定などが宇治地域に集中的に所在する（表1）。

埋蔵文化財数は、昭和56年当時、『京都府遺跡地図』に記載される47か所であったが、その後の遺跡分布調査や開発工事にともなう遺跡発見などが積み重なり、平成12年（2000）に宇治市教育委員会が刊行した『宇治市遺跡地図（改訂版）』では172遺跡に増加した。この周知の埋蔵文化財の総面積は473haに及び市域平野部の27%に該当することになる。

全国的にそうであったように、昭和50年代後半から市域の開発増加と周知の埋蔵文化財の増加とあいまって、開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査が宇治市文化財保護行政の大きな課題として急速に浮かび上がってくることになる。

表1 宇治市の記念物系指定・選定文化財

指定種別	名称	指定・選定年	備考
1 史跡及び名勝	平等院庭園	大11	平安後期、浄土庭園
2 史跡	隼上り瓦窯跡	昭61	飛鳥時代、明日香豊浦寺瓦窯跡
3 史跡	宇治川太閤堤跡	平21	文禄3年(1594)豊臣秀吉築造
4 重要文化的景観	宇治の文化的景観	平21	宇治市街地、宇治川等228.5ha
5 名勝	宇治山	平30	宇治川東岸部山丘
6 史跡	宇治古墳群	平30	宇治二子山古墳、五ヶ庄二子古墳、(瓦塚古墳)

3. 宇治市の遺跡保護の過程

宇治市文化財保護行政での遺跡保護の流れを、大まかにまとめておく。

(1) 時折発掘の時代(昭和56年まで)

昭和56年11月に私が宇治市に入る前の状況は、『京都府遺跡地図』に登録される遺跡で開発行為が行われる場合、教育委員会から考古学を知る高校の教員に依頼して事前の発掘を行っており、古墳などの視覚的に認識できるものについては、公園などの公共用地の中に保存するなどの対策を行っていた。出土品についても宇治市指定の文化財に指定するなどの行為を行ってきている。その点においては、遺跡の保護という意識は行政にあったし、一定程度機能していたといえる。しかしこの時期の課題は、そもそも遺跡認識の少なさにある。『京都府遺跡地図』に登録された遺跡の内容は、基本的に古墳・古代寺院跡・遺物単独出土地が主であった。現地に行けば地形的に視覚的に確認でき、あるいは古瓦などの遺物散布が認められる、昔から知られていた場所である。記録に伝えられる、あるいはあぜ道や畑に見つかる土器の小破片から予測される、水田や市街地の地下に存在するはずの古代・中世集落跡等については、行政・専門家を含めまったく意識化されていなかった。遺跡の一般認識とはそういう時代であった。市域西部の開発は昭和40年代には始まっており、この頃、どの様な遺跡がどのくらい未調査で消滅したかは知るすべもない。

(2) 緊急発掘の時代(昭和56年から平成15年くらい)

昭和54年（1979）あたりから、市の東部丘陵での大型宅地開発が始まっていく。周辺の市から見ると10年ほど遅れての開発となる。これは宇治市東部を通る鉄道が、京都から大回りをしながら奈良へと続くJR奈良線と宇治駅を終点とする京阪宇治線であり、利便性の高い市域西部の巨椋池干拓地を通してゆく近鉄京都線の沿線の開発が先行していた。

次々と開発計画が提出されてくる中で、市域での周知の埋蔵文化財の少なさは実態と乖離しているのではないかとの疑問が行政内で出始め、京都府教育委員会の助言もあって大型開発にあたっては開発事業者の協

力の中で事前の試掘調査を実施してゆくことになる。公社公園関係の東部丘陵の大型事業については、新設された財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターがすでに発掘調査に入っており、弥生後期の高地性集落や奈良時代の集落などを見つけ始めていた。

この経過の中で、大学出たての私は宇治市最初の嘱託文化財調査員として市に赴くこととなる。待っていた発掘は、数十ha規模の低丘陵での大型民間住宅開発に伴うものであった。遺跡の存在は不明だが、京都府教育委員会の近隣の試掘で瓦片と炭層が確認されていた。そして1年に及ぶ期間と相応な経費を費やした発掘調査で、丘陵斜面で飛鳥時代の瓦窯跡4基と付属する造瓦工房跡が発見されることとなる。明日香村にある蘇我氏創建の豊浦寺に創建瓦を供給していたことが判明し、隼上り瓦窯跡と命名された遺跡であり、新聞紙上でも大きく報道された。この宇治市教育委員会が主体となって初めて実施した発掘調査での経験は、宇治市の文化財保護行政に大きな衝撃を与えることになる。一つは、日本史的に重要な遺跡が知られないまま市内に存在している事実を突きつけられ、市内の遺跡の実態把握が早急に必要になったこと、一つは臨時的な体制で発掘調査を行うのではなく、行政が主体となって発掘調査が常時実施できる体制の整備が必要であること、もう一つが遺跡の保存はかなり困難な作業を伴うことである。隼上り瓦窯跡の重要性と保存の必要性は調査期間中から各方面から指摘されており、教育委員会も史跡指定への取り組みを始めることとなるが、公有化による史跡指定が当時はかなりハードルの

高いことを知るようになる。すなわち、この当時の史跡指定への進み方としては、史跡指定に必要な範囲の土地を自前で確保した後、史跡指定への道が開けるといふ段取りであった。公有化前提の史跡指定の具申は受け付けない、というものだ。このため、宇治市は事業者との協議を通じて都市公園内での遺跡保存を探りつつ、それに伴う市道の計画変更や事業者からの土地の一部寄付を依頼してゆくことになる。これに数年を費やす中で、都市公園内に遺跡を保存した形で昭和61年(1986)に史跡指定を受けることになったが、行政内部に遺跡と文化財保護行政に対するネガティブイメージを植え付けることになったのは否めない。

この後も、大型の宅地開発に伴う発掘調査が続いてゆく中で、事前の発掘調査をかなり過密スケジュールの中でこなしてゆくことになる。バブル崩壊後は大型開発こそ息をひそめていったものの、公共工事やマンション建設に伴う発掘が続いてゆくことになる。遺跡地図については、昭和60年頃に一枚刷りのものを作製した。この段階で集落跡を含め120遺跡程に増加していた。そして平成12年の改訂で172遺跡となっている。人員も3名体制へと進んでゆく。この期間に実施した発掘調査では、7世紀後半の古代寺院跡や6世紀の40m級前方後円墳、あるいは埴輪窯などその存在が知られなかった貴重な遺跡が相次いで見つかってゆくことになるが、いずれも調査後に消滅することになる。

どこもがそうであったように、ひたすら開発に伴い遺跡の発掘調査をし、遺跡は消えていった時代である。発掘調査の成果は、報告書なり資料館の展示なり専門家が集まる研究会で発表されてゆくことになる。遺跡の未来より、発掘調査の成果が何かしらもてはやされた時代である。そういうことが遺跡保護の仕事だと思っていた時代である。

これらと並行して、平成2年(1990)から史跡及び名勝平等院庭園の保存整備が始まり、これに伴う発掘調査を平成14年(2002)まで実施してゆくことになる。また平成6年(1994)には平等院と宇治上神社が世界遺産「古都京都の文化財」の構成資産として登録されることになる。景観とか美的価値とか、遺跡とはおよそ縁のない視点と関係する文化財庭園の整備事業に取



図2 隼上り瓦窯跡発掘時の周辺景観(宇治市提供)

り組むことが、遺跡の価値とそのあり方について考えさせられるきっかけとなり、遺跡保護の仕方の変化へと繋がってゆくこととなる。

(3) 文化的景観と遺跡の関係(平成15年以降)

平等院と宇治上神社が世界遺産登録された翌年に、宇治の古くから町家が残る市街地の一角にマンションが建設され、平等院鳳凰堂背後の借景問題として大きくとり上げられることになる。これを契機に宇治市は景観保全の取り組みを始めてゆくことになる。そして、平成14年頃から再び宇治地区での建築の高層化が始まる。

宇治市街地は、かつての宇治郷がそのまま発展し、宇治郷が遺跡化したところであり、平安後期には平等院に隣接して藤原氏の別業邸宅が設けられた場所である。藤原道長や頼通をはじめ、藤原摂関家に関する多くの邸宅が建てられていたことが記録に残る。市街地での開発の多くは、古い町家や茶商家宅あるいは銭湯などの昔ながらの建物敷地がマンションへと変化してゆくものであり、敷地面積はさほど広くないものの、建物ボリュームは格段に大きい。この事前発掘調査で、中世町家跡とともに平安時代中・後期の園池を伴う庭園跡や建物跡などが見つかってゆくようになる。発掘面積の制限から遺跡の全体は窺えないが、遺構の内容、膨大な土師器皿の出土、中国産白磁の多さ、瓦の文様から、記録にある藤原摂関家の別業のどこかにあたることは間違いないことであった。日本歴史に直接関係する貴重な発見であるとしてよい。が、保存への道に進むには発掘範囲が部分的ではある。このような発掘が大小はあるものの続くようになる。

都市計画部局の景観保全の取り組みが進む中で、文化財部局としては文化庁からの勧めもあり、宇治地域の文化的景観選定の取り組みを都市計画部局と連携して始めることになる。基本は、世界遺産の平等院や宇治上神社の景観保全としての取り組み以上に、その基盤となる宇治地域の自然景観の美しさとそこで積み上げられてきた歴史・文化・営みの総体としての個性的な宇治の景観を文化財として価値化し、継承してゆくことにあった。この取り組みの中で、遺跡に対する考え方が少しく変化してゆくことになる。

文化財保護法の史跡・埋蔵文化財の規定に遺跡を落とし込めば、遺跡は考古学的に認識する歴史的痕跡となり、過去の出来事を理解する価値になると考えるし、一般的にもそのように意識されていると思う。いわば遺跡の価値は現在とはつながっていない、と思える。しかし、文化的景観の見方、すなわち現在の地域の姿に視点を置き、その由来、経過を積層する時間の流れの中で捉えようとするとき、遺跡は意味ある場所として骨格的景観の中の一部として理解できる。すなわち、遺跡そのものを見るには、発掘調査という手続きを踏まないとは不可能だが、このように考えると遺跡はその意味を次の時代に伝えながら現在につながって見えている、と評価できることに気が付く。端的に言えば、京都市内の碁盤目道路や街区と平安京条坊遺跡との関係を思い浮かべればよい。平成21年(2009)に宇治市街地及び宇治川周辺の自然の228.5haが重要文化的景観「宇治の文化的景観」に選定されたが、ここではその景観を構成する要素として遺跡を挙げている。文化的景観では、遺跡の価値のあり方をどう考えるかがポ

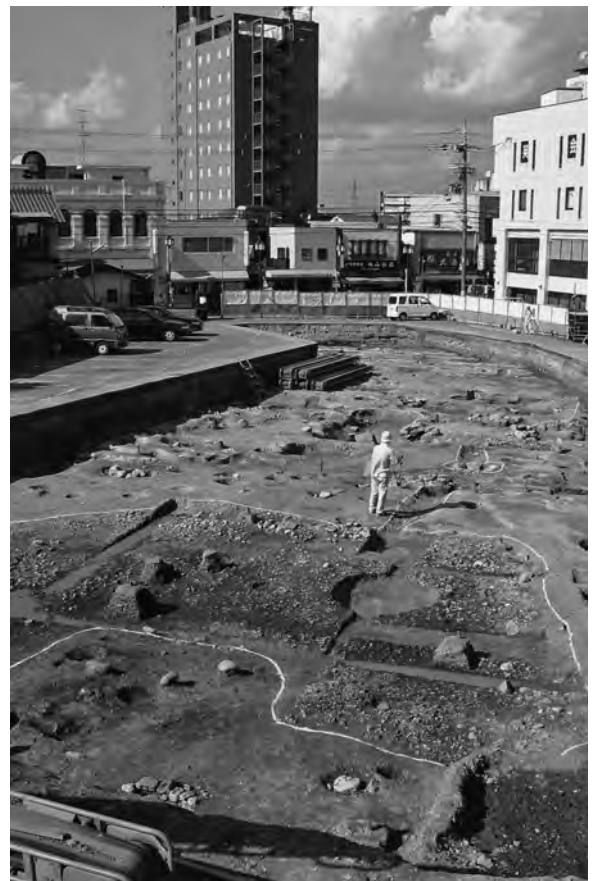


図3 宇治市街地で発掘された平安期庭園(宇治市提供)

イントである。護り方については、この制度で直接的な保護ができるわけではないが、古くからの市街地が価値化されることにより開発ボリュームは必然的に低減され、遺跡の毀損は少なくなるはずであり、現実にならなっている。間接的な遺跡保全が実現している。

この取り組みと重なって、遺跡保護関係でもう一つ大きな出来事があった。宇治川太閤堤跡の発見と史跡指定・公園整備である。宇治橋下流東岸の京阪宇治駅と宇治川とに挟まれた茶園・畑地の広い範囲が、区画整理されマンションと宅地造成される計画が進むこととなった。弥生時代から古墳時代にかけての集落遺跡であったため、事前の発掘調査を進めたところ、宇治川東岸堤防の東外側に400mほど続く護岸遺跡が埋没していることが発見された。石組の状況、埋没する状況や土器などの年代から、文禄3年(1594)に豊臣秀吉が築堤したいわゆる太閤堤の一部であることが判明した。現在の宇治橋から下流は、かつては巨椋池と呼ばれる広大な遊水地が広がっており、宇治川はこの池に注ぎこみ川筋はなくなっていた。この池内に堤防に

よって川筋を造りだし、新たに宇治川を伏見まで延長する大規模な工事である。この宇治川の太閤堤は現在も堤防として拡充されて使用されており、その内部に当初のものが残されていることは部分的には確認されていた。今回の発見場所は、文禄の築堤後、比較的早くに洪水により埋没し陸地化していた場所で、現在の堤防外に残されたものであった。このような治水施設は、その性格上、すぐに洪水等で破壊され、その都度修理されることが繰り返されるため、当初の形は失われていることが大半である。しかしながら今回の発見場所は、築造後すぐの洪水によって大量の土砂の自然堆積が促進されたところで、河岸に400mにわたって形成された洲に覆われてしまったことが理解された。埋没後は、畑や茶園として利用されたようで、発掘時にもまだ生産茶園の部分が残されていた。

豊臣秀吉が行った治水遺跡が当時の姿を留めて、かなりの長さで発見されたことは大きな驚きであるとともに、治水土木技術の発展を理解するうえでも貴重な遺跡として、史跡として将来に伝える方向で取り組む

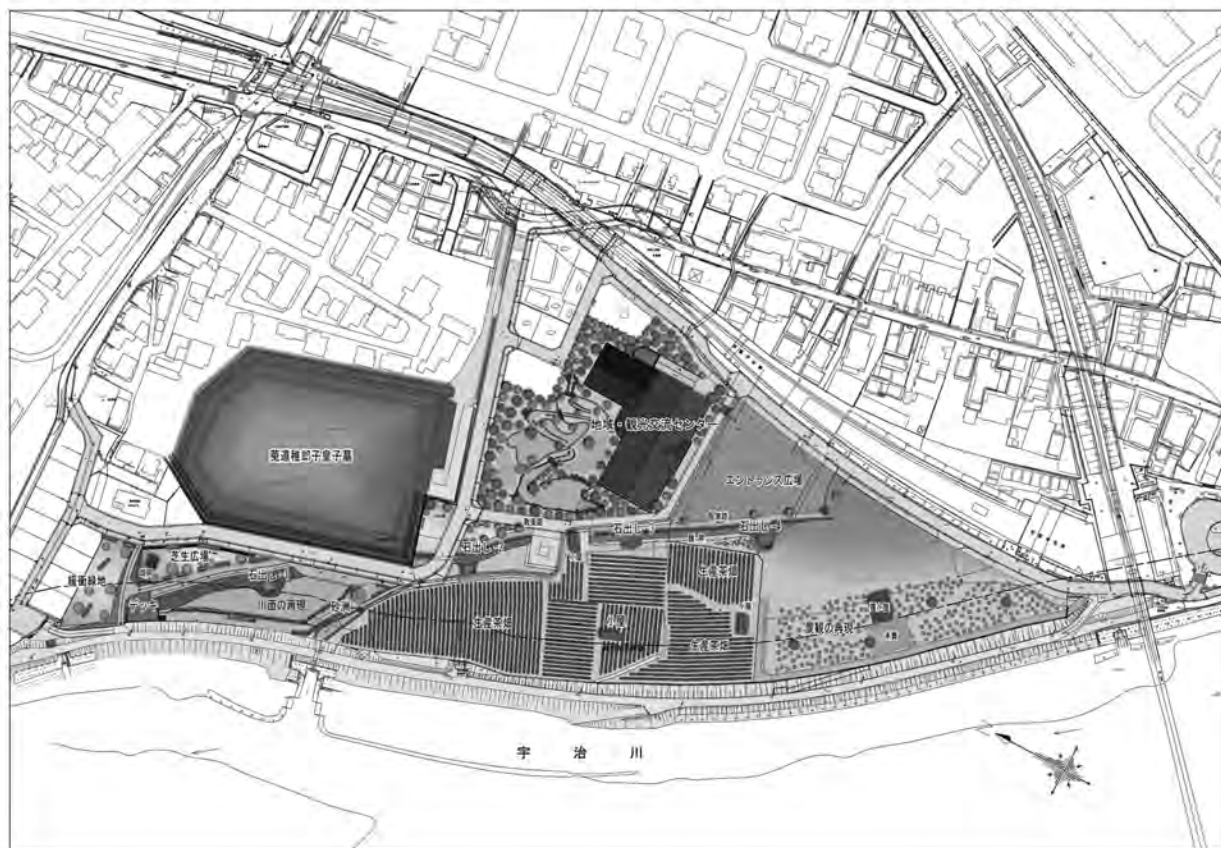


図4 史跡宇治川太閤堤跡歴史公園の整備計画(宇治市提供)

こととなった。ただし開発予定地内での史跡指定可能と思われる範囲は半分ほどで、残り半分について何か別の手立てを考える必要があった。ちょうど宇治地区については、文化的景観や景観計画の取り組みをしている最中のため、これら計画を抱え込みながら、「歴史まちづくり法」によって宇治地域の「歴史的風致維持向上計画」を策定し、太閤堤発見地区を拠点地区として整備する方針をたて、計画認定をいただくよう申請することとした。この結果、史跡宇治川太閤堤範囲は文化庁の支援の中で史跡整備を行い、史跡以外の部分については、国土交通省の支援の中で情報発信を担う観光交流施設と史跡公園と一体化した公園整備を行うこととなった。史跡整備では、発掘時の太閤堤跡整備ゾーン、それが江戸期に埋没しつつ茶園が形成され始めた景観再現のゾーン、そして現在の生産茶園をそのまま残すゾーンに分け、太閤堤の築堤から現在の地場産業である宇治茶へと繋がってゆく過程を提示することとした。また観光交流施設では宇治地区の歴史のみならず、宇治茶の歴史展示と茶に関する体験ができる施設とした。この施設建設と運営にはPFIを導入

している。すなわち、民間資金と経営能力を大幅に活用する公共事業である。公共事業の民間活用の方法として国が推進する方式ではあった。いずれにしろ、地域づくり・観光振興の拠点施設建設のコンセプトの中に、太閤堤跡という遺跡の持つ歴史性を組み込んだ整備であるといえる。この「お茶と宇治のまち歴史公園」は令和3年(2021)に整備完了しオープンを迎えている。

(4) 名勝と遺跡の関係(平成25年くらいから)

平成25年(2013)になると、平等院の対岸、宇治の自然景観の顔となっている東部山丘の北端部分で、丘陵を切り崩して宅地造成をする計画がもちあがる。国宝平等院・宇治上神社をはじめ文化財が集中し、美しい自然景観とともに古くから親しまれてきた観光宇治の中心エリアの一角にあたる。宇治橋から望める川兩岸の山丘は市街化調整区域であり、琵琶湖国定公園としても開発制限がかかっている場所となっているが、ちょうどこの東側の丘陵、いわゆる宇治山の北端部だけ市街化区域となる線引きとなっていた。土地の用途を線引くうえでの不適切さであり行政の責任と言うほ



図5 名勝宇治山を平等院上空より望む(宇治市提供)

かない。

この北端丘陵頂には多数の武器・武具を出土した中期大型円墳の宇治二子山古墳が存在し、制限がかかる土地に挟まれた場所で丘陵傾斜も急であるため、開発が計画されることについては余り意識してこなかった場所である。この開発計画による宇治二子山古墳の消滅は絶対に避けなければならなかったし、何よりも古来より愛でられてきた宇治山の一角が崩されれば、宇治の景観に取り返しのできない傷を負わせることとなり、観光地宇治に大きな汚点を残すこととなるものと危惧された。

当初は宇治二子山古墳の史跡指定を目指し、その保全を図る取り組みを進めていた。しかし二子山古墳の単独では史跡へのハードルは高く、周辺の前方後円墳などを含めた首長墓系列「宇治古墳群」としての価値化へと取り組みは進むこととなる。このような古墳保存として史跡への取り組みを行いながら、より根本的な問題として、国宝宇治上神社をはじめ多くの文化財社寺あるいは遺跡がその麓に集中し、記紀に語られ宇治上神社の祭神菟道稚郎子皇子の眠る山として神聖視され、その美しさから古来より愛でられ平安貴族の歌にも詠まれてきた、宇治の歴史と文化の凝縮体としての宇治山が、これまで何の文化財的な指定もなく価値化されず、その歴史・文化的価値の保全に関しての有効な手立てを持ち合わせていないこと自体に、大きな課題があることにたどりつく。「宇治山」の名勝指定は、今こそ取り組む行政課題となってゆく。

この結果、平成30年（2018）に宇治二子山古墳とその周囲の丘陵部が史跡「宇治古墳群」の一部として指定され、宇治二子山古墳を含む山丘全体が名勝「宇治山」として指定されることとなった。これにより開発計画地全体の公有化が行われた。宇治橋から望む宇治山と宇治川は今も美しい。

4. 遺跡をどのように捉えるか

以上が、宇治市が経験してきた遺跡保護の経過である。大まかに流れは、全国の自治体が経験してきたことと、さほど変わりがあるわけではない。大きな問

題が起きたとき、どのような対応をしたかのサンプルを提示したに過ぎない。そして今も、宇治市での遺跡保護の最も大きな業務は、開発に伴う発掘調査であることに変わりはないのだろう。

以上のような経験を通して私が思うのは「遺跡をどのように護るか」の前に「遺跡とは何か」の問が、じつは最も大切であるのではないかと、ということである。答えは見つからなくとも、遺跡の持つ「時間の重層性」と「価値の多様性」に気が付けば、伝える手立てが多様化し拡大し高質化する可能性が広がると思う。既に述べたように、一般的に「遺跡」は法的には埋蔵文化財と史跡の概念に落とし込まれ、学問的には考古学に落とし込まれている。その価値や意味、そして保護ための手立てもそこから導き出されることとなっている。そうでないと現実的な保護の俎上に上がらないからであるが、それはそれとして、「遺跡とは何か」・「なぜ護るのか」の問は、常に問われ続ける必要がある。その深化のなかで、新たな価値が発見され、遺跡観は進化し、新たな伝える手立てが生み出されてくると考えている。遺跡の未来を思うとき、その点が大切なのだと考えている。

史跡古津八幡山遺跡 — 隔絶された歴史空間 —

FURUTSU HACHIMANYAMA SITE : ISOLATED HISTORICAL SPACE

林 正憲 (奈良文化財研究所)

HAYASHI MASANORI (NARA NATIONAL RESEARCH INSTITUTE FOR CULTURAL PROPERTIES)

我々が遺跡を訪れる第一の目的は、遺跡そのものや、遺跡が醸し出す歴史空間を実体験することによって、遺跡の本質に触れようとするからに他ならない。そのような目的に応えるために、各自自治体は遺跡の保存と活用の一環として、遺跡整備を行うのである。当時の遺構や建物など、遺跡の環境を復元するとともに、案内板や遺構表示を設け、遺跡の本質の価値を伝えようとする一連の手法は、いわば遺跡が機能していた頃の歴史空間を復元する試みといえよう。

しかしながら、遺跡の置かれた環境によっては、どれほど巧みに整備しようとも、なかなか歴史空間の復元に至らない場合もある。例えば、都会にある縄文時代の集落遺跡を整備するにあたっては、いかに竪穴建物を忠実に復元しようとも、その背景に高層ビルが聳え立つようでは、縄文時代の空気はなかなか伝わらない。

その一方で、さほど勞せずとも歴史空間が容易に復元できる遺跡もある。その一つが、弥生時代の高地性集落遺跡である。高地性集落は、その立地からして山頂や山腹など、人里離れた地域に営まれており、現在においてもアクセスが難しい場合が多い。それが功を奏して、山林に囲まれた遺跡に立つと、あたかも弥生時代から時間の流れが止まっているような感覚に襲われる。このような環境下で遺跡整備を行うと、それこそ地理的にも時間的にも「隔絶

された歴史空間」を復元することが可能なのである。その一端を実感できる遺跡として、今回は史跡古津八幡山遺跡（新潟県）を紹介したい。

古津八幡山遺跡は新潟市南部の丘陵上に位置する弥生時代後期の大規模な高地性環濠集落である。環濠は南北400m、東西150mの範囲を囲い、その中には50棟以上の竪穴建物と、前方後方形周溝墓などが確認されている。また、集落廃絶後には新潟県最大の古墳である古津八幡山古墳（60mの円墳）が築かれていることから、弥生時代後期から古墳時代にかけての社会情勢や変化を示す貴重な遺跡として、2005年に史跡に指定された（古津八幡山古墳は2011年に追加指定）。現在の指定面積は12万㎡に及び、広大な史跡といえよう。遺跡整備は2007年から開始され、現在は竪穴建物7棟と環濠のほか、方形周溝墓と古津八幡山古墳を復元している。

遺跡を訪れると、まずは丘陵の麓にある弥生の丘展示館が出迎えてくれる（写真1）。2014年にオープンしたガイダンス施設であり、遺跡の概要や出土遺物に関する展示のほか、体験学習なども盛んに行われている。オープンからわずか3年足らずで入館者数が10万人を突破した、人気施設である。

施設の見学を終え、丘陵を徒歩で登ること約10分、竪穴建物2棟と条溝の復元を見ながら森に挟まれた通路状の空間を100mほど進むと、急に視界が

開け、環濠集落の状況が目飛び込んでくる（写真2）。ここまで来ると、もはや町の音は一切聞こえない。筆者が訪れた際には、平日ということもあって誰もおらず、まるで一人だけ弥生時代に放り出されたかのような錯覚に陥った。さらに環濠の北側にある古墳の頂上から東を望むと、ただ山並みが連なる風景が続くばかりで、古墳時代人も同じ景色を見ていたことだろう、と深く感銘を受けた。

このように、古津八幡山遺跡は隔絶された歴史空間を復元する上で、立地や環境の点で非常に恵まれた史跡といえる。それとともに、遺跡整備を行う上で、周辺環境との調整が極めて重要であることを、改めて気づかせてくれる重要な遺跡なのである。



写真1 弥生の丘展示館



写真2 古津八幡山遺跡の空

座談会

PANEL DISCUSSION

パネリスト：白崎 恵介・入佐 友一郎・相原 嘉之・杉本 宏

PANELIST : SHIRASAKI KEISUKE/IRISA TOMOICHIROU/AIHARA YOSHIYUKI/
SUGIMOTO HIROSHI

コメンテーター：増渕 徹・城戸 康利

COMMENTATOR : MASUBUCHI TORU/KIDO YASUTOSHI

コーディネーター：坂井 秀弥

COORDINATOR : SAKAI HIDEYA

開催日：2023年3月5日

会場：奈良文化財研究所（オンライン配信）

1. 報告へのコメント

坂井 本日はどうぞよろしくお願いいたします。まず、コメンテーターの増渕さんと城戸さんから、4名のご報告を聞いた上でのコメントをお願いできればと思います。

まず、増渕さんからお願いいたします。

増渕 今回のご報告は、いずれも、遺跡を取り扱う現場で長く苦労されてきた、また現実にはさつつある経験を踏まえてのお話なので、基本的にはかなり共通性の高いベースに立ったお話を伺えたように思っています。

ただ、遺跡の保存や活用の過程というのは、戦前の史蹟名勝天然記念物保存法からの歴史があり、そうした流れの中で位置づけていったときに、今はどういう段階にあるのかというようなことも考えながら聞き、材料にしていく必要があるのかなとも思いました。

それからもう1点は、『史跡等整備のてびき』の話が最初にありましたが、そこでは遺跡は遺構と出土遺物と何々とかから構成されるという要素に分解しています。確かに要素ごとに特徴を抽出するのは、要素ごとの対応を冷静に、あるいは科学的に考えていくという上では必要な作業です。ただ、遺跡にとって重要なのは、そうした要素がどのような有機的な関連性を持って、現在、我々の眼前にあるのかということ、それが

実際の取扱いにとっては非常に大きな条件として関わってくるので、その観点から例えば整備を考えるときに、何が十分であり、今までの考え方でどこが十分ではなかったかというふうに見ていく必要があるだろうということです。

私が今日お話を伺って思いましたのは、まず、入佐さんの話にありましたが、遺跡の公有化は、大宰府遺跡に象徴されるように、開発に対する保護措置として戦後の文化財行政の中では始まりました。ですから、そこで問題になってくるのは、それ以前まであった土地条件あるいは地域的な条件に新たに付加される要素を除外していくために公有化せざるを得ないということから出発したわけです。ですから、言わば急激な開発が起らない、緩やかに社会が変化していくのであれば、公有化は必ずしも早急に求められるものではなかったかもしれないという可能性はあります。

一方、戦後の文化財保護法では、保存と活用が文化財の両輪として位置づけられました。当然、行政の施策として活用とは何かということを考えなければならぬ、開発を止めてまで保存した遺跡の価値はどこにあるかということを示さなければならないという現実と直面するわけです。遺跡の価値の顕現ですね。当時、保護に関わった人たちにとって、眼前に突きつけられた大きな課題だったと思います。今の我々はそれから次の世代、あるいはさらに次の世代に当たるので、か

なり苦勞された方もいらっしゃるけども、恐らく初期の方々の相当な苦勞は経験しないで済んできているのかもしれない。

遺跡の価値は何によってはかれるのかということになりますと、文化財保護法では学術的に価値の高いものを史跡として指定するということになっていますから、当然、整備や活用は学術的な価値を前提とすることが基本に置かれます。ここは、戦前の特定の思想とか考え方を強制して遺跡の顕彰をするという方針とは違うということですし、それが戦後の新しい法律の精神として位置づけられたということです。こうした法の精神、あるいは公有化が始まった経緯などが絡み合って、遺跡の保存や活用の施策が展開されてきました。

問題は、戦後の開発が景観や地形といったものを大幅に変更するような、大規模であり、かつ立体的なものが多くなったということです。地域の変容が短期間のうちに急速に現れるという現実があり、また一方で、日本経済の復興と成長に伴い、農地の転用や人口移動の増加といった社会生活の変化も大きくなってきた。考え方のベースは変わらなくとも、社会的状況にどう対応するかによって、遺跡の具体的な扱い方が変更されてきたということでもあったと思います。

この基本的な認識の上に立って考えていくと、今どんな問題意識を持っているかということと同時に、これからその地域がどんな方向に動いていくのだろうか、あるいはどういう地域をつくっていくことが望ましいのだろうかという、地域像をどう描くかという問題と遺跡の取扱いは分けて考えることはできないだろうということです。本日の4人のご報告も、全てそこは共通していたのではないかと思います。

坂井 ありがとうございます。増淵さんがご指摘されたように、昭和40年代から全国各地ですさまじい勢いで開発事業が進む高度経済成長の中で、いかに遺跡を守っていくかということは大変大きな課題でした。そのような状況に対して史跡指定して買い上げをして何とか食い止めるということが大きな施策でした。文化財・遺跡保護の多くがそこに費やされてきたという状況でもあったのかなと、お聞きしながら思いました。ありがとうございます。

続きまして、福岡県の城戸さんをお願いしたいと思います。城戸さんは太宰府市の文化財担当者として長年、市内の様々な文化財を担当されてきました。そのなかで多くの課題などがあったと思いますが、コメントをいただければと思います。

城戸 どうも、こんにちは。ご紹介いただきました城戸でございます。皆様、久しぶりにお会いできて、オンラインですがうれしいです。

大宰府について言い出すと切りがないのですが、皆様方のご報告を、ああ、やっぱりそうなんやねと思いながら聞いていました。つまり、私たちは一体何を相手に、戦うと言うと言い方が変ですけども、やるんだらうかということなんですね。物としての遺跡というものを一生懸命見る。これももちろん必要ですが、遺跡の上にいる今の人が非常に重要、相手にせないかんことなんじゃないかなと私は思います。

相原さんも住民生活の向上が必要という話をされましたが、これは、昭和43年（1968）に奈良国立文化財研究所から福岡県教育委員会に移ってきた藤井功さんという方が、「史跡の保存は地元での守る姿勢がないところでは決して成り立たない、その意味では、史跡を守ることが同時に住民の生活を守ることにつながっていかねばならない」ということをおっしゃっていたのを思い出しました。相手は誰だということなのです。

そういう点では、入佐さんの首羅山遺跡の報告で、保護の出発点が、町民が調査をしてくださいと言ったところは非常に大きくて、それに行政が応えるような形で。その後、すごい盛り上がりですけども、本当に史跡にする必要があったのかなと。こう言うとあんまりかもしれませんが、そういう選択肢をも考えられそうな気もしたなと思いました。

それと、白崎さんが、とにかく面倒なことを避けちゃいかんと。地域の人との面倒はとても大事で、ここから逃げちゃいかんみたいなことを言ってありますけれども、私も本当にそう思います。面倒くさがるくらいなことではないですね。遺跡は何も言いませんから、やろうと思えば面倒なことは何もないのですが、生きている人間を相手にすると、本当に面倒なことは

かりなんですね。けれども、この面倒の先に私は光明があるような気がして仕事をしていました。

言うともまだいっぱいありますが、長くなりますのでこんなところで。

坂井 ありがとうございます。まだ話したいことはたくさんあると思いますので、必要に応じてお願いいたします。

城戸さんのご発言の中で、首羅山遺跡を史跡指定する必要があったのかという指摘がありました。入佐さんは史跡指定とその公有化の必要性について、そして、それが遺跡の保存と活用にどのようにつながっているのかについて、どのようにお考えでしょうか。

入佐 これは久山町の話なので、私がどこまで言っているのかがわかりませんが、史跡にしなくても保護されるのは理想形ですので、史跡指定も現状変更等の基準を定めることも、やらなくても済むなら一番いいことです。ですので、指定する前にあれだけ盛り上がっちゃったら、指定しなくてもよかったのではないかと、城戸さんはおっしゃったと思います。

ただ、あの町は国指定文化財が全くなかったのも、そういうものが1つぐらい欲しかったのではないかと、いう気はします。公有化も、山内に行けば遺物がごろごろ転がっている状況ですので、拾われてしまわないように、公有化したほうが良いという判断になったのではないかと察します。少し外れているかもしれませんが、そんなところです。

坂井 ありがとうございます。町内に国指定の文化財が1つもない中で、首羅山遺跡が国の史跡になるということは、その遺跡の価値を国が認めたということ



座談会の様子

であって、町民の方々にとっては、地元に対する誇りにつながり、大きな効果があったのかなと思います。ありがとうございます。

今コメントをお二人の方からいただきましたが、4人の発表者の方、さきほどの発表の中で発言しそびれたというようなことはございませんか。

入佐 整備について、今回はずれるかと思って発言しませんでした。水城跡の整備の中で、全国で紹介したほうがいいのかという在り方が1つあります。福岡県と大野城市と太宰府市でワーキングを立ち上げて、何度も何度も検討をして1つの計画をつくりました。その中で役割分担をしながら、県と大野城市と太宰府市が各々補助事業として整備をするというやり方をしていますので、紹介させていただきます。

坂井 県と市という事業主体の在り方ですね。ありがとうございます。

2. なぜ史跡のあり方は画一的になったのか

坂井 先ほどの増淵さんの発言の中で、急速に社会状況が変化して、開発が急激に盛んになって、地形の改変などが短期間に起こってきたというお話がありました。その対応として、史跡指定して国の補助金を利用しながら土地を公有化、その後の整備というプロセスが進められてきました。こうした在り方について、先ほど白崎さんから、多賀城跡の保護の長い取組についてお話がありましたが、画一的と言えるところと、そうではないところがあったと思います。その辺を再度整理して説明していただければでしょうか。

白崎 私の発表でも何回も申し上げましたが、調査した結果、史跡として指定され、その指定の後に公有化して整備するという流れについては、私は一定程度、評価しています。それがなければ今の多賀城跡はなかったらと思うています。

なぜかという、一番遺跡を保存しやすい方法だったと思われるからです。いわゆる潜在的な開発の圧力が非常に高かった日本においては、それぞれの持っている土地を有効に使っていくという考えがあって、そ

れに対抗するため1つの術として公有化があったと思います。そして、公有化したからには整備をするという流れがあり、それは非常に重要なことだったと思います。

ただ、今回、保存管理計画の流れをお話ししましたが、多賀城跡では最初の計画段階で、集落保存地区というエリア設定をしています。そこは近世以来の集落景観を保存するために、案件それぞれで個別に保存の方法を判断するという対応をしていました。ただ、それがうまくいかなかった。やはり手間のかかる話ですし、それから、行政の担当者のなかには、そういう方針で取り扱いたいと思っている人もいれば、その理念を受け入れられずに、ただ、こうやるべきだと言われて仕事をする人もいて、理解の差があったと思います。そういうのが積み重なっていくと、もともと守ろうと思っていたものが結局守れなくなってしまったのではないかと思っています。

個別対応に限界があるのだから、もっとしっかりと守るべきルールを決めようということで作られたのが第2次保存管理計画だと思います。ルール化というのが画一化だと思います。いわゆる方向としては皆、同じ方向で、とにかく全部公有化しようという流れだったのかなと推察しています。

ただ、それは開発圧力が高かった頃の話でして、現在は、公有化するけれども何もしない土地がありますし、どんどん家をつくらせてほしいという話も、今はあまりないです。そういう意味では、増淵さんからのコメントにありましたが、そのときの社会情勢によって、画一化しなければいけない時代だったのかなと捉えています。

増淵 入佐さんの話にもありましたが、大宰府跡の場合は、史跡指定の範囲拡大に対する大反対の運動があって、住民との数年間にわたる協議の結果として今につながる大宰府の保護の仕組みができています。その最初のときに、基本的に従来の集落は残す、そして農地も積極的に買いには行かないという、言わば、地元で暮らす人たちの生活を守るという前提の下に管理の方針が決められました。その後につくられた多賀城跡の第一次保存管理計画（昭和51年）でも類似した方

針が示されているので、あの頃はそういう考え方が出されたわけです。一方、昭和63年（1988）につくられた多賀城跡の第二次保存管理計画は、重要遺構の保存の原則のもとに現状変更の取扱いを厳しくし、公有化と整備を強く念頭に置いたものになりましたが、その時期がバブル経済の真っ最中であったことを念頭に置いて理解しなければなりません。

同じ遺跡の中でも個別の扱いができればいいと思うわけですが、1つの遺跡の中で、Aさんの家は買ってくれと言われたから買いました、Bさんの家は改築したいと言うから改築を認めましたとなると、国の補助金は交付しにくいのです。会計検査院からどういう考え方に基づいて補助事業を展開しているのですかときつく聞かれることになるので、そう指摘されると事業を進行させることが難しくなる。ですから、公有化、そしてその後の保存整備へと円滑に持っていくためには保存管理計画が必要になってくる。そうすると、その保存管理計画の中で1つの色に塗ったところは同じ扱いをしなければならないようになってくるわけです。いい悪いかは別です。ただ、悪い面から言うと、計画が先に立っていて、生活している人間たちは2番目になる。これはやはり軋轢を生じます。

私が文化庁の調査官として多賀城跡の担当になった頃、宮城県担当者は非常に苦しんだ様子で現状変更の申請を私のところに持ってきました。それは、当時の保存管理計画では、以前から続く集落でも家屋の全面改築を認めず、部分的な増改築しか認めなかったことを背景の1つにしています。保存管理計画を実際に運用しながら、県や市の方たちは矛盾を感じながら指導していることを感じました。だから、現在の考え方に戻ってきたのは、むしろ多賀城跡にとっては望ましいことだったのだろうと思います。

それからもう1つは、多賀城跡のある地区が仙台という大都市圏の近郊であると同時に、農村地域でもあったため、居住地と生産活動の地域が一体でした。そうすると、家を移転してくれということは生業の場を失うことにつながりますし、逆に、そこから移って職業を変えらなくなった瞬間に、農地も引き取ってくれという話が同時に起こります。それら両方に対応する

ような管理計画を文化財行政だけで事前につくるのは難しい面がありました。

こういうことを言うと現場の方々から嫌われるかもしれませんが、今も多分、史跡指定の申請を文化庁に提出するときに意見具申を求められて、その中では適切に整備して公開を図っていきますというような一文を付していると思います。これは自分で自分の首を絞めていることではないかなと半分思うのですが、文化庁もそういうことを要求する以上は、整備の希望が上がってくるのであれば、十分にそれに応えるだけの予算措置を確保しますという覚悟がなくてはいけないと思います。果たしてそういうところで、自治体の現場と文化庁との間の関係が円滑にいつているのかなという心配も少しあります。少し余計なことかもしれませんが。

坂井 ありがとうございます。さすが、現状変更の担当をしておられた増淵さんならではのリアリティーのある話でした。

史跡内の土地の土地利用などの在り方を決める要素は2つあると思います。1つは現状変更の許認可との関係です。史跡内の土地では、そこで行われる事業や行為は、現状変更との関係で許可されるものとされないものがあります。たとえば、住宅の建設は部分改築ならよくて全面改築はだめというような取扱いです。もう1つは、補助金による土地の公有化との関係で、補助金で公有化した土地では、その土地利用、たとえば農地を公有化した場合、農地として使うことはできず更地にしなければならないなどということです。補助金をもらえるか、もらえないかは、地方自治体にとっては大変大きな問題ですので、だいたい補助金で公有化しますので、土地利用が縛られることになりま。この点に関してはあとでまた取り上げたいと思います。

多賀城跡の事例の中で先ほど、当初、近世以来の伝統的な集落については存続を認める方針だったと。それがその後、変化してきたということですが、現時点ではその集落の在り方はどうなのでしょう。史跡内にあっても、それほど違和感のあるものではなくて、史跡の景観、環境としては問題となるものなのかどう

か、そこはいかがでしょうか。

白崎 近世以来のというのは、いわゆる茅葺の民家、そういったものが残っていたものに対して、第1次の保存管理計画では、典型的な茅葺の集落を残そうとしていたと思うのですが、現在の集落は昭和以降に建てられたような普通の住宅が建ち並んでいるような状況です。農業も兼業されている家では、中には近世以来の板蔵などもありますが、広い農地に少し古風な現代の建物と大きな納屋というようなセットで集落が営まれているという感じです。もう少し遺跡の保存と併せて景観誘導をして、史跡内における現代の集落の在り方を整えていけば、50年後や100年後に多賀城跡は遺跡と集落がうまく共存している姿になると思うのですが、今のところ道半ばです。

坂井 ありがとうございます。今、景観の点から1つ言われたと思いますが、史跡の保存管理上、そこに住んでいる方がいることはどのように作用するのか、その点はいかがでしょうか。

白崎 そこはまた悩ましいところです。というのが、現在の集落部分にも遺構・遺物が濃密にあることは非常に強く想像できます。現状変更の対応の際に柱穴などが出てくる場所もあるので、住み続けるために何をしてもいいというわけではない土地だというふうに私たちは認識しています。

ただ、報告でも言いましたが、この先、調査・整備の将来計画を立てるに当たって、集落があるエリアを我々が計画的に手をかけられるようになるのはもっともっと先の話になると思われるので、そこまでの時間稼ぎといいますか、期間のモラトリアムとして共存ができるだろうと考えています。

ここは私の想像を超えますが、例えば、現在の計画で整備・活用することとしているエリアが、全域で調査・整備が終わったら次のステップに行くかもしれません。そのときにもう1回議論して、遺跡全体のうちの半分が、考古学史的な遺跡であるということが確認できて、表現できれば、残り半分は集落を営んでいてもいいという設定ができるのかもしれませんが、ただ、現行法では市街化調整区域になっているので、新たに住宅が入ってくることはないと考えたら、どんどん刃

こぼれしていくような集落となってしまうかもしれない。ですので、遺跡は残した上で、その上に人が遺跡にふさわしい景観を形成しながら住んでいるというのは、50年、100年後ぐらいにはそういう姿もあり得るんじゃないかというふうな気持ちです。

坂井 ありがとうございます。私は、そこに住んでいる人がいることが史跡全体の環境をよりよくする面もあるのではないかと思います。そこに住む人がいれば当然、荒地になることは通常ないと考えられるからです。相原さん、明日香村では、史跡の飛鳥寺の上には現在の飛鳥集落があり、共存しているという話をされました。明日香村も史跡内に生活している方が結構おられますが、そのことについて他の史跡の在り方を聞いて、どんなふうに思われたでしょうか。

相原 明日香村はかなり特殊な地域でして、地下の遺跡と地上の景観の両方を守ることになっています。皆さんご存じのように、比較的古い集落の景観が残されていますが、それについて、飛鳥寺を遺跡整備するためにあの集落を全て取り除くかと言われると、きっと皆さん反対すると思います。ですから、やはり地上の景観と地下の遺跡をいかにすり合わせて守っていくか。守っていく限りは、住んでいる人には、遺跡の上に住んでいるんだよと、あるいは、外から来た人には、飛鳥寺はこんな遺跡なんだよというのがわかってもらえるような形にしないといけない。

形にしないといけないといっても、現在の飛鳥寺のすぐ南側、今は水田ですが、あそこに五重の塔を建てるかということ、それはまた別の話です。その辺りは他の市町村とは少し違うところかなと思います。特に明日香村の場合は、先ほど言いましたように、村内全域が古都保存法（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法）であったり明日香法（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法）であったりと、網がかかっています。先ほどの、重要な遺跡が出て史跡に指定して、買い上げて整備するという一般的な流れで言いますと、明日香村から全員出ていってくださいという話になってしまいますので、それは恐らく皆さんが求めているものではないであろうと。遺跡といかに共存するか、そのすり

合わせが一番難しいところなので、先ほどの多賀城の事例とは少し状況が違うのかなと思っています。

坂井 ありがとうございます。城戸さん、多賀城跡や明日香村の事例がありましたが、大宰府跡では実際、先ほど増淵さんから少し紹介がありましたが、史跡内の集落や住んでおられる方との関係はどうなのでしょう。

城戸 昭和40年前後に大騒動をやったときに、地元の反対派の頭目みたいな人がいたのですが、私が平成になってお会いしていろいろ話していると、いや、考えてみると、残ってよかったねと言っていただきました。それは、史跡の外がすごい開発で住宅地になってしまったのですが、その方のいらっしゃる史跡の中の集落は自分が生まれ育った頃とあんまり変わらんと。こういうところで年取って死ねてうれしいばいというようなお話をされたことを覚えています。

私は、やはり人がいてこそその遺跡、人がいてこそその史跡だと思いますので、そういう方々になるべく住み続けていただきたいと、折り合ってこれからも住み続けていただくほうが良いのではないかと思います。そういう中ではいろんなリクエストがあって、現状変更に関しても、子供が今度帰ってくるから自分のうちを2世帯にしたいんだという相談などもあって、かつては建物の面積を増やすのはならんということでしたが、人が居続けたほうがいいんじゃないかという相談をして、多少増えるのを許してもらったこともありました。こんな感じです。

坂井 ありがとうございます。そうすると、市としては、人が住むことが史跡の在り方として望ましいという考え方をとっているということなのでしょう。

城戸 はい。あの計画もそのとおりで、人が遺跡と共存して住み続けるということを考えています。

坂井 わかりました。ありがとうございます。

史跡も様々な環境に置かれていますので一律には言えませんが、今、城戸さんが言われたような、人と共存しているほうが史跡の維持管理や保存のうえでよいという考え方もあるわけですね。

城戸 そうです。もう1つ付け加えると、そう思っ

て進むのですが、現在の制度、公有化の仕組み、それ

から、太宰府市は都市域に近いところなので開発圧が高いため、住み続けることが難しい地域でもあります。史跡指定地内で相続が起こった際、相続しきれずに水田と宅地を補償的措置として文化財で買ってほしいと言われることが間々あります。それは税金の控除があるということで民衆の不動産売買が進まない、どうせ売るのであれば公有化してほしいという思考が動いてしまうということになってしまいます。

坂井 相続のときは別の問題が起きるということですね。ありがとうございます。

杉本さん、ご発表の中で、文化財が今の我々とどう関係するのかということが本質だと言われて、先ほどの城戸さんの話にも通じる場所があったように思いましたが、そうした考え方について、改めてお願いいたします。

杉本 城戸さんが今言われたことのとおりだと思います。結局、遺跡は、考古学のために存在しているのではなく、最も基盤となるものは、そこに住む人々のために存在している環境財だと思います。だから、結局、人との関係が切れた遺跡って何の意味があるのだろうかということを考えます。それは、遺跡の中に住んでいるのもそうだし、自分たちがその地域をどのように理解していくかということでもそうです。遺跡は自分たちの由来をちゃんと地面の中で示している、記憶しているものなのだと思います。しかし、今までは学術的に遺跡を捉えるということが強く出ている面があって、人との関係という点に意識が向くことが少なかったという気がします。

多分、市町村の担当者は最初から住民とのことを考えて進めていると思います。目の前に住んでいる人が見えていますから、自分たちの地域と、そこに住む人々と遺跡との関係は常に意識しながらやっているのではないのでしょうか。それは大学や学会で教えてくれることではなくて、自治体に就職したらそういう現場に出会うわけなので、そのときに気づいていくということでしょうか。

坂井 ありがとうございます。

遺跡はそこに住む人のための環境財だという杉本さんのご発言にも関連しますが、そもそも文化財という

のは、現代の我々と過去の時代や人びとをつなぐものだと思います。我々は文化財を通じて過去の時代や人びとを理解し、それに対する親しみや共感をいただき、文化財が大切だという思いが生まれるものだと思います。ですから、文化財が今の我々とどうつながるかということに常に意識する必要があると感じました。ありがとうございます。

それからもう1つ、農地の在り方について、相原さんから景観維持のために農地にするというお話がありました。明日香村の場合は特殊で、史跡としてではなく古都保存法で買い上げている土地があるということでした。その考え方は現在の史跡の制度ではそのまま使えないと思いますが、史跡にとってもプラスになる、保存につながるようなことであれば、もう少し許容されるような制度にならないかというような気もしています。

相原さん、買い上げた明日香村の水田を農地として使っていく方法をお話いただきましたが、それを改めてご説明いただけないでしょうか。

相原 明日香村の中では、先ほど言いましたように古都保存法の関係で、奈良県が買い上げて県有地にするという手法が1つあります。これは文化財と関係ないところです。これは基本的に景観を守っていくという目的のための古都保存法の買い上げですので、買い上げた県有地は地元へ貸し出して、そして水田を継続してもらう。荒れ地にして放っておくのではなくて、水田や畑といった景観を保つという古都保存法の趣旨に合うということで実際に行われています。

一方の文化財は、先ほどの事例で川原寺周辺の話でしたが、川原寺は国の直買いです。実際の手続きは県がしていますが、基本的に国有地になります。文化財として買い上げると、文化財の保存や活用にするのが当然であって、もともと水田だった土地だとしても、水田として地元へ貸し出すことは当然目的外使用になります。国有地になると国有財産になりますので、国有財産を地元へ貸し出して、そこで実ったお米を売ってはいけなのではないか、そういう議論も以前に文化庁としたことがあります。実際問題は、地元の人がそこで田んぼをしようと思うと、明日香村の場合

は吉野川分水から水を引いているのでその水代を払わないといけない、あるいは肥料や苗も買わなければならない、労働力も必要になってくる。そうしたことを考えていると、実はかなりの出費が必要になってきます。

国有地については明日香村が管理団体になっていますので、村に国有地の管理補助金が下りてきます。ただ、たった30円/miほどの草刈りの費用で、それも年に2回しないといけません。その他に、見回りを百何回としないといけません。この単価は、恐らく、はるか昔に決まったまま値上げしていないという、現実的には全然合ったものになっていません。草刈りを年2回しているだけでは草ぼうぼうという状況です。これが何とかならないのか。古都保存法で買い上げた土地は水田もできて、景観が保たれているのに、文化財保護法で買い上げた土地は水田をしてはいけないというような話になってきて、草が生える。これではなかなか公有化についても協力が得られないというようなこともあります。

文化庁とも議論を重ねた結果、まだ史跡整備の計画がない川原寺の国有地で、もともと水田であったところを地元へ貸し出すことを試してみることになりました。実際にそれができると、まず水田景観が維持される。当然、底地は国の土地ですので、田んぼ以外のこと、例えば小屋を建てるといったことはできませんから、遺跡は守られる。草刈りなどの管理費用はかからないというような、ある意味、1粒で3つおいしいぐらいの感じになってくるのかなと思っています。ただ、これはあくまでも明日香という特殊な場所、景観も守ろう、遺跡も守ろうというところのテストケースで、これが全国に広がっていくと国も大変になるのですが、そういうやり方はありかなと思います。

先ほどもお話しましたが、明日香では遺跡の整備が大分先の場合、それまでの間どうするのかというところで、国有地についてはそういうことを一部させてもらっています。ただ、村が補助金をもらって買い上げた村有地については、まだそういうことはできていません。会計検査などがあって制度的にクリアになっていないので、まずは国有地で試験的にやっていくという現状です。

坂井 ありがとうございます。文化庁も公有化した後、管理上の問題が生じているところについて、様々な方策を伝授しているようですね。増淵さん、今、明日香村で行われている話は、景観が史跡にとっても大変重要な要素だということではないかと思うのですが、何かもう少し史跡の中でも柔軟に扱うような考え方はないでしょうか。

増淵 難しい質問をしますね。昔から名勝でも、例えば秋田県の象潟のように小島（流れ山）の部分と農地が混在しているところや、あるいは、遺跡でも広い面積の遺跡などで、この農地の中に余計なものが建てられたりしたら困るなどか、そういうときには買わざるを得ないけれどもどうするんだという議論はありました。そのときに常に起こってくる議論は、農地景観のまま意味があるので、公有化してから後も農地景観で残したいという要求は地元からも出てくるし、文化庁の側も持つのだけれども、農地法の適用があって、自治体は営農できないんですよ。農地を持つことができないので、常にその法律の壁ではね返されてきた。つまり、うかつに水田を買ってしまうと、そこは雑種地に切り替えて、農地とは違う用途にしなければならない。そうすると、そこはどうするのかと、最初の問題の堂々巡りに戻ってしまうわけです。

それで、農地法の適用除外にならないかということも昔の記念物課でもやったはずですが、それはうまくいかなかった。明日香村は全村が古都保存法、それから明日香法の対象地域ですから、自治体丸ごと農地法の適用除外という形が取れるので、今の特殊な事例になっているのだと思います。

ただ、遺跡などの場合は、農地を買っても、例えばそこを復元水田であるとか、学校教育との連携の下で教育水田として利用するということが明確に位置づけられるのであれば何とかできるという回答をもらって、取り組もうかという議論をしたことはあります。

相原さんのお話にもありましたけれども、明日香村は明日香村で、景観保護のために公有化してもその土地を管理しなければいけませんから、決して史跡として整備しなくてもいい土地を買うから楽だということではなくて、それなりにやはり苦勞があります。史跡

としての公有化と古都保存法での公有化とどちらのほうがいいのかという選択を、常に考えなければならない立場にも置かれています。どちらかが一方的に常にいい条件下にあるというわけではないということは理解しなければいけないだろうと思います。

相原 今回の増淵さんの話の続きですが、住民の皆さんからすると、文化財の保護のために買って国有地になろうが、古都保存法の関係で買って県有地になろうが、一緒なのです。しかし、文化財保護のために買われた水田では稲作を続けられない。古都保存法の買上地で買ってもらったら稲作を続けられるという、それはなぜ違うのと問われます。確かにそうですよね。

先ほどの復元水田や学校教育で使うということであれば、ルールを決めておけば問題はないと思います。ただ、それでいくと、実際は行政側がほとんどのことをやることになります。今日の話でも少しありましたが、そこを地域住民に主になって担当してもらって、それが結果的には景観、そして遺跡、文化財の保護にも役に立つということからすると、本当にそうしているのか。また、水田や畑として使うと様々な農作物ができますが、それらを販売するとなると、国有地でできたものは国のものなので勝手に売ったら駄目という話になります。その辺りが全国的に進まない理由かなと思います。

坂井 ありがとうございます。確かに全国の史跡の中では、実際に公有化した水田を学校教育用の水田として使って、そこで収穫した米を学校給食に利用している事例もあります。

それから、かつては水田というものは、史跡の価値とは直接関係ないという認識が強かったと思いますが、時代が変わり、水田などの耕作地の景観そのものは史跡の景観と非常に相性がいいものとして受け止められるようになってきたように思います。ですから、史跡の土地利用や景観を含めた在り方は、今後もう少し幅をもって考える必要があると思います。

3. 遺跡の復元と廃墟力

坂井 それでは次に移りたいと思います。相原さん

が史跡整備に触れられていましたが、現在はどの史跡でも整備が大きな事業として位置付けられています。それは、平成元年（1989）の史跡等活用特別事業（通称：ふるさと歴史の広場事業）が始まり、事業費が単年度で1億円に大幅に増えて、史跡内で建物などの遺構を原位置で立体復元することができるようになったことが大きな画期でした。わかりやすい史跡を目指して、積極的に当時存在した建物遺構などを実物大に復元しようしました。こうした考え方のもと、多くの史跡で建物復元された現在では、復元した遺構が劣化して、再整備が必要というところも多くなっています。史跡整備の考え方として、実物大のものをつくることは、例えば明日香村では推進されているようですが、牽牛子塚古墳で実際にやってみて、今後進められる飛鳥京跡苑池や飛鳥宮跡はどんなふうに相原さんは考えておられるでしょうか。

相原 先ほど紹介した牽牛子塚古墳は明日香村が整備を担当しました。説明でも少し触れましたが、よりわかりやすく遺跡を解説するという中で、牽牛子塚古墳の八角形という形はポイントの1つです。ただ、墳丘の盛土が非常にもろくなっていたため、覆い屋のようなものをかけて墳丘を守らないといけない。その外観を八角形にしながら、発掘調査の成果を反映させて、より真実に近い形でつくっていくことをしました。

恐らく整備された牽牛子塚古墳を皆さん見たときは、何これというのが第一声だと思います。秘密基地のようなものがポンとできていると。50年ほど前に前方後円墳を復元した五色塚古墳も、初めて復元整備したときはすごい違和感があったと思います。ですから、飛鳥時代の八角形の古墳はこういうものだよと、市民の方々にわかりやすくするのは必要かなと。ただ、そういうのをたくさんつくるのではなくて、ポイントとなる遺跡、1つ、2つぐらいでいいのかなと思っています。

復元するにも予算がかなりかかるので、近年はVRやARといった技術も多用されています。そういうものであれば、現状の景観を残しながら昔の姿も理解できます。明日香村でも石舞台古墳で実施していますが、そうした様々な手法の活用を検討していくべきかなと思います。

坂井 ありがとうございます。史跡整備にとっては遺跡の理解も大きな眼目ですので、遺構復元は重要な事業になりますね。入佐さん、ご報告のなかで、大宰府跡は現地の景観がすごくいいので、日々、周辺の方々がゆったりと休んでおられるというような写真がありました。大宰府跡は現状の整備でじゅうぶん歴史的な雰囲気を感じますが、建物を復元するような議論はこれまでにあったのでしょうか。

入佐 はい。後で城戸さんが話されるかもしれませんが、大宰府跡では市のほうで南門などを復元するかどうかという議論をしていました。大野城跡は福岡県が整備をしていて、1棟ぐらい礎石建物を復元したらどうかという議論を平成20年代後半にしました。

そのため、調査のあと2年間かけて建物跡の復元検討を行い、寸法まで入れた詳細な設計図面を作って、復元できる準備をしました。しかし、復元後の管理の問題があり、最終的にはVRとAR、それから設計図面を基に再現したイラストでの表示に留まっています。ただ、本物をつくってくれという要望は常にあります。

城戸 復元については、市議会で10年に1回ほど必ず質問が出ます。これは季節物だなとか思いながら聞いていましたが、市がやるには金額からして現実的ではないと。多賀城市のように数十年かけて考えないといけないことですよと言うと、大体諦めてくださいます。それから、首長が替わると必ず言います。こちらでも、本気でやりますかというお話をして、今申しましたように、数十年の計画を持ってやらなきゃいけないですよといった話をすると、いやいや、自分はそんなに任期がないからと、大体、今のところは終わっています。

坂井 ありがとうございます。大宰府政庁跡の正面に立ったときに、山を背景にした景観はすごくいいように思います。あの状態をきちんと守ろうというような明確な指針はあるのでしょうか。

城戸 あれはまさに福岡県が、昭和50年前後に整備した姿が年月を経たおかげもあり今の形になっています。大宰府跡の保存活用計画でもあの景観を継承すべきとしていますし、現在、太宰府市でつくっている整備計画でも、あの姿を継承したいということで考えて

います。

坂井 ありがとうございます。

白崎さん、多賀城跡では南門を立体復元されていますが、それ以外は抑制的ということでした。それは使い方や維持管理などから総合的に考えた上での判断ということでしょうか。

白崎 まさにそのとおりです。相原さんも指摘されていましたが、遺跡の全て、遺構の全てを整備する、復元するべきとは思ってなくて、効果的に、伝えたいところを選んで復元するべきだと思っています。南門復元は特に、20年以上かけてようやく実現したプロジェクトですので、割と市民もウェルカムな感じで進んでいます。あれは古代の伝統的な技術を使って、本当に、今考えられるベストの復元をしていると考えています。

ただ、南門1棟だけがポツンとあるという状況は、遺跡の空間として理解しにくいだろうということで、南門から入って、政庁に行くまでのエリアで、やはり立体的に官衙域の整備をしたいと考えました。そこでは南門とは違って、官衙域の中心的な建物を1棟、これを、建物のボリューム感と古代建物の構造をぜひ学んでほしいというコンセプトで実物大で復元的に整備して、しかも、それが1棟だけポツンとあるだけではこの官衙の特性を理解しにくいので、その中心建物の前面には、床張りの建物が8棟並んでいたのですが、それらの床面までを復元することにしています。本当は10棟とも全部立体的に復元すればわかりやすいのですが、やはりコストや維持管理を考えると難しいです。ですので、南門復元に合わせた周辺エリアの整備については、南門が厳正に復元されて、そこから政庁に続く政庁南大路も当時の姿が再現されていて、大路に面する城前官衙では、建物のボリュームがわかるようなものから、床面復元に抑えたものに、というようにだんだん平面的な整備になっていって、大路を上り切ったところにある政庁では、建物の基壇が当時の礎石ごと見られるというような、段階的なスケールの整え方や見せ方を整備計画に入れたつもりです。

では多賀城跡全体はどう考えるのかという際に、参考になるのは多賀城廃寺跡だと思っています。多賀城

廃寺跡は50年ほど前の整備ですが、あの遺跡自体が整備の歴史もあわせ持っていると思っています。もし仮に、当時予算がたくさんあって、建物を復元していいとなっていたら、伽藍を完全に復元していたかもしれませんが、実際に遺跡を最初に保存して、それを周辺が市街化しつつある環境の中で、どう整備するかというコンセプトを盛り込んだ結果、でき上がったものが現状の多賀城廃寺跡です。しかも、当時の設計趣旨がそのまま今も有効に機能しているので、あれに勝る整備はないと考えています。

つまり、また最初の話に戻りますが、場所、場所でもリハリを利かしながら、トータルでしっかりとコンセプトを持った整備を目指したいと思っています。

坂井 ありがとうございます。ふるさと歴史の広場事業が始まり、それまでむずかしかった遺構復元ができるようになり、担当者や自治体のなかではともかく遺構復元をやりたいという思いが強く、復元した建物の使い方や、その後の維持管理の労力・費用といった面を具体的に考えないまま復元してきた側面があると思います。そのことは十分反省しながら今後に生かして、何でもかんでもやるのではなくて、きちんと将来の活用のあり方や維持管理体制まで考えて取り組むことが必要だと思います。

さて、遺構の復元整備の点では、杉本さんが担当された宇治市の宇治川太閤堤跡は、16世紀末の遺構を保存しながら、出土した状況をそのまま見せる部分と、江戸時代の茶園をあえて復元した部分とがあることは面白いと感じました。史跡の復元の在り方について、今までの議論を聞いて杉本さんはどのような感想を持たれたでしょうか。

杉本 僕は今、遺跡のサイトランドスケープを考えると、遺跡の一番迫力がどこにあるのかといったら、それは時間を経て廃墟になったその廃墟力が、遺跡の持っている時間がつくりだした本質的なすごさだと思っています。それをまず前提としながら、これからどうするかを考えたらいいと思っています。

だからといって遺跡をそのままにしたほうがいい、と言っているのではなくて、立体的に物を復元するという、本物の遺跡の上に現在のレプリカができてくる

ということも、僕はかえって遺跡の持っている迫力を強化する場合もあると思っています。要は、遺跡の廃墟力というか、時間を積み重ねて今に至るすごさをどうやって継承するのか、磨いてやるのか、顕在化してやるのかというところがポイントかなと思います。その中に、周りの環境とどう馴染ませるのかということもあると思います。

僕のゼミに縄文遺跡の整備を調べていた学生がいて、彼女が世界遺産に登録された北東北・北海道の縄文遺跡を旅行してきて、遺跡に復元は要らないと言っていたのを、面白いなと思って聞いていました。それは、地形と周りの環境が広く見渡せればそれで十分に縄文人たちを身近に感じる。それ以上、現代的なものを足すとはつまらなくなると言っていたのです。欧州の遺跡整備はそういう感じですよ。だから、日本の遺跡整備って時々非常に教訓くさくなっていて、遺跡のよさを阻害するものが設置されていることが多いと感じます。だから、本当に遺跡の整備って、何がその遺跡のすごさなのかを議論しながら、何を引くのか、足すのかをもう少し議論したらほうがいいと思います。

太閤堤の場合は、中央に現在も生産している茶園があって、史跡にしても絶対にそのまま茶園を続けてほしかったので、そこにつなげるためのアイデアとして、築造時期と現代とをつなげるものとして江戸時代の埋まった太閤堤の整備が必要だということになりました。結局、現在にどうやって接続させるかということと、その遺跡の廃墟力をどのように強調するかということは、同じ線上にあるのです。

坂井 ありがとうございます。単純に考えれば16世紀終わりの堤防遺構の上に、ずっと後になって茶園が営まれていますから、それは邪魔者だと考えても不思議ではありません。しかし、その茶園は重要文化的景観「宇治の文化的景観」の重要な構成要素に特定されていることもあり、あのような考え方で調和を図っていて、時代が積み重なっていることがよくわかる史跡だと感じました。ありがとうございます。

すでに予定を超過していますが、増淵さん、今日の4本の報告とその後の討論を含めて、最後にまとめの一言をいただけないでしょうか。

増淵 今のお話にもありましたが、実物大復元が始まってから30年以上経ちますから、その経験を踏まえて、もはや選択肢の1つにすぎないというぐらいの扱いで考えていったほうがいだろうと思います。

本日のディスカッションの最初に、4人のご報告のベースは共通していたと申しました。調査から見つかった学術的な価値を踏まえながら、現在における遺跡の扱いにおいて、その地域社会で生きている人たちとの関係を絶対に外してはいけなと、これは全員に共通したベースだったと思います。

その上に立って、具体的な扱いには様々な方法が生まれてくるわけで、相原さんが紹介してくれたような法的な制度の問題をどうまく要求していくか、ある意味で言うと、自治体がどんな制度を要求していき、それに対して国がどう考えていくかという問題を提起するのも1つの方法だろうと思います。あるいは、実際に、手段が増えたという点で言うと、技術や素材など新しい選択肢が次々に用意されてきているので、その検討は常に試みられなければならないし、それを考えに入れていくということが、手持ちの材料を増やしていくということに確実につながるはずで。

遺跡そのものの新しい局面を開拓していく作業も常にやっていくべきだろうと思います。つまり、それは考古学や歴史学とは違う学術の側面から遺跡を捉えたらどうなるのか、例えば日本遺跡学会で前々回に扱った民俗学からの視点といったような、別の学問の世界からの議論も材料に扱っていくということです。先日、紀伊風土記の丘の整備委員会に出席した際に、和田晴吾先生が、戦後の南海地震でもここの石室は壊れてない、こんな独特な形に石材を積み上げた構造なのになぜ保つのかとおっしゃいました。これは、例えば工学の先生方は面白い研究材料にしてくれるかもしれないし、そうだとすると、歴史的な遺産が実は土木工学的に非常に重要な研究材料となってくれるかもしれない。つまり、様々な話題が1つの遺跡から発信されることによって、その遺跡の持っている魅力は多様に共有化されていくわけです。そういうことも常にやっていかなければならないだろうと思います。

今回の大会のようにオンラインで配信するシステム

が普及しましたから、遠隔地の同類の遺跡との交流が比較的たやすく実現できるようになってきています。とすると、今まではゲストに1か所に集まってもらって同じ会場でやらなければいけなかったことも、もしかすると、全国数カ所を結んで、どこかの遺跡のガイダンス施設でやってみるということも可能かもしれない。そうした様々な手段でもって地域社会の人たちに成果を公開し、自分たちの関心の対象にしてもらえる機会がもっと生まれてくるのではないかと感じました。

心配なことは、関心の在り方がどんどん拡大していったときに、NPOを利用したり、地域社会のいろいろな仕組みを導入したりして、遺跡に関わってもらえる機会が増えると、自治体の遺跡の管理や調整に関する負担も増えるということです。負担が増えたたりのメリットをどこで見出すかということも1つあるだろうと思います。

最後に皆さんが共通していたのは、昔から言われてきたことではありますが、保存できた遺跡を地上の世界においてどのように扱っていくかということは、それはその遺跡の周辺を含む地域社会の空間全体をプロデュースしていく、マネジメントしていくということにつながるの、その視点を大事に持つていくということだったと思います。それが結局は遺跡の価値を地元の社会、地域社会に還元していく方法を生み出すということです。リモートでの参加者の方々も共感するところかと思ひますし、その点ではありがたいご報告を頂いたと思っています。

坂井 ありがとうございます。的確に全体をまとめていただきました。時代の大きな変革期にさしかかっている現在、行政的には財政もかなり厳しくて、今までと同じような考え方ではやれなくなるだろうと思います。このような時代のなかで、史跡の保存管理・遺構復元整備・景観などの在り方について、これまでの考え方を見直しが必要なところもあります。その意味では、本日の発表と討論は大変有意義だったと思います。

以上で討論を終わりたいと思います。御協力どうもありがとうございました。

文化財の「価値」の再整理

DEFINING THE VALUE OF CULTURAL PROPERTIES

伊藤 文彦 (鈴鹿大学 / 三重県)

ITO FUMIHIKO (SUZUKA UNIVERSITY / MIE PREFECTURE)

文化財の価値 / VALUE OF CULTURAL PROPERTIES

文化財保護法 / THE LAW FOR THE PROTECTION OF CULTURAL PROPERTIES

本質的価値 / INTRINSIC VALUE 機能上の価値 / ORIGINAL FUNCTIONAL VALUE

意味上の価値 / SEMANTIC VALUE 道徳上の価値 / MORAL VALUE

社会経済上の価値 / SOCIO-ECONOMIC VALUE

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

近年、文化庁において文化財の観光利用などの諸施策が推進されていることを背景に¹⁾、「文化財の価値」に関する議論が盛んに行われている。

従来から文化財の価値として言及されてきた「本質的価値」については、『史跡等整備のてびき』²⁾において一定整理されていることが良く知られているが、平成30年の文化財保護法改正に伴い法定計画に位置付けられた「保存活用計画」にかかる議論の際に、山下信一郎は本質的価値について言及している³⁾。

一方で、文化財には本質的価値以外にも多様な価値があるとする論考もみられる。たとえば、海外、とりわけ世界遺産における価値の議論を国内に紹介したのが西村幸夫である。西村は、ユッカ・ヨキレットらの論考を引用しつつ、文化財の価値について文化価値と社会経済価値に分類して紹介している⁴⁾。また、文化財を利用した際に得られる経済的価値については、それらを貨幣価値で計測できるとの前提に立って論じた青山ら⁵⁾や、澤村⁶⁾、小川⁷⁾等の論考があり、それらについて包括的に議論しているものが、垣内恵美子の『文化財の価値を評価する』⁸⁾であろう。さらに、社会的価値については、社会的価値と明示しないものが多いように見受けられるが、近代建築は地域住民にとって記憶を呼び起こす装置として機能し、市民活動が発生し、社会的価値を醸成しているとする研究⁹⁾がある。加えて、これら社会的価値、経済的価値やそ

の他の価値を本質的価値と並置して、「文化財の価値」の総体を捉えようとした論考に松田陽の「保存と活用の二元論を超えて—文化財の価値の体系を考える」がある¹⁰⁾。このほか、文化財の本来の意味や役割を意味的価値、機能的価値として文化財の価値として捉えようとする論考がある¹¹⁾。その中で、文化財の活用概念形成史において、意味的価値、機能的価値の存在を指摘しているものに、伊藤らの「日本における文化財「活用」概念の成立」がある¹²⁾。

このように文化財の価値を巡っては様々な「価値」が存在し、その相互関係についても指摘する論考が見られる一方で、それら多様な価値認識の「齟齬」がもたらす課題についても指摘する研究がみられる。

たとえば、宗教的遺産は観光商品化されることによって宗教的な価値から変容することを指摘する論考¹³⁾や、無形民俗文化財の価値について地域住民と観光客との間での認識の乖離を明らかにした研究¹⁴⁾がある。また、社会的経済的価値と本質的価値の関係について、文化遺産を活用することで遺産の保全にも社会経済発展にも効果的とはしつつも、遺産の中心的価値が損なわれず、持続的活用が保証される場合に限られるとする論考¹⁵⁾や、イギリス等の文化政策の道具主義化に関する議論をひきつつ、日本における文化財の経済的活用について検討を加え、日本では文化財の経済的活用に対する文化政策への批判的な論考がほとんど見られず、日本の政治家や官僚の多くはある程度数値化して示すことが可能である経済的価値に傾倒しがちである一方で、国民の間では文化の本質的価値のほうこそ支

持を得やすいと思われることを指摘する論考¹⁶⁾なども見られる。

そもそも日本の文化財保護行政においては、「文化財」とは法的な保護を与える対象として選別された事物であり、文化財の価値とは保護すべき価値のこととする認識がひろく受け入れられているともみられ、それを「本質的価値」と呼称することも広く行われていると思われる。また、文化財保護の現場においては、保護すべき価値に基づき、厳密な文化財保存の取組を進めてきた経緯があるなかで、文化財をめぐる行われている多様な価値をめぐる言説と「本質的価値」との間にある齟齬をいかに克服すべきか、苦悩も多いものと思われる。

そこで本稿においては、文化財をめぐる今日行われている文化財の「価値」をめぐる議論を概観し、それらの位置づけと関係性を明確化することで、文化財をめぐる保護の対象とするべき価値を整理し、そのうえで文化財の「多様な価値」をめぐる議論といかに向き合うべきかを文化財保護の立場から考察することを目的とする。

(2) 研究方法

研究の方法は、管見の及ぶ概ね2000年以降に公刊された文化財もしくはそれに関連する対象（文化遺産や歴史遺産、歴史的建造物等を含む）の価値について言及のある、前節において取り上げた論考の中から、特に文化財に関する多様な価値を取り上げている論考を取り上げ、それら論考中で示される文化財の価値について、その価値が指し示す具体的な内容を整理する。さらに、以上の整理から示唆されながらも言及の無い価値については、文化財保護法成立期にさかのぼり、国会会議録の史料の読み取りから価値の内容について把握する。最後に、以上の手順で把握された価値について、相互にどのような関係性を持つのか整理して、多様な価値論といかに向き合うべきかを考察する。

なお、本稿において検討の対象とする文化財は、特定の種類の文化財に限定せず、広く文化財全般を対象とするが、先行研究の検討対象の影響などから、不動産文化財等によりよく適合する議論となる可能性もあるので、あらかじめ了承されたい。

2. 本質的価値

(1) 論考等に見る本質的価値

文化財保護の現場において、必ず議論されるのは、本質的価値である。一方で、本質的価値とは何を示すのかについては、文化財保護の現場においてそれほど意識されていないようにも思われる。そこでまず、本質的価値について整理を試みる。

まず、ひろく知られている文化庁文化財部記念物課の監修により整備に係る専門的な情報を整理した『史跡等整備のてびき』¹⁷⁾における「本質的価値」の記述内容を改めて確認する。

史跡等の「保存」とは、文化財保護法第2条に定める史跡等の個別の本質的価値を次世代へと確実に伝達していくことである。史跡等の「保存」の基礎には、史跡等の本質的価値を明らかにするために行われる学術的な調査研究がある。（下線筆者追加、以下同様）

このように、本質的価値とは次世代へ受け継ぐべきもの、学術的な調査研究によって明らかにされるものという認識が表明されている。そのうえで、

史跡の本質的価値とは、史跡に指定された土地に存在する「遺跡」が土地と一体となって有する我が国の歴史上又は学術上の価値……名勝の本質的価値とは、名勝に指定された土地が有する芸術上又は鑑賞上の価値……天然記念物の本質的価値とは、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）が有する学術上の価値

と示されており、ここで、本質的価値とは、指定された土地や物件が有する歴史上、学術上、芸術上、鑑賞上の価値であるとされている。ここで表明されている価値は、文化財としてすでに保護の対象となっているものに対して見出されている価値である。

一方、文化庁の史跡部門主任調査官（当時）の山下信一郎は保存活用計画に盛り込むべき内容について指摘する中で価値に言及し¹⁸⁾、

史跡等の適切な保存活用の原点となるのは、当該史跡等が指定に値する本質的価値とは何かを明確に認

識し、関係者間で共通理解とすることである。としており、本質的価値とは、指定に値する価値であるとの認識を示している。

以上の記述からは、本質的価値とは、「土地や物件に対して、法的保護の対象とする際に見出した歴史上、学術上、芸術上、鑑賞上の価値」であり、それらは「次世代へと伝達すべき価値」で、「学術調査により把握される価値」という特性を持つとして認識されると整理することができる。

(2) 文化財保護法における価値

ところで「本質的価値」という語は文化財保護法には見られず¹⁹⁾、その他の文化財類型においては、「価値」の語が用いられている。文化財保護法における価値は第二条で整理されている。

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

（中略）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（中略）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

以上を整理すれば、

有形文化財：歴史上又は芸術上価値の高いもの

無形文化財：歴史上又は芸術上価値の高いもの

記念物：歴史上又は学術上価値の高いもの（史跡）

芸術上又は観賞上価値の高いもの（名勝）

学術上価値の高いもの（天然記念物）

伝統的建造物群：価値の高いもの

の各類型に価値の言及がある²⁰⁾。名勝の鑑賞上の価値を美的価値と捉え、自然名勝は人が生み出したものではないものの、大きく芸術上の価値に含めることができるとするのであれば、文化財の価値は、歴史上の価値、学術上の価値、芸術上の価値に集約することができる。このうち、学術上の価値と芸術上の価値については、古社寺保存法にまでさかのぼって認められる価値であり、学術研究の資料としての価値、新たな芸術作品の模範としての価値のことである²¹⁾。一方、歴史上の価値とはどういった価値であろうか。文化財保護法の制定時、内閣法制局の職員で文化財保護法の策定に参与した岸田実は、歴史上の価値について、以下のように説明している²²⁾。

「わが国にとって歴史上価値の高いもの」とは、わが国の歴史を解明する上において価値の高いものつまり、歴史上価値の高いものとは、歴史研究をする際の資料として重要であるものという認識であり、学術上の価値と実態としては異なる²³⁾。

以上から、文化財保護法の第二条で言及のある「価値」については、学術上の価値と芸術上の価値の二者に整理することができるものと考えられる。また、これら学術上の価値及び芸術上の価値が、対象の「指定に値する価値」として整理することができよう。

これら学術上の価値と芸術上の価値（もしくは指定に値する価値、本質的価値）は、専門家や行政内専門担当者が学術研究をとおして見出す価値である。こうした価値を明らかにする学術研究の過程を「価値付ける」（動詞）と呼称し、その結果見出された価値を「価値付け」（名詞）と呼ぶことも広く流布している。

なお、近年盛んな議論のひとつに、保存活用計画策定の際に、「史跡等の付加的な事象・事物であっても時間の経過によって新たな視点に基づく価値評価の可能性が生まれ、本質的価値を表す諸要素へと移行する

もの」にかかる議論がある²⁴⁾。これは史跡の枢要な価値を示す時代以降に付加された諸要素に対して学術上一定の価値があると認められるものについてどのように取り扱うか、という議論であって、上記学術上の価値の範疇におさまるものと考えられる。

3. 文化価値と社会経済価値

西村幸夫は、Bernard M. Feilden と Jukka Jokilehto による議論²⁵⁾ を引きつつ、価値付けについて考察しており、文化遺産の価値を文化価値と、社会経済価値に分類して提示している²⁶⁾。

まず、文化価値にはアイデンティティとしての価値があり、これは伝統的・精神的・宗教的・伝説的・時代的・政治的・愛国的記憶に由来する価値で、科学的客観的に図ることのできない、根本的に主観的な価値基準であるとする。次いで、比較の上で明らかになる芸術的・技術的価値があり、これは科学的で比較対照可能な価値であるとする。さらに、希少価値があり、これは統計的な価値基準である、とする。一方で、社会経済価値には、経済的価値、機能的価値、教育的価値、社会的価値、政治的価値があるとして整理している。

西村が引用する論考は世界遺産の管理指針としてイクロムから1998年に発行された文書であり、論考の副題に「世界遺産を例に」とあることから、世界遺産を念頭に記された価値である。そのため、これら諸価値の記述は必ずしも日本国内でこれまで行われてきた価値の議論とは結びつけて説明されてはいない。そこで、従来の日本国内の価値の捉え方との関係性について西村の引用する当該イクロムの文書も参照しつつ検討してみよう。

まず、文化価値からみていくと、アイデンティティとしての価値は、「特定の対象物や場所に対する社会の感情的な結びつきに関連している」と説明されている。これは、一定の時間や出来事を経ることで、社会において一定の文脈を得たものに対して見出される価値としてとらえられるだろう。ただし、注意すべきは、アイデンティティとしての価値があるからといって直ちに文化遺産として保護の対象になるとは限らな

いと考えられるということであって、これは、学術上の価値や芸術上の価値とは異なるものであると思われる。例えば、集落の寺院や本尊の仏像には、集落の成員によってアイデンティティの価値が見出されているとしても、文化財として保護する法的根拠を得るためには学術的な価値付けが必要なことを想起するとわかりやすい。

ついで、比較の上で明らかになる芸術的・技術的価値については、調査の結果に基づくとされている。これは、日本の学術上、芸術上の価値に近いと思われる。日本においても、文化財の学術上の価値は、他の文化財と比較して、時間的・空間的位置づけを明確化することによって行われる。考古学の型式学や、美術史の様式論はまさしく、時間的・空間的位置づけを議論することを基本としており、日本国内でも同様の価値付けが行われている。

さらに希少価値については、希少性、代表性、唯一性からなるとしており、ほかに比較すべきものがない、あるいは比較したうえで代表である、唯一であると認識する価値である。であるならば、上述の芸術的・技術的価値と大差ないといえるのかもしれない。

ここでいう代表性や唯一性は、日本においては、文化財保護法第二条の民俗文化財と文化的景観の定義にみられる「理解のため欠くことのできないもの」という語句や、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財の指定基準にみられる「典型的なもの」、重要文化的景観の選定基準における「典型的なもの又は独特のもの」という語句に対応するものと考えられる。世界的な議論からみれば、民俗文化財も文化的景観も価値という語を用いることもできるのであろうが、その語を用いなかったことについては注意する必要がある²⁷⁾。

続いて、社会経済価値については、経済的価値、機能的価値、教育的価値、社会的価値、政治的価値が挙げられている。まず、経済的価値については、

文化遺産の場合、経済的価値は、遺産資源や保全活動によって生み出される価値と理解することができる。とされており、日本の文脈においては、文化財活用の結果得られる効果として捉えることができそうである。

次いで、機能的価値は、

機能的価値は経済的価値と関連しており、元の機能の継続や、建物や地域の適合的な利用の開始を意味する。廃墟と化した建造物では、本来の機能的価値は失われるが、資源の解説や、視覚芸術や舞台芸術などの活動の場として、プログラム上の要件を満たすことで、新たな機能的価値を見出すことができる。とされており、ここでは、遺産が本来有していた機能と、「転用」後に新たに付与された機能の両者が混在している。日本においては、両者の性格は異なると考えられ、転用後の新たな機能は分けて考えるほうが理解しやすいと思われる。

教育的価値については、

文化観光の可能性や、歴史的資源を現在の生活に統合する手段として、文化や歴史に対する認識を促進することが含まれる。とされており、児童・生徒の発達段階に応じた教育効果が期待できる、ということではなく、あくまでも文化財の認知に中心があるように思われる。

社会的価値については、

遺産資源の社会的価値は、伝統的な社会活動や現在に適合した利用に関連している。地域社会における現代の社会的相互作用に関わり、社会的・文化的アイデンティティを確立する役割を担っている。とあって、地域社会のまとまりを促進する価値とみてよさそうである。

政治的価値については、

政治的価値とは、その地域や国に関する遺産資源の歴史上の特定の出来事と関連していることが多い。と説明されており、日本では明治天皇聖跡を思い起こすと理解しやすいのではなかろうか。

以上のように海外で行われてきた議論に基づく価値の議論は、必ずしも日本国内の価値の議論とうまく関連付けられて紹介されているわけではない。特に、文化価値の中でも、日本の「指定に値する価値」は、「比較の上で明らかになる芸術的・技術的価値」と「希少価値」に近いように思われるが、「希少価値」のうち代表性や独自性は日本では価値と呼称していない部分もあり、理解には注意が必要と思われる。

4. 経済的価値

前章で見た価値のうち、「経済的価値」は、「遺産資源や保全活動によって生み出される価値」として理解されていた。これは主に文化財を利用した効果に見出される価値であるともいえる。こうした経済的価値にかかる論考は日本国内でも多く発表されている。特に見られるのは、文化財の価値は貨幣価値で表示が可能であるという立場から、観光で消費する意思を示す金額等を手掛かりに経済上の価値を測定しようとするもので、その代表が、垣内恵美子らによる『文化財の価値を評価する—景観・観光・まちづくり』²⁸⁾であろう。

垣内らは、今日行政において政策効果の評価が求められている現状を踏まえ、「文化財保護にあたっては、必要性、効率性、有効性の観点から、より客観的、定量的に受益者や便益を明らかにし、政策の企画立案に結び付けていく作業が必要になる」として、文化財の持つ経済的価値を計測しようと試みている。この時、経済的価値を利用価値（直接利用することで利用者が便益を受け発生する価値）と非利用価値に分類し、非利用価値については、教育的価値、存在価値、遺贈価値、威信価値、オプション価値に分類し²⁹⁾、これも貨幣換算でどれほどの金額として捉えられるかを算出している。算出の手法は、仮想評価法（CVM）、トラベルコスト法（TCM）、コンジョイント分析を利用しており、それぞれ算出手法が異なるため、そこから得られる数値の解釈やそこから判断し得る内容も異なる。

本書では、それら分析の結果、「将来世代に遺しておきたいといった遺贈価値や、そこに存在していること自体が素晴らしいといった存在価値」が、文化財のもつ経済的価値には大きく影響しており、「文化財は市場によって取引をすることができない、非排他性、非排除性をもつ公共財」であり「政府の支援が妥当」と結論している。

ただ、本書をこれまでの文化財保護の脈絡において理解しようとするときわめて難しい。本書の中には「文化的価値」や「固有の価値」という語が度々登場するが、垣内らは「文化的価値」や「固有の価値」について、明確な定義を行っていない。岐阜県高山市の

重要伝統的建造物群保存地区を対象とした分析において、「歴史的・文化的価値は、審美的価値³⁰⁾、遺贈価値、威信価値、存在価値、オプション価値と重複する可能性がある」(p.147)として、分析対象から除外しており、これら審美的価値、遺贈価値、威信価値、存在価値、オプション価値が、文化的価値を構成するものと認識しているようにも見える。一方で、「文化財が持つ固有の価値そのものは、直接計測することは困難である」と述べたうえで、「しかしながら、この価値を維持、保存することによって得られる便益を、何らかの形で推測」することが本書の目的でもあるとしており、ここでは、「文化財が持つ固有の価値」と「経済上の価値」を分離している。固有の価値が文化的価値であるならば、文化的価値は本書では計測していないことになる。同様に、本書の表題である「文化財の価値を評価する」もまた、「文化財から得られる便益を評価する」という意味なのか「文化財の文化的価値を評価する」という意味なのか、やはり判別しがたい³¹⁾。

第2章で詳細にみたように、文化財保護の脈絡においては、これまで「文化財の価値」は、「指定に値する価値」(「本質的価値」=「学術上の価値」「芸術上の価値」)として捉えられてきた。当該論考をはじめ、文化財から得られる便益を論ずる諸論考では、こうした従来の価値認識との関係が整理されていないものが多く、文化財保護の立場からは、理解を難しくしているものと思われる。

5. 価値体系論

以上の文化財の個々の価値論に対して、価値の相互の関係性を整理しようと試みているのが、松田陽による「保存と活用の二元論を超えて—文化財の価値の体系を考える」³²⁾である。松田は近年の文化庁による文化財保護施策を整理したうえで、新自由主義に基づく文化財施策を肯定しつつ、文化財に多様な主体が見出す価値について、それらの相互の関係を論じている。

この論考では、今日、多様な利害集団が文化財に対して様々な価値を見出しており、文化財の保存と活用

をめぐる議論はあくまでもどの価値を優先すべきか、という話であると指摘する。そのうえでアメリカ合衆国の文化財マネジメントの議論を引用し、利害集団が文化財に見出す利害の利、すなわち価値の創出に関わる部分に着目し、その相関関係を表した概念として「価値体系」を提示する。その中で提示する文化財にかかる価値としては、学術的価値、社会的価値、政治的価値、経済的価値、審美的価値、宗教的価値の項目を例示したうえで、文化財マネジメントにおいては、全体で見た時に各利害集団が文化財から得られる価値の総体を最大限になるように導くことが目指される、とする。

ただ、松田の論では、文化財の次世代への継承という観点に課題があるようにも見受けられる。これまで、文化財において本質的価値が議論され続けてきた背景には、文化財は、次世代へ継承すべきものという認識があった。これらを担保してきたのが学術的価値であり、学術的価値を他の価値と同列に置くとき、いかに次世代へ継承するかという議論を改めて構築する必要に迫られると思われる。また、多様な利害集団が文化財から得られる価値の総体を最大限になるように「丁寧な調整」を行うとしたときに、いかなる方法によって調整を行うのが文化財保護の現場ではすぐさま課題となる。文化財保護の現場においては、調整の「方法」にこそ課題があるのであって、その方法を提示していく必要があるだろう。

6. 意味上の価値と機能上の価値

以上の本質的価値、社会的価値、経済的価値に加えて、近年新たに指摘されているのが、文化財の本来の意義や役割に対して所有者等が見出す価値、意味上の価値や機能上の価値である。伊藤らは『文化財の「活用」概念の成立過程』³³⁾において日本の文化財「活用」概念がいかに成立したかを検討し、文化財の活用については、対象、価値、方法、効果の4要素に分けて把握することが有効であるとしたうえで、明治期以降、文化財に見出されてきた価値について言及している。その中には、先にみた学術上の価値や芸術上の価

値等に加え、文化財の本来の役割に則して利用し、本来の機能や意味を充足する効果を得るというものがあり、住宅であれば居住の用を満たそうとするもの（機能）、寺社の仏像や仏具であれば、法要祭典で用いて宗教的な効果を得ようとするもの（意味）、などが例として挙げられている。本来の役割や意義に即した利用に見出す価値について、ここでは、機能上の価値、意味上の価値と呼称することにしよう。

この論考は、主に明治期から文化財保護法成立期までを検討の対象としており、戦後の経過についてあまり触れられておらず、わずかに、伝統的建造物群保存地区の制度が創設されたことを契機に変化し、本来の用途に即して住み続けることが活用であるという考え方が登場したとして、こうした機能上の価値、意味上の価値が文化財保護上は認められるようになったと指摘するのみである。しかし、伝統的建造物群や文化的景観は、地域住民が暮らし続けることを前提とした文化財であり、その居住や生業といった機能上の価値を住民が見出すことは当然文化財保護上必要であると考えられているものと思われる。同様に、民俗文化財でも特に無形民俗文化財については、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のいずれに分類されるものであったとしても、今日も地域住民が、機能上の価値や意味上の価値を見出していない限り存続はしないものと思われる。

これら機能上の価値や意味上の価値は、対象の「指定に値する価値」ではない。しかし、それが有形文化財であろうと記念物であろうと、文化財として認識される遙か以前、この世の中にその事物が創出される際には、かならずこれら機能上の価値や意味上の価値を有していたことは明らかである。こうしたことから、機能上の価値や意味上の価値は、文化財として保護の対象となる事物の成立基盤をなす価値であると考えられる。

なお、文化財は所有者が文化財保護の一義的な責任を担うことを前提としていることに注意すれば、所有者が、文化財指定前から認識していた機能上の価値や意味上の価値を、文化財指定後も引き続き持ち続けることは、その存続に大きく貢献することが予想される。たとえば、仏像であれば、寺院の中で「仏像」として

礼拝対象であり続けることで、その礼拝者によって維持され続けるだろう。

ただし、社会の変化に伴い、その機能上の価値や意味上の価値がもはや見出せない場合は、所有者が新たな機能を付加して利用し続けるということも行われる。たとえば、鋸屋根の工場をもはや工場として使い続けることができない場合、それを改装してギャラリーや商店として利用することがある³⁴⁾が、これを「転用」と呼んでいる。この意味において、機能上の価値と、転用後の新たな機能上の価値は明確に区別しておくほうがわかりやすい。

なお、文化財は所有者が交代することもあり、特に行政が公有化した場合、行政はそれまで所有者が対象との間に見出していた機能上の価値や意味上の価値を継承することはまず困難である。住宅建築を公有化した時に、職員住宅として使うことは無く、多くの市民・国民がその住宅建築に触れることができるようにする。この場合は公共施設として利用することになり、そのことに多くの市民・国民の支持を取り付けなければならないという、別の課題に直面することになる。

7. 道徳上の価値

ところで、垣内や松田の論考には興味深い指摘がみられる。たとえば、垣内は、「将来世代に遺しておきたいといった遺贈価値や、そこに存在していること自体が素晴らしいといった存在価値」が、文化財のもつ経済的価値には大きく影響していると指摘する。また、「文化財保護は社会的に善いことであると認識されていることから、温情効果（warm glow）を引き起こしやすい」とも指摘している。このことは、文化財には、存在自体が素晴らしく、将来世代へ引き継ぐべきものであり、それを保護することは「善」であるという広い国民的認識がある、ということを示しているようにも思われる。松田は、平成10年（1998）頃、文化財に社会的価値を追求しようとする動きが出始めた当初、「文化財の経済性を正面から語ることへの慎みの感覚がまだこの頃にはあった。」として文化財に対する態度に「慎み」という言葉を用いている。こうした垣

内のいう「善」や松田のいう「慎み」は、言わば「道徳上の価値」というべきものである。管見の限り、道徳上の価値についてこれまでに言及のある先行研究は見当たらない。そこで、文化財保護法成立当時の国会議論にさかのぼり、国会会議録を史料として、道徳上の価値にかかる議論が見られるかを確認してみよう³⁵⁾。

まず、昭和24年、衆議院議員の受田新吉は、国宝保存法に基づく施策の限界について質問する中で、

国民代表であるわれわれにおいてこの法律を改正して、よつてもつて国民の重大なる文化的なこの資産を後世の子孫に残すという責任を果したい。(第5回国会 衆議院 文部委員会 第6号 昭和24年4月8日)

と発言している。この発言からは、受田が、現代に文化財を亡失せず、子孫に伝えることは自分たちの「責任」であると考えていることが読み取れる。

ついで、同国会の参議院文部委員会文化小委員会において文化財保護にかかる法案について、専門員の竹内敏夫は、

それからその次に更に文化財保存に対して国民の協力すべきところの義務という、これはいわば道徳的な一つの宣言でございますけれども、単に政府だけがそういう文化財の保存に努めるだけでは、文化国家の建設は非常に困難であつて、国民がそれに協力して行かなければいけないといったふうな一つの道徳的な意味であつても、一つの義務をそこに規定して行きたいと、こういうふうなことを考えたわけあります。(第5回国会 参議院 文部委員会文化小委員会 第1号 昭和24年4月19日)

と発言しており、道徳的な義務の宣言を法律に持ち込むべきとしている。

また、同じ第5回国会衆議院文部委員会において、参議院文部委員長の田中耕太郎は参議院の議員提出による文化財保護法案について説明する中で、

文化財を適当に保存する、また管理するということは、これまたネットクスト・ゼネレーションに対するわれわれの義務であるという信念に基きまして、文化財保護法案を立案し始めたのでございます。(第5回国会 衆議院 文部委員会 第25号 昭和24年

5月22日)

と説明しており、次世代に対する義務である、という受田と同様の趣旨の発言をしている。

さらに、昭和25年4月26日第7回国会参議院本会議において、参議院文部委員長の山本勇造は次のように発言している。

今日におきましては、これらのかけがえのない尊いものが或いは腐朽し、或いは破損し、或いは焼滅し、或いは衰亡に瀕するというようなわけで、実に歎かわしい状態になつておるのであります。若しこのままでありますならば、上はそれを築き上げたところの祖先に対し、下はこれを受継ぐべきところの次の時代の国民に対しまして申訳がないばかりではなしに、世界に対しましても恥かしいことだと思つてあります。

ここでは「尊い」という語で文化財を形容するとともに、継承しなければ祖先や次世代に申し訳ない、世界にも恥ずかしいとしている。

このように、文化財保護法の成文化にあたって、文化財は尊く、失えば祖先や次世代に申し訳なく、世界に対しても恥ずかしく、次世代に継承する義務がある、という認識を、議案提案者をはじめ複数の者が表明しており、道徳上の価値を見出していたものと考えられる。この道徳上の価値は、次世代の人々が利用できるようにする遺贈価値とは異なり、現在において我々には次世代へ継承する責任・義務があると考えことに特徴がある。また、こうした認識は、先に垣内が指摘する「文化財保護は社会的に善いことであると認識されている」こととも極めて調和的であつて、同様の認識は文化財保護担当者もふくめ、日本の国民が広く共有しているものと思われる。さらに、こうした道徳上の価値は、文化財を保護する動機となる価値認識であつて、その特別な取り扱いを正当化するのが、学術上、芸術上の価値を明らかにする価値付けの行為であると考えられる。

なお、この道徳上の価値は、竹内敏夫による国会での発言にもあつたように文化財保護法に反映され、第四条の「国民、所有者等の心構」として成文化されている³⁶⁾。

8. 考察

(1) 文化財に見出す価値

第2章から第7章までに見てきた文化財に関する価値の言説について、それらが相互にどのように関係するのかについて、ここで改めて整理してみよう。

まず、本質的価値は文化財の指定に値する価値であり、文化財として認識される際に見出される価値であって、「学術上の価値」と「芸術上の価値」によっていた。一方で、文化財の本来の役割や意義に見出す「機能上の価値」や「意味上の価値」は、文化財として認識される以前にその対象となる事物が創造され、その後機能や意味が次第に変容することはあったとしても、対象に対し所有者らが見出してきた価値であった。

これに対し、海外での議論をもとに整理された文化価値には、一定の社会的文脈を経て見出される「アイデンティティとしての価値」、「芸術的・技術的価値」、「希少価値」があり、「芸術的・技術的価値」は日本の「学術上の価値」、「芸術上の価値」に近く、「希少価値」は日本の民俗文化財や文化的景観の「価値」に近いものと思われた。一方で「アイデンティティとしての価値」は日本の文化財保護の脈絡では指定に値する価値としてはみなされていないと思われた。また、社会経済価値には、経済的価値、機能的価値、教育的価値、社会的価値、政治的価値があり、機能的価値は本来の役割という意味での機能と、転用などを経て新たな社会的意義を与えられた際の機能とがまとめられており、区別する必要があると思われた。

さらに経済的価値にかかる論考においては、貨幣価値換算で文化財の「価値」を示すことを特徴とし、その価値を利用価値と非利用価値に分類したうえで、非利用価値をさらに、教育的価値、存在価値、遺贈価値、威信価値、オプション価値に分類していた。これらの価値をいずれも文化財から得られる便益として捉えれば、対象となる事物に対して文化財としての認識が成立して以降に見出される価値であると思われた。

最後に道徳上の価値については、文化財を保護する動機となる価値認識であると思われた。文化財を保護すべきという認識（道徳上の価値の認識）が発生し、それを正当化するのが、学術上の価値や芸術上の価値を明らかにする価値付けという行為であるとする理解しやすいと思われた。

(2) 文化財に価値を見出す主体とその継続時期

では、これら価値はどのような主体によって見出され、それはいかに関係し、また継続するのであろうか（図1）。

まず、本来の機能や意味に価値を見出しているのは所有者等であると考えられる。この価値認識は文化財に指定されようとされまいと、所有者等によって認識されているものであると考えられ、事物が存在し続けている今日まで継続している価値認識であると思われる。ただし注意すべきは、社会の変化にともない、機能上の価値や意味上の価値は、変化したり、衰退したり、あるいは完全に喪失したりしている場合もある。

ついで、アイデンティティ上の価値は所有者等だけではなく、周辺の地域住民も見出す価値であると思わ

価値を見出す主体、段階	文化財認識以前	文化財認識時	文化財認識後
所有者等	機能上の価値		
所有者等	意味上の価値		
所有者等・地域社会	アイデンティティ上の価値		
所有者等・地域社会・専門家・行政（文化財）		道徳上の価値	
専門家・行政（文化財）		学術上の価値	
専門家・行政（文化財）		芸術上の価値	
専門家・行政（文化財）		希少性（代表性・独自性）	
地域社会・専門家・行政（文化財）			教育上の価値
地域社会・専門家・行政（文化財）			社会上的価値
（行政）			政治上的価値
所有者等・地域社会・行政・企業			機能上の価値（転用）
国民・市民			経済上の価値
国民・市民			利用価値
国民・市民			審美的価値
国民・市民			存在価値
国民・市民			遺贈価値
国民・市民			威信価値
国民・市民			オプション価値

※所有者等には、無形民俗文化財の保護団体等や重伝建、重要文化的景観の住民等も含む。

図1 価値の認識される時期とその継続時期

れる。地域にとっての特徴的な文化財が地域の「アイデンティティ」の源泉となっていることもまた今日見られるものであるが、それらは、文化財指定前から存在しているものもあろう。また、その状況を踏まえて、専門家や行政の専門担当者は、所有者等や地域住民らとともに、それら特定の対象となる事物は遺すべきものであるという道徳上の価値を見出し、文化財を保護する動機としているものと思われる。

一方で、文化財の指定に値する価値である学術上、芸術上の価値、もしくは希少性については、文化財専門担当者も含めた専門家によって見出される価値であるといえる。これは学術的研究によってのみ見出される客観的で比較可能な価値であり、対象となる事物を他の事物から区別して行政的に特別な措置を与える根拠とする価値である。文化財保護行政はこの価値を保護の対象にとらえ、この価値が継続するよう文化財の保護措置をとっているといえる。

一方で、これら文化財の指定に値する価値は学術的に研究してはじめて認識されるものであって、広く国民が容易に認識しうるものとは言い難い。そのため、この文化財の学術上等の価値を広く国民に周知し、認知させるという意味において、教育上の価値が見出されることとなる。こうした教育上の価値を見出す中心は、文化財を次世代へ伝えることを義務とみなす道徳上の価値を見出す地域住民や専門家、行政の専門担当者らということになるだろう。同時に、こうした人々は、社会のまとまりを作り出す社会上の価値をも見出すことになる。

ところが、文化財の中にはすでに本来の機能や意味を喪失しているものも存在する。あるいは所有者も変化しているものも存在する。これらに対して、本来の機能とは異なる利用の在り方で今日的な機能を付与しようとする場合も見られる。これら新たな機能上の価値を見出す主体は、所有者等や地域社会、あるいは所有権や使用权を得た行政や企業である場合もある。

さらに経済上の価値については、価値を見出す主体はより幅広く、国民全体、ないしは人類全体になる可能性もあろう。利用価値については、対象となる文化財を実際に利用する者が見出す価値であり、非利用価

値は少なくともその文化財の存在を認知している人々が見出す価値であると思われるが、いずれにしても、「文化財」という認識が成立して以降のものということになる。

9. まとめ

今日において、行政は文化財「活用」にかかる施策を文化財という認識が成立して以降に見出された価値に基づき実施することが求められている。これは、「活用」によって生み出される教育上、社会上、経済上の効果を得る、すなわち、文化財が適切に現代社会へ生かされることが文化財保護に予算を充当することを正当化するという認識に基づくものと考えられる。しかし、こうした文化財に新たに見出され付与された諸価値に基づく施策は、所有者や地域社会に文化財を保護・継承する動機をもたらすものとは言い難い。なぜなら、それらは所有者や地域社会の価値認識から乖離しているからである。むしろ、本来の機能上の価値や意味上の価値、アイデンティティ上の価値、あるいは道徳上の価値などの価値認識こそ保護・継承の動機をもたらすものであり、行政はこれまで学術上の価値に基づいて特別な措置を講じてきたのであって、これらを軽視して、文化財にかかる事業を実施するのは文化財の次世代への継承の観点からは好ましいとは言えない。むしろ所有者や地域社会が見出している価値のコンテクストにしたがって、文化財にかかる事業を実施することが望ましい。そうしたコンテクストに従った事業は、文化財の保存に資すると考えられる³⁷⁾のみならず、それらの中には高い教育上の効果や、社会上の効果、経済上の効果を得られるものも見出され得るだろう。すなわち、文化財に対して教育的価値や社会的価値、経済的価値を見出す者は、まず所有者等や地域社会が文化財に対していかなる価値を見出しているかを十二分に把握し、そのコンテクストにそった事業計画を立案することが望ましいといえよう。

文化財の価値について、文化財に見出される多様な価値とは、誰が、いつ見出しているものなのかについて十分注意を払いつつ、所有者等や地域住民が価値を

見出しているコンテキストに添って、文化財の保存と活用を進めていくことが我々には求められていると思われる。

【註】

- 1) 文化庁は平成27年度から「地域活性化」を目的とした日本遺産事業を実施し、平成28年には「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を公表して文化財を「観光資源」と定義している。また、平成30年には地方創生や地域経済活性化への貢献を念頭に文化財保護法を改正し、令和2年には文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律を施行するなど、文化財を利用した経済振興施策を進めている。
- 2) 文化庁文化財部記念物課監修 2005『史跡等整備のてびきⅠ 総説編・資料編』同成社
- 3) 山下信一郎 2020「史跡等保存活用計画について」『平成30年度遺跡整備・活用研究会報告書』
- 4) 西村幸夫 2000「文化遺産の広がりとその価値付けに関する考察—世界遺産を例に」『アメニティと歴史・自然遺産 環境経済・政策学会
- 5) 青山吉隆・松中亮治・鈴木彰 2000「CVMと顕示選好法を用いた歴史的文化財の経済的価値計測方法に関する研究」『土木計画学研究・論文集』No.17
- 6) 澤村明 2011『遺跡と観光』同成社
- 7) 小川圭一 2019「観光客の旅行費用に基づく歴史都市の観光資源としての文化遺産の価値の計測」『交通科学』Vol.50、No.124
- 8) 垣内恵美子 2011『文化財の価値を評価する』水曜社、p.203
- 9) 小野ちれか・後藤春彦・佐藤宏亮・山崎義人 2011「市民によるモダンイズム建築群の保存活動を通して醸成される社会的価値—青森県弘前市に集積する前川建築を対象とした市民活動に着目して—」『日本建築学会計画系論文集』第76巻第669号、pp.2169-2176
- 10) 松田陽 2018「保存と活用の二元論を超えて—文化財の価値の体系を考える」『文化政策の現在』、pp.25-49
- 11) 伊藤弘 2019「世界遺産を活かす観光地整備」『月刊考古学ジャーナル』No.726、pp.35-37。伊藤文彦・伊藤弘・武正憲 2019「巡礼体験との関係からみた文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の推奨される観光に関する研究」『ランドスケープ研究』82(5)、pp.583-588。伊藤文彦 2021「熊野参詣道伊勢路における「活用事業」の実態からみた文化遺産の保存に資する活用方法」『ランドスケープ研究』84(5)、pp.547-552
- 12) 伊藤文彦・箴島大悟 2022「日本における文化財「活用」概念の成立」『遺跡学研究』第19号
- 13) 小林紀由 2015「宗教的・文化的ヘリテージの観光財化をめぐる」『総合社会科学研究』3(7)、pp.15-26
- 14) 後藤尚紀・中川秀幸 2016「文化遺産観光研究プロジェクト報告 地方文化財を活かした観光づくり「横手のかまくら」を事例に」『国際教養大学アジア地域研究連携機構研究紀要』(3)、pp.51-61
- 15) トリーナ・ルーランスカ 2006「社会経済発展における文化遺産：理論的・実用的考察」『情報文化学会』誌13(2)、pp.83-90
- 16) 河島伸子 2022「日本の文化政策における「道具主義化」—文化財政策に関する近年の動向と国民の意識調査より」『青山総合文化政

策学』通巻第21号(第13巻第1号)

- 17) 前掲註2。
- 18) 前掲註3。
- 19) 管見では、本質的価値の用語は文化庁が平成31年に発出した「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」の史跡名勝天然記念物の説明中にもみ登場する。文化庁 2019「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」
- 20) 民俗文化財と文化的景観については、「理解のため欠くことのできないもの」とあって、価値の語を用いていない。これは、全ての国民の生活は「価値がある」ことが前提としてあり、その中で価値の高低を論じることは困難という基本的な認識があるためと思われる。
- 21) 前掲註12。
- 22) 岸田実 1950「文化財保護法の構想と要点」『文部時報』874号
- 23) 史蹟名勝天然記念物保存法を巡る議論においては、歴史上の由緒や国家の精華としての価値が見出されていたが、文化財保護法制定をめぐる議論の中で整理されたものと思われる。
- 24) 前掲註3。内田和伸 2020「史跡等保存活用計画における留意すべき構成要素について」『平成30年度 遺跡整備・活用研究会報告書』、pp.141-150
- 25) Bernard M. Feilden, Jukka Jokilehto 1998 :Management guidelines for World Cultural Heritage sites, ICCROM
- 26) 西村幸夫 2000「文化遺産の広がりとその価値付けに関する考察—世界遺産を例に」『アメニティと歴史・自然遺産 環境経済・政策学会
- 27) 登録無形民俗文化財においては「一定の価値が認められる」との字句が登録基準の説明に採用されており、民俗文化財に価値の高低の議論を持ち込んだことが課題として指摘されている。箴島大悟・伊藤文彦 2023「無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度の論点」『文化政策研究』第16号、pp.93-104
- 28) 前掲註8。
- 29) 垣内は経済的価値の中における非利用価値について、次のように定義している。
 - ・教育的価値 社会の創造性や評価能力を高め、結果として、社会の構成員が受ける便益
 - ・存在価値 実際に現地に訪れることがなくても、そのものが存在することだけで満足を得る人々がいる場合で、一度壊してしまえば商業ベースで復元不可能なものを持つ便益
 - ・遺贈価値 次世代の人々は、現時点で自らの選好を市場に反映できないので、引き継ぐ努力をしないと断絶してしまう便益
 - ・威信価値 誇りを感じさせ、アイデンティティの維持に貢献するといった便益
 - ・オプション価値 今すぐ消費するわけではないが、将来ある時期に供給される、あるいは将来その文化紙本に触れるための権利や可能性のある時期まで保留しておきたいと思う場合
- 30) 審美的価値について、本書では脚注で「美しさ」とされている。
- 31) 文化財的価値が金銭的に計測可能かについては、裁判で争点となったことがある。「福原輪中堤訴訟」において、原告は輪中堤が高い学術的価値を有し、文化財としての価値を有するので、文化財的価値について補償額を増額することを求めた。これに対し、最高裁は、土地取用法における通常受ける損失とは「経済的価値でない特殊な

価値についてまで補償の対象とする趣旨ではない」とし、「国の歴史を理解し往時の生活・文化等を知り得るという意味での歴史的・学術的な価値は、特段の事情のない限り、当該土地の不動産としての経済的・財産的価値を何ら高めるものではなく」、「文化財的価値なるものは、それ自体経済的評価になじまないもの」と判断し請求を棄却している。宮崎良夫 1988「文化財的価値と損失補償の要否—福原輪中堤訴訟（最1小判昭和63.1.21）」『ジュリスト』通号912、pp.62-64。小高剛 2006「用地買収と損失補償（6）文化財的価値は通損補償の対象となるか」『旬刊国税解説速報』国税解説協会編 46（1702）、pp.8-11

32) 前掲註10。

33) 前掲註12。

34) 中井陽子・伊藤弘 2018「桐生市における地域特性と地場産業の継承からみたノコギリ屋根工場の転用の現状評価」『ランドスケープ研究』81巻5号、pp.625-630

35) 史料はいずれも国会会議録によるもので下記に掲載。なお、旧字体は適宜常用漢字に改めた。

国会会議録検索システム <https://kokkai.ndl.go.jp/>

36) 文化財保護法第四条

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

37) 前掲註11、伊藤2021論文。

Abstract: These days, there are various discourses on the value of cultural property in our country. On this occasion, this paper aims to clarify their relationship of various values from the perspective of the conservation of cultural properties. As a result, the owners and local communities recognize original functional value, semantic value, identity value or moral value, and these value perceptions could motivate them to protect and pass on cultural properties. Academic value, artistic value and rarity value were also considered to be value perceptions that ensure the legal protection of cultural heritage. Socio-economic values, on the other hand, included educational, social, political, and newly assigned functional and economic values, which were further divided into use and non-use values. Today, socio-economic values are often used as indicators to justify implementing administrative measures. However, it is only desirable to carry out projects on the cultural property following the perception of value that motivates the owners and local communities to protect and pass on the cultural properties.

関東地方における貝塚史跡整備の同質化とその原因 — 史跡価値の解釈、遺構表現とそのステークホルダー —

HOMOGENIZATION OF SHELL MOUND HISTORIC SITE MANAGEMENT IN THE KANTO REGION AND ITS CAUSES — HISTORIC SITE VALUE INTERPRETATION, ARCHAEOLOGICAL REMAINS PRESENTATION, AND THEIR STAKEHOLDERS —

劉 璐 (筑波大学)

LIU LU (UNIVERSITY OF TSUKUBA)

貝塚史跡整備 / SHELL MOUND HISTORIC SITE MANAGEMENT
同質化 / HOMOGENIZATION
史跡価値 / VALUE OF HISTORIC SITE

1. 研究の背景と目的

2023年3月に開催された日本遺跡学会の20周年記念大会では、「遺跡保護の多様なあり方を求めて」というテーマのもと、「なぜ史跡のあり方は画一的になったのか」を主要な議論の焦点とした。史跡整備の歴史において、この現象は学者たちによって何度も言及されている。1980年に前奈良国立文化財研究所所長の坪井清足氏は、各地域がそれぞれ独自の歴史経過を持つにもかかわらず、地域の特色をどのように表現するかという理念抜きで、寺や古墳など画一的なものしか構想できないという現象を指摘した¹⁾。1990年に出版された『遺跡保存の事典』において、史跡公園の紹介の際、小笠原好彦氏は「近年、各地で史跡公園が増加するにしたがって、整備が類似したものがみられるようになり、個性を求める声も聞かれるようになった²⁾」との懸念と期待を述べている。

この課題の要因について、十分な議論はなされていないものの、既に次に述べるようにいくつかの研究結果が積み上げられている。2014年、前川歩氏は整備された史跡の均質化と孤立化の問題を指摘し、均質化は「地域に固有であるはずの遺跡がどれも同じような遺跡整備手法でつくられ、似通ったものに見える³⁾」と定義し、2021年、文化人類学者のJohn Ertl氏は、日本全国の360カ所の遺跡において復元された1000棟を超える竪穴式住居を調査し、茅葺き屋根仕様の復元住

居が普及したプロセスの追跡によって、住居の復元における権威あるデザインの模倣行為を指摘した⁴⁾。また、2022年に刊行された「遺跡学研究」の座談会の議論では、建物の復元や再建を史跡整備事業採用の前提条件とすることが、整備の画一化の一因であると指摘された⁵⁾。「均質化」あるいは「画一化」は、地域の特色を表す遺跡が類似の方法で整備され、その結果、各遺跡の特色がわかりにくくなる現象を指す。そのため、本稿では「均質化」や「画一化」という表現をまとめて「同質化」と称した。

日本における遺跡保護の理念は、1919年の「史蹟名勝天然記念物保護法」によって展開してきた。「遺構主義」の保護理念の下では、遺跡全体の環境は考慮されず、「核心」とされる遺構のみが現状凍結保存の方針が取られていた⁶⁾。1963年から平城宮跡で試験的な史跡整備が始まり、遺構の平面表示、建物の復元と覆屋で発掘遺構の展示という三つの案を発展し、予算が少ないため一番経済的な「平城方式」とされる植栽や擬石を使う方法も実施し⁷⁾、これらの方法はその後、全国で普及されてきた。

高度経済成長による開発での遺跡破壊の危機中、1960年代後半、遺跡の整備が文化庁の補助事業として始まった。この時期、史跡の保存と活用を図るために、遺跡の特徴を生かし、国民にわかりやすく親しめる史跡公園の整備にも着手した⁸⁾。1966年に始まった「風土記の丘」事業では、遺跡が集中的に所在する地域の

広域的な整備を進めた。1989年からの「ふるさと歴史の広場」事業では、往時の建物の実物大復元などの立体的整備や、遺構全体の模型やガイダンス施設の設置を行なった。遺跡の活用面では、1991年の「地域中核史跡等整備特別事業」は史跡を住民が地域史を学んだり、憩いの場所として活用できるよう、買い上げ及び整備を一体的に進めた⁹⁾。2015年の「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業」は、来訪者目線で整備を行い、史跡等の価値の再発見・継続的な魅力発信につなげることにより、地域の活性化・アイデンティティの醸成を図り、地方創生に寄与している¹⁰⁾。

先人たちの努力により、多くの重要な遺跡が保存され、遺跡整備の理念も顕著に進化した。しかしながら、保存の方針が決まると、その遺跡をどのように生かし、その価値をどう伝えるかという課題は、過去から現在にかけて、直面してきた厳しい挑戦である。「目立つ上部構造物を持たないタイプの遺跡の保存整備」¹¹⁾という日本の遺跡整備の特徴は、地表で何らかの表示をしなければ、一般の人でなくとも理解できない。この視点から考えると、地表に隆起が見られる古墳や礎石が残る官衙遺跡とは異なり、長らく地下に埋もれている貝塚遺跡の整備における問題は特に顕著であると言える。

1982年、「貝塚のまち」と呼ばれる千葉市は、各分野の専門家や関係者に依頼し、千葉市史跡整備計画策定委員会を設置し、縄文貝塚の具体的な整備方法の協議を行った。小林達雄氏は、史跡整備の目的に基づいて、そのアプローチを3つのパターンに分類している。それぞれ、「史跡が保有する情報および遺跡をとりまく自然の保存を主目的とする整備」、「史跡の内容表現を主目的とする整備」と「史跡の多角的な活用を主目的とする整備」である¹²⁾。

この分類に加え、岡田茂弘氏はさらに具体的な史跡整備の方法に基づいて4つのパターンを提出している。これらは「記念碑的整備」、「現状保存的整備」、「野外博物館的整備」、「多角的活用的整備」である。千葉市に位置する国指定の貝塚史跡の中で、犢橋貝塚と花輪貝塚では「現状保存的整備」が行われた一方、加曽利貝塚遺跡では当時としては稀な遺跡博物館としての画

期的な展望が築かれた。その中で、「貝層断面」・「住居跡群」の2つの観覧施設は、「野外博物館」の中核となり、歴史の研究と学習の場として機能している¹³⁾。2022年、埼玉県内の国史跡の貝塚である神明貝塚、水子貝塚、黒浜貝塚、真福寺貝塚の担当者によって「国史跡の貝塚の保存と活用の将来像」をテーマにシンポジウムが開催された。この中で、水子貝塚の担当者は「水子貝塚の史跡整備の方法は、一番オーソドックスな方法で、復元住居をやったり、貝塚の表示、縄文の森、そういう物を復元と言うことで、当時としてはそれが当たり前の整備の手法だったわけだ¹⁴⁾」と評価した。1991年から着手され、3年間で整備が完成した「縄文ふれあい広場 水子貝塚公園」は、「野外博物館的整備」のパターンを採用したもので、当時最も注目される整備方法であった。しかし、ここで「一番オーソドックスな方法」や「当たり前の整備の手法」の考え方が、史跡整備の同質化の影響を受けて形成され、同時にその傾向をさらに強めていると考えている。

貝塚遺跡は、「時空カプセル」のようなアルカリ性環境で、日本の酸性土壌にもかかわらず、人骨や動物の骨格、土器などの遺物が豊富に残っており、考古学研究において重要な位置を占めている。整備実践の例が多い一方で、同質化の傾向も比較的明らかとなっている。類似した貝層展示や平面または立体表示の下では、各貝塚の特色が曖昧になり、異なる遺跡の価値が混同されることがある。

2018年の文化財保護法改正により、日本の文化財行政は「保存から活用へ」という方向性の転換を遂げ、観光や地域活性化の施策を積極的に推進していた。史跡の価値に対する認識は時代と共に変遷し、現在は史跡の活用が重要視されており、地域との結びつきや観光資源としての側面も期待されている。それに伴い、ステークホルダーと史跡との関わりが再度問われることとなった。既に同質化された遺跡をこれからどのように地域が扱うか、どのように再整備するかの課題が差し迫っている。したがって、本研究は史跡の価値解釈、遺構表現とステークホルダーの視点から、現在の史跡整備の同質化の問題がどのように生じているのか検証した。

表1 関東地方各県(都)の国指定史跡の貝塚遺跡

都道府県	国指定史跡・貝塚遺跡名称
茨城県	大串貝塚、陸平貝塚、上高津貝塚、広畑貝塚
千葉県	加曾利貝塚、月ノ木貝塚、荒屋敷貝塚、糟橋貝塚、花輪貝塚、堀之内貝塚、姥山貝塚、曾谷貝塚、山崎貝塚、良文貝塚、阿玉台貝塚、山野貝塚、取掛西貝塚
埼玉県	水子貝塚、黒浜貝塚、真福寺貝塚、神明貝塚
東京都	大森貝塚、中里貝塚
神奈川県	五領ヶ台貝塚、夏島貝塚

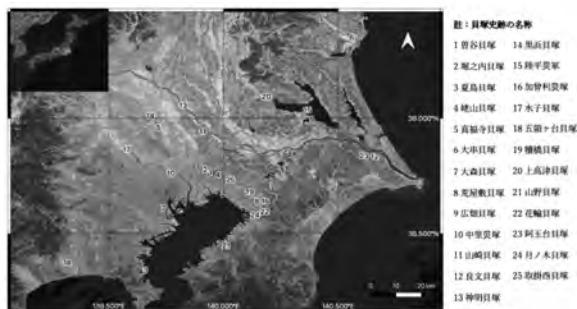


図1 関東地方25件国指定史跡貝塚の位置(筆者によってQGISを用いて編集)

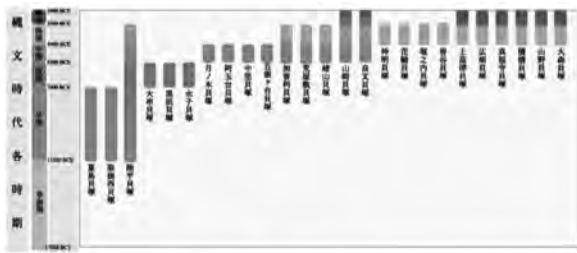


図2 関東地方25件国指定史跡貝塚の時期(筆者作成)

本研究は、関東地方25ヵ所の国指定史跡である貝塚遺跡の整備成果を研究対象とした。これらの貝塚遺跡は茨城県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県に位置しており(表1・図1)、時代的には縄文時代早期から晩期にかけてのものである(図2)。本研究の目的は、貝塚遺跡の価値解釈、遺構表現、ステークホルダーの分析を通じて、国指定史跡の貝塚遺跡整備における同質化現象の形成原因を実証研究に基づいて解明することであり、その結果を通して、同質化問題の解決へ向けた新しい思考の方向性を提供することである。

2. 貝塚遺跡に対する価値解釈の不足

(1) 歴史的原因

日本における文化財思想は、明治4年(1871)の古

器物保存法、明治30年(1897)の古社寺保存法、昭和4年(1929)の国宝保存法、昭和8年(1933)の重要美術品の保存に関する法律によって展開してきた。その中心は、典籍、美術品など屋内に秘蔵され伝世される細美な遺品にあり、屋外のものも社寺の建築を主とするものであった。

これらの文化財は富裕層や文人墨客によって珍重され、また知識人や愛好者によって鑑賞の対象とされ、美学や技術的な側面から価値が付与された。このような古い文化財思想の影響の下、1919年の「史蹟名勝天然記念物保護法」においては、美的、顕彰的な要素が強かった。史跡の内容は主に供養塔、礎石など、広い空間を占有しない部分的かつ細美なもので、叙情的、鑑賞的な視点から提供され、遺跡全体の保存やその歴史的眞実の再現を無視した¹⁵⁾。このような「遺構主義」の保存概念の下、遺跡の中でいわゆる「核」の遺構だけが残り、周囲の環境との関連を失い、遺構単体の同質性の問題が直接現れた。

また、明治時代以降の学問視点において、日本の考古学は皇国史観の固い枠組みの中で発展していた。皇国の顕彰のために古墳の研究が許されたとしても、一般庶民の生活の場である集落を関連付け、それに上代文化と上代人の生活の実相を把握しようとする研究は有り得なかった。また、いわゆる「実証主義」の考古学視点における、関東地区の貝塚の発掘の目的は、縄文時代人の生活を調べるためではなく、どのような型式の土器がどのような層位的順序で埋まっているかを調査することで¹⁶⁾、貝塚に秘められた文化内容や文化構造は長い間無視されていた。考古学的資料を元に過去を再構築しようとする試みにおいて、古代の人々の生業や生産、自然環境といった多岐にわたる側面は、今なお未解明な点が多い。遺跡と出土物の形態の理解は当然重要であるが、形態だけを理解するのではなく、遺存の価値と意義を理解しなければ、文化の核心を捉えるのは極めて困難である。

2013年のバラ憲章(The Burra Charter)は、「文化的意義」を過去、現在、または未来の世代に対する美学的、歴史的、科学的、社会的、または精神的な価値と定義し、文化遺産の保存対策において、その場所

の価値全てを認識し、考慮するアプローチを強調している¹⁷⁾。遺跡は現代人の文化的遺伝子が眠り、往時の記憶を呼び起こす場所で、出土した遺物はかつて人々が日常で使用したもので、現代人とは疎遠ではなく、むしろ親しみやすいものである。遺跡の価値に対する十分な解釈は、現代人が過去の時代をより深く理解する助けとなり、訪問者に過去の生活を想像させ、古今のつながりを感じさせることができる。

(2) 総合解説板の価値解釈不足

日本においては、史跡の本質的価値とは、史跡に指定された土地に存在する「遺跡」が土地と一体となって有する日本の歴史上又は学術上の価値である（文化財保護法第2条）。史跡整備の前提として、史跡の価値を明確に把握し、それらの保存と管理のための基本方針を定めることが必要である¹⁸⁾。史跡を整備する際に、訪問者が史跡を理解しやすくするため、総合解説板が通常史跡の所在地に設置され、文字と画像で史跡の内容を紹介する。

史跡指定段階で設置される史跡名称、指定年月日、および指定理由を記述する説明板とは異なり、整備段階の総合解説板は社会・一般市民へ学術研究成果を還元する役割を果たし、史跡の魅力を分かりやすい言葉で伝えることが期待される。総合解説板の内容は遺跡の価値を集約して表現しており、訪問者の遺跡に対する認識に大いに関係している。この文字と画像の内容を分析することで、各時期の整備における遺跡の価値解釈の視点、及びその方法の特徴を把握することが可能である。

現時点で、文化財行政により整備が完了した貝塚遺



図3 曾谷貝塚解説板（筆者撮影）



図4 2021年更新した掘之内貝塚解説板

跡は8カ所（加曾利貝塚、姥山貝塚、山崎貝塚、堀之内貝塚、曾谷貝塚、水子貝塚、上高津貝塚、黒浜貝塚）に及ぶ。今までどのように貝塚遺跡の価値が認識されているかを明確にするために、上記の8つの貝塚遺跡の総合解説板上の文字と画像の内容を整理・統計した。具体的な分析手法としては、テキストの各文と画像の各1枚を単位に、提供される情報のカテゴリをまとめて（表2）、それらの情報を統計化し比較し（表3）、総合解説板が提供する情報の特徴を分析して属性において情報のカテゴリを示す「位置」などの言葉を入れた。特に史跡価値を解説するテキスト部分を重点的に検討した。

表2を作成するにあたり、昭和57年2月に設定された「姥山貝塚」の総合解説板を具体例として取り上げる。姥山貝塚の解説文では、冒頭の一文に「下総台地の西端、大柏川の流れる大柏谷から、東方に向かって入りこむ樹枝状谷のひとつ、向根支谷の北側に位置し標高23~25mを測ります」とあるが、これは遺跡の位置を示しているため、位置と分類し、文の先頭に（位置）を追記した。次の文「この貝塚は、中央部が窪み、南を除く周囲が土手状に高まった地形をしています」は、貝塚の地形を述べているため、（地形）と追記した。また、「貝層はこの土手状の高まりにあり、C字形をしているので、馬蹄形貝塚と呼ばれています」は貝塚の形状について述べているため、（形状）を注釈した。この方法で、（規模）および（出土物）も順次追記する。次に、「この貝塚の調査は、明治26年1月の八木契三郎氏による発掘が、最初の記録として残さ

表2 関東地方における整備済み貝塚史跡8基の総合解説板内容の分析結果

史跡名称	貝塚史跡の総合解説板の内容を分析した結果	
設置時期	文字	図
姥山貝塚	<p>国指定史跡 姥山貝塚 昭和42年8月17日指定 公有化面積 22,772.81㎡</p> <p>指定理由</p> <p>1. 基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準、史跡の部第一項貝塚による。</p> <p>2. 説明：(位置)姥山貝塚は、下総台地の西端、大柏川の流れる大柏谷から、東方に向かって入りこむ樹枝状谷のひとつ、向根支谷の北側に位置し標高 23~25m を測ります。(地形)この貝塚は、中央部が窪み、南を除く周囲が土手状に高まった地形をしています。(形状)貝層はこの土手状の高まりにあり、C 字形をしているので、馬蹄形貝塚と呼ばれています。(規模)貝層の規模は、外径が東西 130 メートル、南北 120 メートルを測ります。(出土物)貝の種類としては、ハマグリが主体で他にアサリ、ナルボウ、シオフキ、ハイガイ、マガキなど 30 種類以上もの貝が発掘されました。(研究活動)この貝塚の調査は、明治 26 年 1 月の八木英三郎氏による発掘が、最初の記録として残され、以降昭和 37 年 5 月まで数多くの調査が行われました。(出土物)この結果、縄文時代中期に主に属する竪穴住居が 39 軒、人骨は 143 体も発見されました。特にこの貝塚が目目されることは、日本で初めて、縄文時代の家と畑とをもちつて居る穴居であることが、確実にわかったことです。また、(価値と意義)1 軒の竪穴住居の床に、5 体の人骨が発見され、人員構成や家族の問題を考えるうえで、重要な資料となりました。なお、人骨が 143 体も出てきたのは、日本で第 3 番目に多く、縄文人の形質を研究する上で非常に貢献しました。(保護政策)この結果、国の史跡に指定され、全域を公有化しました。</p> <p>昭和 57 年 2 月 市川市教育委員会</p>	<p>①(地形・範囲・研究活動) 姥山貝塚の地形と貝の分布・発掘地点(現在地)</p> <p>②(範囲・形状) 大正 15 年撮影の姥山貝塚航空写真</p>
曾谷貝塚	<p>史跡 曾谷貝塚 指定 昭和五十四年十二月二十二日 指定地面積 四二、一四一・六四㎡ 所在地 市川市曾谷二丁目</p> <p>(時代)ここは、今から三~四千年ぐらゐ前の縄文時代も終わりに近いころ、私たちの祖先である縄文人が、住居をつくり生活していた遺跡です。(貝塚の定義)あたりには、貝の殻がたくさん散っていますが、ここで生活した縄文人が海辺で貝をとり、ここまで運んで身を食べ、殻を捨てたことによるものです。このような貝殻の散っている遺跡を、皆に貝塚とよんでほかの遺跡と区別しています。(位置)貝塚は、標高約二〇~二五m の下総台地に立地しています。(地形)それも平らなところではなく、窪みの周りが北を除いて上手状に高くなっているという、少し起伏のある微地形を運んでいます。貝塚は、この U 字形の土手状の高まりに乗るように分布しています。(規模)この窪地を運る高まりの地形が大きいことを反映して、貝層分布の範囲は、外径が南北約二四〇m、東西約二一〇m、内径が南北約二一〇m 東西約一八〇m と、日本有数の規模をもっています。(形状)このような、C 字や U 字形に貝層が分布している貝塚は、「馬蹄形貝塚」とよばれています。(縄文時代の生活)この土手状の高まりは、周辺ではここだけにあるものですが、水はけの良い場所であつたらしく、縄文人はここに竪穴住居をつくって住んでいました。そして住まいの周りには、食べかすとしての貝殻や骨、あるいは壊れた土器や石器などの道具を捨て、死んだ仲間を埋葬するなど、彼らの集落生活を物語る痕跡が多くみられます。(出土物)これまでに、四〇軒をこえる竪穴住居の跡、二〇体をこえる埋葬人骨が発見されています。しかし、求発掘の面積の方が調査の済んだ面積よりもはるかに多く、まだまだたくさん住居跡や人骨が、曾谷の縄文人の使った道具などといっしょに埋もれています。(研究活動)曾谷貝塚の名を学界で有名なものとしたのは、昭和十二年の山内毒男氏による「曾谷式土器」の提唱によるものです。(価値と意義)この例数のない「曾谷式土器」を発見しようというのが、その後の曾谷貝塚調査の重要なテーマでした。(自然環境とその利用)今から三~四千年前、このあたりは、コナラを中心とクリなど冬に葉が落ちる落葉広葉樹林でおおわれ、シイカシなどの照葉樹が次第に増えてきたことが想像されます。(研究成果)クリ、トチノミ、いろいろなドングリの実が、大量に採集され、保存食にもなったと考えられます。そこは、イノシシやニホンジカなどのいる山野でもあり、弓矢などでとっていました。貝や魚は、すべて海のもので、おそらく 2km 以上離れている菅野付近まで出かけ、海辺の平岡でハマグリなどの貝をとり、また海に出てスズキやクロダイなどの魚をとっていたことでしょう。豊かな自然の恵みが、この曾谷の縄文ムラでの生活を豊かなものとしていたのです。(保護行政)この曾谷貝塚は、後世の人びとにも伝え、残していくため、「国史跡」として指定され、保護されているのです。</p> <p>平成元年三月 市川市教育委員会</p>	<p>①(範囲・形状) 貝塚分布の範囲</p> <p>②(出土物) 発見された竪穴式住居(地点)</p>
水子貝塚	<p>国指定史跡 水子貝塚 指定面積 39,347㎡</p> <p>(位置と地形)富士見市は、日本最大の平野である関東平野の一角にあります。関東平野は富士山などの火山灰が堆積してできた関東ローランド層の台地と、利根川や荒川などの大きな川が流れる低地からなります。富士見市は、西半分が武蔵野台地、東半分が荒川低地の上に広がっています。この低地に、縄文時代は海が広がっていました。(貝塚の形成)海の幸を求めて集った人々は台地の上に多くの貝塚を残しました。(規模)その中でも最も大規模なものが水子貝塚です。水子貝塚は、(研究活動)昭和 12 年(1937)に発見され、昭和 13 年(1938)・14 年(1939)・42 年(1967)の 3 回の調査によって(時代)縄文時代前期中頃(約 5500 年前)の(形状)小貝塚が多数現存に分布していることや、(研究活動)小貝塚は竪穴住居の跡に貝殻が捨てられたものであることなどが明らかになりました。(価値と意義)これらの成果から、昭和 44 年(1969)に「縄文時代前期の多くの小貝塚からなる大規模な貝塚群のひとつである」とともに、小貝塚の分布から貝塚形成当時の集落の規模形態を推測しうる遺跡として学術上の価値が高く、(保護行政)また遺跡の遺存状況も良好であるとして、国史跡に指定されました。昭和 45 年(1970)から、23 年の年月をかけて指定地の公有化を進めました。平成 3 年(1991)には、史跡等活用特別事業(「ふるさと歴史の広場」事業)に採択され、国と埼玉県との補助金の交付を受け整備事業を開始しました。平成 6 年 6 月 1 日、水子貝塚公園(愛称「縄文ふれあい広場」)として一般公開されました。</p>	<p>①(範囲・規模・保護行政) 縄文ふれあい広場(水子貝塚公園)平面図</p> <p>②(発掘前)畑だったごろの水子貝塚</p> <p>(出土物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ③貝層下土器出土状態 ④貝層内焚火跡 ⑤埋葬人骨 ⑥数輪型垂飾出土状態 ⑦人骨そば出土土器 ⑧石皿、土器 ⑨埋蔵穴
上高津貝塚	<p>国指定史跡 上高津貝塚</p> <p>1. 所在地：茨城県上高津市大字上高津貝塚 桶久保、大字穴原字吉久保地内 2. 時代：今からおよそ 3,000~4,000 年前(縄文時代後・晩期) 3. 今までの経過：(研究活動)上高津貝塚は、1906 年(明治 39 年)に大衆小説家江見水蔭によって発掘されたから、考古学の世界に知られるようになりました。その後、1968~1971 年にかけて慶応大学・東京大学により断片的な調査が行なわれ、土器、石器、土偶など多くの貴重な資料が発見されました。(保護行政)その後、1977 年に国の史跡指定を受け、台地から斜面部にかけての約 4.4 ヘクタールが国指定史跡となっています。そして、永年にわたり地元住民の耕作地として保存されてきた貝塚は、1981~1986 年に市が指定地を購入し、1991~1995 年にかけて文化庁などの補助を受けて現在のようになら整備されました。4. 上高津貝塚の特徴：上高津貝塚は、(地形)まわりを小さな谷に囲まれた台地の縁に(形状)A・B・C・D の四つの貝塚が丸く並んでいる特徴的な形をしています。(規模)広さが 4.4 ヘクタールもあり、千葉県の上高津貝塚や茨城県美浦村の陸平貝塚とならんで全国でも有数の大きな貝塚の一つです。(研究成果)貝塚は、縄文時代の人々のゴミ捨て場とも言われていますが、上高津貝塚のような大きな貝塚は、平し貝を大量に作る加工場だったのではないかと考えられています。貝のとれない内陸の人たちとの物々交換に使われていたのでしょうか。(出土物)貝塚からは、キマトシジミやハマグリなどの貝が、マダイ、クロダイ、スズキなどの魚の骨がたくさん出土します。(研究成果)マダイを除いた多くの魚は河口近くでとれるものであり当時霞ヶ浦が太平洋につながる内海であったことがわかります。波静かな入り江をのぞむ上高津貝塚は、貝や魚をとるには絶好の自然環境にあつたと言えるでしょう。</p> <p>国指定史跡 上高津貝塚ふるさと歴史の広場</p> <p>(保護行政)この広場は、縄文時代の人たちがつくった「貝塚」をとおして、今の私たちの生活を考えるために整備したものです。この史跡整備は、今までに行われた発掘調査をはじめ、いろいろな調査によって分かったことをもとにして、文化庁などの指導のもとに行っています。ここにある復元された住居や生活のあとは、貝塚のつくられた縄文時代のほんの一部分なのですが、ここを訪れたみなさまの心の中に、何か大切なものを残してくれるものと思います。この広場にきてくださったみなさまへ (価値と意義)この広場は、縄文時代の人たちが私たちに残してくれた宝物です。(保護行政)広場の中の施設や展示物を大切にしましょう。</p> <p>文化庁・上高津市 1995 年 10 月</p>	<p>(範囲・形状・保護行政) 国指定史跡上高津貝塚ふるさと歴史の広場平面図</p>

山崎貝塚 1996	<p>史跡 山崎貝塚</p> <p>野田市山崎貝塚町 26 番地の 4 昭和 51 年 12 月 23 日指定 平成 7 年 1 月 30 日追加指定 面積 17,213.07 ㎡</p> <p>(位置)山崎貝塚は、野田市の南部、野田丘陵上に位置する。(時代)縄文時代中期から晩期の貝塚をともなう集落跡である。</p> <p>(形状)貝塚は、全体として環状を呈するが、東の谷とその反対側で口を開き、半円弧が向きあった形状をしている。(出土物)縄文中期中葉から後期、晩期前葉の土器、石剣、耳飾り、土偶などが出土し、貝塚中には各種の獣骨などが遺存し、(価値と意義)当時の食料資源、食料獲得などを解明する上で重要な遺跡である。</p> <p>昭和 60 年 3 月 1 日 平成 8 年 11 月 1 日修正 文化庁 千葉県教育委員会 野田市教育委員会</p>	<p>①(位置・交通)</p> <p>史跡山崎貝塚案内図</p> <p>②(範囲・形状・保護行政)</p> <p>山崎貝塚平面図</p>
黒浜貝塚 2019	<p>国指定史跡 黒浜貝塚</p> <p>黒浜貝塚とは</p> <p>(時代)黒浜貝塚は、今から約 5,000~6,000 年前の縄文時代前期の集落遺跡です。また、(価値と意義)「黒浜式土器」の標式遺跡として重要な遺跡です。史跡内には、(地形)谷を挟んで(発見)宿浦と椿山の 2 つのムラがあります。このうち宿浦のムラは、(形状)産地の広場を囲んで堅穴住居が円形に並んでいることがわかっています。(自然環境)この時期、地球全体が約 2-3℃暖かく、大陸の高山地帯などの水河が溶けて海に流れ込み、海水が内陸深くまで入り込む「縄文海進」という現象が起きました。(発見)当時の海岸線に沿って黒浜貝塚をはじめ、19ヶ所の貝塚が蓮田市内に残されています。(出土物)発掘調査によってハイガイやマガキ、ハマグリ、ヤマトシジミなどの貝類やスズキなどの魚類、ガザミなどの甲殻類のほか、イノシシなどの動物の骨が見つかっています。(保護行政)飼育されていたイヌの埋葬骨も注目されます。平成 18 年(2005 年)には、考古学的価値と貴重な自然環境が残されていることが評価され、国史跡に指定されました。史跡内は産地の広場や当時の波打ち際など、縄文時代の景観を復元しています。</p>	<p>①(範囲・形状・保護行政)</p> <p>黒浜貝塚平面図(現在地)</p> <p>(出土物)</p> <p>②4号住居跡</p> <p>③出土したイヌの骨</p> <p>④黒浜式土器</p>
加曾利貝塚 2021	<p>特別史跡 加曾利貝塚</p> <p>(時代)加曾利貝塚で集落がつくられたのは、縄文時代中期中頃(約 5,000 年前)から晩期中頃(約 3,000 年前)です。(規模・形状)中期後半には直径約 140m で環状の北貝塚が、後期前半(約 4,000 年前)には長径約 190m で馬蹄形の南貝塚がつくられ、上空から見ると時期の異なる 2 つの貝塚が 8 の字状に連結しています。集落を伴う貝塚としては日本最大級の規模です。明治時代から遺跡の価値が広く知られ、(研究活動)研究者や市民等が参加した発掘調査が行われてきました。(保存運動)1960 年代には開発の計画が持ち上がったものの、国会を巻き込んだ市民主体の遺跡保存運動が行われました。(保護行政)1971 (昭和 46)年に国史跡、2017 (平成 29)年に特別史跡に指定されました。 2021(令和 3)年 3 月</p>	<p>①(範囲)</p> <p>加曾利貝塚空撮</p> <p>②(出土物)</p> <p>貝層剥ぎ取り</p>
堀之内貝塚 2021	<p>国指定史跡 堀之内貝塚</p> <p>指定年月日 昭和三十九年七月六日 昭和四十二年六月二十二日(追加) 昭和四十七年二月三日(追加)</p> <p>指定面積 二六、七八九・八五平方メートル</p> <p>堀之内貝塚は、(位置)千葉県北部に広がる下総台地の西南端にあり、(時代)縄文時代後期から晩期(約四〇〇〇~二五〇〇年前)にかけての、この地域の中心的な集落でした。(地形)遺跡は、南を道免き谷津、北を千艘谷津という谷にはさまれた、細い尾根状の台地にあります。(規模)貝塚の規模は、外形で東西約二二五m、南北約三〇mです。貝殻の散布は、南北の両斜面と、西は台地上に垂りますが、西端の一部は途切れています。(形状)全体としては、U 字形をなす斜面の馬蹄形貝塚です。(研究活動)堀之内貝塚には、明治時代から多くの考古学者や愛好家がおとずれています。明治三十七年(一九〇四)に堀之内貝塚で開催された東京人類学会第 1 回遠足の発掘成果が学会誌に報告されたり、江見水藤氏の考古小説『地底探検記』で紹介されたことにより、遺跡の名前が全国的に知られるようになりました。その後、大正六年(一九〇七)と大正一〇年に収集された土器に違いのあることに気づいた山内清男氏は、昭和一五年(一九四〇)に、この資料を基準に堀之内 1 式土器と堀之内 2 式土器を提唱しました。その後も、昭和二九年(一九五四)の日本人類学会から委託された早稲田・慶應義塾・明治大学による発掘と地形測量、昭和三八年の明治大学による、最後となった B 地点の発掘まで、更に多くの発掘がくりかえしおこなわれました。(出土物)貝は、イボキサゴという小さな巻貝とハマグリが最も多く、晩期になると、ハマグリに加えてオキシジミが多くなります。魚では内湾を好むクロダイが多く、珍しいところでは、コウイカというイカの仲間が多いことが特色です。獣骨では、イノシシとニホンジカが主な食料でしたが、主食は木の実などの植物であったと考えられます。これまでの発掘は、部分的なもので、全容は不明です。堅穴建物跡(住居跡)は台地の土から斜面にかけて、人骨は斜面部から発見されています。すぐ南側にある道免き谷津遺跡から、トチの実のアク抜きをする本組みの施設や舟をこぐ櫂が発見されたことから、(研究成果)本貝塚の縄文人たちがトチの実を食べたり、丸木舟で海に出て貝や魚をとっていたことがわかりました。</p> <p>令和三年三月 市川市教育委員会</p>	<p>①(範囲・形状・研究活動)</p> <p>国指定史跡堀之内貝塚現状図</p> <p>②(出土物)堀之内式土器</p> <p>③(マルチメディア解説)</p> <p>動画と音声ガイドの QR コード</p>

れ、以降昭和37年5月まで数多くの調査が行われました」は、貝塚の調査や発掘といった学術的な活動を述べているため、(研究活動)を追記した。「1軒の堅穴住居の床に、5体の人骨が発見され、人員構成や家族の問題を考えるうえで、重要な資料となりました。なお、人骨が143体も出てきたのは、日本で第3番目に多く、縄文人の形質を研究する上で非常に貢献しました」では、遺跡の価値や意義が述べられているため、(価値と意義)を追記した。最後の一文「この結果、国の史跡に指定され、全域を公有化しました」は、行政の遺跡保護措置について述べているため、文の前の括弧に(保護政策)を追記した。文字情報の他に、総合解説板には二つの図が掲載されている。「姥山貝塚の地形と貝の分布・発掘地点(現在地)」と題された図は、史跡の地形、範囲、そして研究活動を反映して

おり、「大正15年撮影の姥山貝塚航空写真」と題された図は、史跡の範囲と形状を示している。これらは表2内「図」の箇所に追記した。

その後、全ての貝塚遺跡の総合解説板に記載されている文字と画像の情報を整理し、表3に示す結果を得た。各解説板に記載されているすべての情報は、明確に示されている史跡名、指定時間、指定面積、所在地を除き、(位置)、(地形)、(時代)、(規模)、(形状)、(出土物)、(研究活動〈学術〉)、(保護政策〈行政〉)、(研究成果)、(価値と意義)の10のカテゴリーに分類される。前8つのカテゴリーは遺跡に関する客観的な事実の記述であり、すべての遺跡の解説板では、これらの事実が詳細に説明され、その説明が文章の大部分を占め、全部の画像内容も含んでいる。具体的には、「C字形」、「馬蹄形」、「環状」、「8字形」などの語彙

表3 関東地方における整備済み貝塚史跡8基の総合解説板の内容情報類別

史跡名称	貝塚史跡の総合解説板の内容の情報類別								価値と意義	
	位置	地形	時代	出土物	規模	形状	研究活動(学術)	保護政策(行政)		研究成果
姥山貝塚 1982	○	○	○	○	○	C字形 馬蹄形貝塚	○	○	なし	竪穴住居と人骨の発見は、人員構成や家族の問題を考えるうえで、重要な資料となった。人骨が143体も出てきたのは、日本で第3番目に多く、縄文人の形質を研究する上で非常に貢献した。
曾谷貝塚 1989	○	○	○	○	○	C字や U字形 馬蹄形貝塚	○	○	クリ、トチノミ、いろいろなドングリの実が、大量に採集され、保存食にもなった。イノシシやニホンジカなどのいる山野であり、弓矢などでとっていた。貝や魚は、おそらく2km以上離れている菅野付近まで出かけ、海辺の干潟でハマグリなどの貝をとり、また海に出てスズキやクロダイなどの魚をとっていた。	例数の少ない「曾谷式土器」を発見しようというのが、その後の曾谷貝塚調査の重要なテーマだった。
水子貝塚 1994	○	○	○	○	○	環状	○	○	なし	小貝塚の分布から貝塚形成当時の集落の規模形態を推測しうる遺跡として学術上価値が高い。
上高津貝塚 1995	○	○	○	○	○	丸く並んでいる	○	○	貝塚は、縄文時代の人々のゴミ捨て場とも言われているが、上高津貝塚のような大きな貝塚は、干し貝を大量に作る加工場だった。貝のとれない内陸の人たちとの物々交換に使われていた。当時霞ヶ浦が太平洋につながる内海であったことがわかる。	縄文時代の人たちが私たちに残してくれた宝物。
山崎貝塚 1996	○	○	○	○	○	全体として環状			なし	当時の食料資源、食料獲得などを解明する上で重要な遺跡だ。
黒浜貝塚 2019	○	○	○	○	○	円形に並んでいる		○	なし	「黒浜式土器」の標式遺跡として重要な遺跡。考古学的価値と貴重な自然環境。
加曾利貝塚 2021	○	○	○	○	○	馬蹄形の南貝塚 2つの貝塚が8の字状に連結	○	○	なし	なし
堀之内貝塚 2021	○	○	○	○	○	U字形 馬蹄形貝塚			本貝塚の縄文人たちがトチの実を食べたり、丸木舟で海に出て貝や魚をとっていたことがわかりました。	なし

が遺跡の形状を修飾するために一般的に使用され、遺跡の規模を数値で記述した後は、「最も大規模」、「日本有数の規模」などの補足説明が頻繁に使用されている。また、出土品の記述では、遺物の名前と数量を多く列挙するだけでなく、「日本で初めて」、「第3番目に多い」などの強調表現も見られる。一方で、(研究成果)と(価値と意義)の2つのカテゴリーは史跡研究の上で得られるものであり、これらの部分は最も史跡の価値と魅力を体現し、訪問者に影響を与える可能性があるが、すべての史跡がこれらの内容を解説板に記載しているわけではない。

曾谷貝塚、上高津貝塚、堀之内貝塚の解説板では、(研究成果)が記述されている。具体的には、曾谷貝

塚では、その地域の縄文人が豊かな自然資源を利用して食物を得る生活風景を描き出している。一方、上高津貝塚では、過去の貝塚が「ゴミ捨て場」であるという一元的な理解を越えて、上高津貝塚を「加工場」と定義し、縄文人の物々交換の生産方式を描き出した。さらに、出土した魚類からこの場所がかつて太平洋の内海であったことを確認した。堀之内貝塚では、出土物の発見に基づき、この地域の縄文人の食生活と丸木舟を使用した漁生活の様子を語った。しかしながら、大量の調査発掘成果を持つにもかかわらず、これらの新知識の産出と更新は非常に限られていることが見受けられる。

そして最も重要な(価値と意義)についての記述で

も、同様に不十分さと曖昧さが見受けられる。姥山貝塚の総合解説板では、(価値と意義)についての説明は、「竪穴住居と人骨の発見は、人員構成や家族の問題を考えるうえで、重要な資料となった。人骨が143体も出てきたのは、日本で第3番目に多く、縄文人の形質を研究する上で非常に貢献した」とされている。しかし、ここでは二つの研究問題が提起されているだけで、解答は見られない。「重要な資料」、「非常に貢献した」といった程度を表す言葉は、遺跡の価値を実質的に証明するものではない。同様に、山崎貝塚の解説板に記載した「当時の食料資源、食料獲得などを解明する上で重要な遺跡だ」と水子貝塚の解説板に記載した「小貝塚の分布から貝塚形成当時の集落の規模形態を推測しうる遺跡として学術上価値が高い」の価値説明も、考古学的な研究問題を提起したところで止まっている。一方、曾谷貝塚の解説板に記載した「例数の少ない『曾谷式土器』を発見しようというのが、その後の曾谷貝塚調査の重要なテーマだった」や黒浜貝塚の解説板に記載した「『黒浜式土器』の標式遺跡として重要な遺跡」の「〇〇式土器」の標式遺跡としての重要性は、考古学の専門的な視点からは非常に重要であるが、これらの語彙パターンは一般には広く知られておらず、説明なしに使用することは考古学の報告書の慣習を示している。これ以上の説明がない場合では、発見自体が貝塚の価値を効果的に伝えることはできない。さらに、上高津貝塚は遺跡に対して、解説板に記載した「縄文時代の人たちが私たちに残してくれた宝物」という判断を与えているが、これは遺跡を静的な視点で見ているだけでなく、具体的な価値認識の面でも不明確である。また、加曾利貝塚と堀之内貝塚の総合解説板には、価値や重要性についての記述はない。

全体的に見ると、貝塚史跡の総合解説板の内容は、「事実説明」の傾向が強い。1980年に、後藤和民氏が「『8字形』とか『日本最大の規模』という従来への認識は、皮相的な把握であり、貝塚そのものの実質的な意義とはあまり関係のない現象である。また、その貝の量の膨大さを論ずるにしても、従来のように貝塚を単なる『ゴミ捨て場』として捉える以上、さほど重要な

問題ではない¹⁹⁾と指摘した。しかし、1982年から2021年に設置された上記の総合解説板の情報では、皮相的な事実の紹介が依然として繰り返されており、地理的な位置、年代情報、考古学的な形態学に基づき解釈するだけでは、史跡の価値を十分に説明できているとは言えない。

2017年、Reuben Grima 氏の研究では、「アクセシビリティ (Accessibility)」が考古遺跡の解釈と訪問者の体験を通しての中心テーマとして提出され、「Intellectual」、「Physical」、「Financial」の三方面的のアクセシビリティの重要性が強調されている²⁰⁾。「Intellectual」のアクセシビリティを実現するために、更なる研究課題を提出することを提唱している。人々の間での団結や対立、病気や富、地域についての異なる季節の気候がもたらす制約と機会を考え、それに対応し利用する人々の戦略などを研究することで、研究成果の物語性と解釈を増やすことを求めている。また、遺跡価値を中心にした評価システムは、「何であるか」だけでなく、「なぜ」、「誰によって」、「どのように」、「誰のために」といった多次元的な問いをリストアップすることで、遺跡の解釈を広げる研究も増えている²¹⁾。遺跡の価値を具体的に把握することで、類似した遺跡と区別することが可能となり、その後の遺跡展示に堅固な基盤を築くことができる。

潜在化して見えにくくなった史跡等の本質的価値を目に見える形でわかりやすく顕在化するために、遺構の価値を十分に理解することが遺構表現の前提である²²⁾。遺跡の価値を十分に認識していない場合、貝塚の遺構を表現する際は、空中楼阁を築くような難題に直面するであろう。

3. 今までの貝塚遺跡の表現手法

過去、経済開発と建設ブームの中で、遺跡の「保存」は最優先される課題であったが、先代の学者たちの尽力により、史跡保護は今社会的に共感される価値となっている。そして、保存された後の遺跡が持つ文化的価値をどう表現するか、これが現代の史跡整備の課題である。

1986年に出版された『図説発掘が語る日本史 別巻 整備・復元された遺跡』では、貝塚遺跡の整備を貝層の広がりや表示方法や貝層断面の展観方式に基づき、いくつかのタイプに分類している。貝層の広がりや表示方法によって、千葉県有加曾利貝塚や姥山貝塚では、貝層の広がる範囲を若干盛土し、周囲に縁石をまわして表示している。堀之内貝塚は、遺跡の現状がこんもりとした森となっているが、この森の中に園路を造成し、貝層は標柱によって地点表示を行っている。また、山崎貝塚では、遺跡の整備前の現状が畑地の中に貝殻や土器片が混ざりあった貝塚特有の景観であったため、整備でもこれと同じ状態を維持すべく、貝層外縁に園路を設けただけで、貝層部分は年に数回耕転する管理を行い、畑地と同じ状態をつくり出している。貝層断面の展観は覆屋と剥ぎ取りの二種類の方法が行われている。加曾利貝塚では野外展示としては、北貝塚の一部を開削して覆屋を架け、貝層の断面観覧施設を設けるほか、同じく北貝塚の一面に竪穴式住居跡を露出展示する覆屋を設置している²³⁾。

2005年の『史跡等整備のてびき』では、遺跡の表現は、「遺跡空間の表現」、「遺構の表現」及び「解説・展示」の3つに区分されている²⁴⁾。適切な貝層の表現方法の選択について、「貝層の平面表示」、「貝層の断面表示」、そして「遺構露出展示」の3つが提案されている²⁵⁾。表現方法について選択肢が限られることで同質化現象を引き起こす恐れがあるので、ここでは、整備された8つの貝塚遺跡の貝層の表現方法を研究対象とし、それらの意思決定プロセスを詳しく検討することで、特定の表現方式が選ばれた理由を明らかにする。

史跡の貝塚の整備報告書などから、各遺跡が整備プロセスで貝層遺構の表現方法についてどのような意思決定をしたか、そしてどのような要素を考慮に入れたかが明らかになる。関東地域の貝塚遺跡整備の先駆である加曾利貝塚は1968年に北貝塚の貝層断面観覧施設を完成した²⁶⁾。70年代から80年代にかけて、姥山貝塚は盛土後の貝層の位置にクローバーなどを播種し²⁷⁾、境界に自然石を敷いた²⁸⁾。山崎貝塚と堀之内貝塚は盛土保存を行わず貝を露出させて展示した²⁹⁾。曾谷貝塚はこれら4つの貝塚の長所と短所を批判した後、姥山

貝塚の植物で貝塚を示す方法を継承し、さらに人工的に別の貝を採取して盛土の表面に撒き、観光客が手に取って見られるように整備した³⁰⁾。90年代に入ると、水子貝塚は貝塚の分布範囲に相当する地上部分に低く盛土し、盛土上に白い丸いタイルで貝塚の範囲を示し、集落ゾーンでは実際の貝殻を散布して貝塚の存在を示した³¹⁾。上高津貝塚は貝層断面を展示すると同時に、貝や土器片を含む表土を保持し、盛土保護後に表土を覆い、貝層表面の原風景を展示した³²⁾。

2023年に整備を完了した黒浜貝塚は、個性を強調する考えのもと、盛土保存後に遺構の配置、規模、形状などを平面的な情報として表現する「平面表示」を基本に、AR（拡張現実）表示を活用した³³⁾。さらに、整備計画段階にある神明貝塚も、その保存活用計画書で山崎貝塚のような露出展示を検討すると表明した³⁴⁾。

整備の実践が進む一方で、貝層遺構の表現方法がもたらす問題も次第に明らかになってきた。上述の各遺跡における貝層遺構の表現方法は、以前の整備実践の批判と継承を基にした選択であり、表5に示すものはそれらの批判である。これらの批判の内容に基づいて、各貝塚が整備時に以前の方法の長所と短所をどのように認識し、どの基準で評価を行ったかをまとめることができる。このまとめを通じて、これまでの関東地域の貝層表現方法の発展経緯が明確になる。

山崎貝塚では貝塚の位置と形状の可視性を重視し、加曾利南貝塚は遺跡の物理的アクセシビリティを研究者から一般市民へと拡大することを要求した。曾谷貝塚は貝塚の位置と形状の可視性、展示効果、貝塚の保護を考慮したが、管理施設の欠如と人手不足という現実的な問題から、管理の便宜性が決定的な指標となった。水子貝塚は植栽などで貝層の範囲を表示の方法を再考し、この立体表示の方法では貝塚本体が注目を失ってしまうと考えた。上高津貝塚は貝層内の内容の表現に注目し、さらに新たな突破が黒浜貝塚で見られた。黒浜貝塚では、遺跡自体の特性と個性を出発点とした貝層表現を行い、多くの共通点を持つ水子貝塚と同じ整備をすることを意識的に避けた。さらに、黒浜貝塚は貝層価値の表現にも一歩進んでいる。段階別の調査時点の3D撮影データを基に、動画を使って廃

絶壁穴住居が貝塚になる過程を紹介し、静的な展示とは全く異なる、研究成果を訪問者に伝達した。

これらの整備実践を経て、これまでの貝層表現について、次のような認識が蓄積された。貝層遺構保存の認識上、遺構を確実に保存するためには盛土保存が有効であると考えられているが、盛土保存は貝塚の位置、形状の可視性と一般市民の遺跡への物理的なアクセスビリティを妨げている。貝層遺構表現には、本物の露出の有無に応じて遺構展示と遺構表示の2つの方法がある。貝殻露出展示で貝塚範囲を表示する方法は貝塚の位置、形状の視認性を保証するが、維持管理が困難であることが欠点である。断面展示は発掘時の臨場感をもたらし、訪問者に貝層の価値を自主的に認識する機会を与えたが、同時に保存技術が不足している場合は貝層の保護と展示効果に影響を与える。遺構表示は保存と管理に最も便利であるが、実物が不足している場合には遺跡価値を効果的に伝えることができない。最新のAR・VRの使用は、貝層表現上の独自性を一時的に保持し、遺跡価値伝達の情報量を増加させ、研究進展の更新が便利であることと、デジタルデータ自体は劣化しないという利点があるが、遺跡本体の展示は全く消えてしまった。整備全体の歴史的発展過程は、整備すればするほど、本物の遺構が見えなくなる傾向を示している。

表4における往時の貝層遺構保存と表現方法に対する

批判の基準を、表5における各貝塚史跡の貝層遺構保存・表現方法の理由と併せて、どのような目的のためであるかを知ることができる。ここでは、意思決定の考慮は訪問者（一般市民）、管理者、研究者に向けられており、これらの人々は異なる整備結果の下で異なる影響を受けると考えられていることが見られる。ステークホルダー理論に照らし合わせると、以上の関係者は貝塚遺跡整備の重要なステークホルダーとして位置づけられる。

全体的に、貝塚史跡の貝層遺構表現方法については以下の3つの傾向がある。まず、貝層遺構表現方法の同質化の傾向が明確に確認できた。曾谷貝塚は姥山貝塚の貝層表現方法（盛土保存+平面表示+立体表示）を複製し、神明貝塚では計画書にて山崎貝塚の露出展示による整備を検討すると明記されていた。後来の貝層表現方法の選択は、既存の表現方法からの継承が多い。次に、「保存第一」の傾向が顕著である。保存技術、財政支援、管理能力の制限の中で、AR・VRの導入における貝層の実物展示に対する意欲は減退傾向にある。また、遺跡の価値を説明する上で、研究進展をどのように展示するかについての考慮が大幅に欠けている。価値の表現の大部分は位置、範囲、規模、含有物に留まっており、これは前議論された整備前の価値認識の不足に制約されていると考えている。AR・VRを使用した黒浜貝塚でさえ、黒浜貝塚と水子貝塚

表4 関東地方貝塚史跡整備中貝層表現に対する既往方法の批判

史跡名称 (貝塚整備完成時期)	既往方法への批判
山崎貝塚(1984)	貝塚の整備は往々にして、貝塚を覆うような傾向にはしり、貝塚の全面を露出しないことが多い。貝塚がどこにあるのか、どのような形をしているのかが分かりづらい ²⁶⁾ 。
加曾利貝塚 南貝塚(1989)	従来まで地下に埋没している文化財の状況を見る機会、一般市民にはほとんどなく、それは発掘調査に携わる研究者や一部専門家に限られていた ²⁶⁾ 。
曾谷貝塚 1989	現在整備されているいずれの貝塚でもいえることであるが、一般の人々が見学に来て貝層がどこにあるのか、どのような形をしているのかが分かりづらい。姥山貝塚で試みられたような盛土後クローバー等の播種、あるいは灌木の植栽より貝塚部の保護を図りつつ、立体的な整備を行うより、一目でわかるような状況とする。山崎貝塚や一部、堀之内貝塚でとり入れたように、貝殻を露出させる方法も考えられるが、これは貝塚表面の貝殻が破碎したり風化したりして保存上好ましくない状況も見られる。加曾利貝塚・蛭塚で、貝層断面などは、カビの発生などにより展示効果や貝塚の保護が少なからず損なわれている ²⁷⁾ 。
水子貝塚1994	植栽・カラー舗装等で、貝塚の範囲を表示する案の問題点は、貝塚であることが一般に分かりにくくイメージしづらい。樹脂で固定した貝殻で貝塚の範囲を表示する案の問題点は、貝塚の様子を最も正確に示すが、強度の点で不安があり、維持管理が困難である ²⁸⁾ 。
上高津貝塚 1995	今まで行われていた平面表示方法が、貝層上面を保護覆うため特色である貝や土器等の散布が見えなくなってしまう、来館者に分かり難いという指摘を受けていたため、上高津貝塚の整備では散布状況が見えるような方法を取ることにした ²⁹⁾ 。
黒浜貝塚 2023	水子貝塚と黒浜貝塚は、縄文海進最盛期の貝塚で、共通する部分が多くある。しかし、水子貝塚と同じような整備をしていたら、水子貝塚に似たような史跡が増えたよれだけで終わった可能性がある。史跡の特徴と個性を注意していかないといいない。また、全国的に見ても、AR・VRを用いた整備は多く無かった ³⁰⁾ 。

表5 貝塚史跡の貝層遺構保存・表現方法とその理由

史跡名称・ (貝塚整備 完成時期)	遺 構 保 存	遺構の表現方法					理 由
		遺構展示 (本物)			遺構表示 (非本物)		
		盛 土 保 存	平 面 展 示	断 面 展 示	平 面 表 示	立 体 表 示	
加曾利貝塚 北貝塚 (1968)			○				
姥山貝塚 (1983)	○				○	○	—
山崎貝塚 (1984)		○					ではできるだけ、貝塚そのものを露出しておきたい ⁴¹⁾ 。
堀之内貝塚 (1985)		○					—
加曾利貝塚 南貝塚 (1989)	○		○	○			① 遺構面の保存科学的処置と半永久的な建築物によって、いつでも、だれでも自由に遺跡内部を観察できる。 ② 実物展示の圧倒的な迫力。 ③ 貝層断面を観察することで、解説者の一方的な解釈を受け入れるだけでなく、自主的な観点によって直接、実感をもって発見、判断できる。 ④ 当時の「むらびと」たちの目的や意志を追求するため、貝層断面が必要。堆積状態を断面で観察することは、当時の人びとの貝類の採集、加工、投棄などの具体的な行動を、時間的な流れの中で捉えるには有効な方法。⑤発掘報告書に限られた視点にもとづく特定な解釈にすぎない。貝層断面そのものが現地に固定されていることは、報告書の内容に疑問を抱いた者が現地でもう一度貝層を確かめてみることはできる。さまざまな観点や問題意識をもって、誰でも何度でも再検討することのできる可能性が確保できる ⁴²⁾ 。
曾谷貝塚 (1989)	○			○	○		① 一目でわかるように。 ② 貝塚表面の貝殻が破砕したり風化したりして保存上好ましくない ⁴³⁾ 。
水子貝塚 (1994)	○			○			① 現在の保存技術では、遺構を露出した状態で長期間保存することは困難であり、地中に埋没させておくことが最良である。さらに、環状に分布する各地点貝塚を含むドーナツ状の範囲は立入禁止とし、最大限の保護保存策とする。 ② 地点貝塚が環状に分布している様子が目視でき、かつ、できるかぎり自然で一般に分かりやすい表示をめざす。 ③ 貝塚表示手法としては、貝塚の形態をある程度表現でき、かつ、維持・管理上も問題点が少ない案を選択 ⁴⁴⁾ 。
上高津貝塚 (1995)	○	○	○				① 貝塚の広がりを感じさせる。 ② 貝塚の特色ができるだけ分かりやすくなるようにすることを目的として整備を実施している。 ③ 貝塚の地中にあるような雰囲気を出出することを目標にした ⁴⁵⁾ 。
黒浜貝塚 (2023)	○			○		○	① 廃絶堅穴住居が貝塚になるまでの過程は、言葉で理解できない部分が多いので、段階別で調査時点の3D撮影のデータを基に、動画での紹介の方がリアリティを感じられる。 ② AR、VRのデジタルデータ自体は劣化しない。 ④ 学術調査の新出事例にも比較的早く安価で対応できるという利点がある ⁴⁶⁾ 。

との共通点を認識した後、整備方法の個性への注目が遺跡本来の価値の発掘を上回っている。後者こそが遺跡の整備結果のユニーク性を維持する源であると考える。

これらの遺跡の整備過程においては、管理者、訪問者、研究者といった主要なステークホルダーのニーズが考慮されていることが窺い知れる。しかしながら、史跡整備に関わる人々はこれらに限定されない。次に、史跡整備に関連するさらなるステークホルダーについて探求し、彼らが史跡の整備の同質化とどのように関連しているのかを検討する。

4. 史跡整備のステークホルダー

ステークホルダー理論は経営学の研究領域から生ま

れ、定義は「組織体の目的の遂行に影響するか影響を受けるグループまたは個人」⁴⁷⁾である。近年、考古学的遺跡の整備における世界中の研究と実践で、ステークホルダー分析が広く注目されている。遺跡の埋め戻しを最適化する意思決定⁴⁸⁾、地域住民の遺跡管理への参加を促進すること⁴⁹⁾、そして考古学公園が観光産業においてその価値を発揮し、さらにその保護を促進すること⁵⁰⁾など、多岐にわたる問題に対して議論が進んでいる。

日本の史跡整備において、ステークホルダーに関する議論も少なくない。例えば、埋蔵文化財担当職員や考古学系学芸員が直面する困難と挑戦⁵¹⁾、遺跡整備・保存をめぐるコンサルタントの役割⁵²⁾、考古学家、造園学家、歴史学家、建築学家を中心とした専門家のパートナーシップ⁵³⁾、及び「官・学・産・民」の遺跡

活用のコラボレーション⁵⁴⁾など、それぞれ異なるステークホルダーが史跡整備における役割や、史跡整備の結果に対する期待と要求の研究が進んでいる。

ここでは、史跡整備における同質化の問題に焦点を当て、以下の二つのステークホルダーの分析を通じて、同質化との関連性を検証したい。

(1) 史跡整備担当者

現在、史跡整備を担当している大部分の自治体職員は、大学で考古学を専攻し埋蔵文化財を専門とする職員である⁵⁵⁾。文化庁が刊行している『埋蔵文化財統計資料』の令和4年度版⁵⁶⁾を見ると、史跡の指定件数が年々増加している一方で、埋蔵文化財専門職員の数は平成12年をピークに急速に減少し、全体的な下降傾向を示している。専門職員は増え続ける史跡整備のニーズに直面しており、業務量が增大しているため、その負担は軽いとは言えない。

さらに、年齢構造に基づいて、多くの専門職員が近い将来、定年退職を迎えることとなる。史跡の保存活用計画は長期的な策定と実施が求められる中、担当者不足という問題に直面している。

史跡整備行政の学問構造において、考古学を専攻した史跡整備担当職員が中心となる自治体とは対照的に、文化庁の整備部門の職員は造園や庭園などを専門とする技術系職員が主体である⁵⁷⁾。しかし、技術系職員の人数は、同様に楽観的とは言えない状況にある。1986年に安原啓示氏が言及したところによれば、奈良国立文化財研究所の職員を含め、遺跡の整備を業務とする造園学専門の職員は日本全国でわずか12名しかいないとのことである⁵⁸⁾。

また、考古学や造園学、現代の「文化遺産」として社会還元的な史跡整備の要求とは、完全に一致しているわけではなく、学問の理念上、知的および認識論的な違いが存在している。史跡整備という新たなカテゴリーを仕事として取り入れたために、現状や情報の整理・分析する必要性が指摘されている⁵⁹⁾。このような状況で、奈良文化財研究所が遺跡整備の研修は1977年から継続行われており、2005年文化庁は「史跡等整備の手引き」を刊行し、優れた事例を提供しており、各地域の史跡整備担当者に整備の方針や具体的な整備方

法の参考を提供している。

しかし、史跡整備の同質化の本質として挙げられるのは、情報受容の同質化、思考方法の同質化、美の認識の同質化、そして価値観の同質化である。真剣に情報を収集し分析する努力の下、優れた事例に囲まれている中で、「情報の繭」が形成され、新しいアイデアや方法を模索するスペースが限られてきている。実際、各遺跡はそれぞれ独自の環境と特性を持っているが、もし全てが自らと優れた事例との共通点を見つけることに焦点を当てるなら、整備の結果は同質化するばかりか、しかも多くの場合、最低基準にとどまる可能性が高い。このような標準化には、十分な注意が必要である。

一方、遠隔の農村地域の遺跡にとって、専門職員の不足、財政の制約、交通の不便、そして高齢化・少子化といった社会的背景の中で、例えば茨城県美浦村の陸平貝塚のような遺跡は、いくら「優れた事例」を学んだとしても、現地に適用することは難しい。そのため、同じ類型の遺跡であっても、異なる自然や社会的

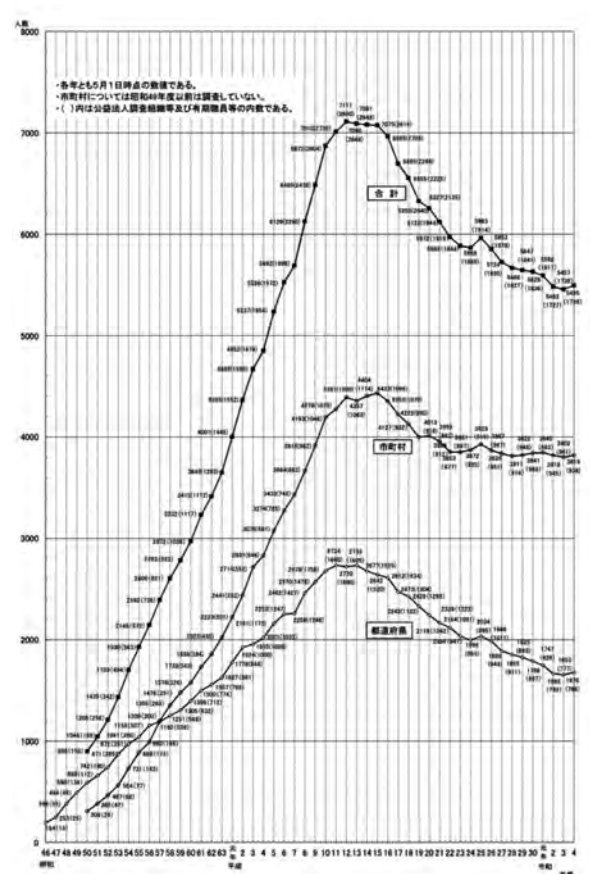


図5 埋蔵文化財専門職員数の推移図(1971-2023)

背景の中での取り組みを一律に考えることはできない。現在、遺跡の類型に基づいて指導を行っているものよりも、遺跡が存在する異なる社会的状況や、関連するステークホルダーの異なるニーズなどに焦点を当てた参考資料やガイドラインが更に提供されれば、それが担当者たちが自らの整備計画を策定する上での助けとなり、現在の同質化の状況を打破するのに有効であると考えられる。

(2) 専門家パートナーシップ

史跡整備に関して、抽象的な言葉で表現されている段階では観念的に理解されるかもしれないが、具体的な計画や詳細な図に落とし込むとき、専門家以外には認識し難い実際の課題が生じる可能性がある。このため、具体的な史跡整備計画を策定する場合、その観点や条件を十分に反映し、適正に生かすためには、関連する専門家や関係者の協力が不可欠である⁶⁰⁾。

『史跡等整備の手引き』では、専門的視点からの検討委員会の設置が規定されている。その理由として、「遺跡の表現」の適切な技術の適用は、当該史跡等に関する広く詳細な理解を基礎としていることから、当該史跡等の空間全体及び個別の遺構等の意味とその価値について、専門家等を交えて十分議論を尽くすことが重要である⁶¹⁾と強調されている。表6では、関東地方各史跡貝塚の整備報告書等の資料に基づいて、整備過程での各検討委員会の委員構成を列挙し、学識経験者がどの学術分野から来ているかをまとめている。

統計によれば、表6の整備委員会の委員総人数は129人である。委員は行政（市議会選出委員、市職員、文化財保護審議会委員、博物館協議会委員学識経験者）、地元（地権者、地元代表者市民公募）および学問（学識経験者）の各分野から選ばれた。その中で学識経験者の中で、委員たちがそれぞれ所属する分野は歴史学、考古学、植物生態学、植物学、心理学、造園学、緑地、都市計画、地学、地理学、地質学、博物館学、建築学、美術史、歴史地理学、保存科学、まちづくり、観光、活用、ICTとなっている。統計結果の有効性を保つために、「植物生態学」と「植物学」を合わせて「植物学」とし、「造園学」と「緑地」を合わせて

「造園学」とし、「地学」、「地理学」、「地質学」を合わせて「地学」とする。その結果、各分野の人数は次の通りである：考古学（22人）、歴史学（10人）、植物学（5人）、造園学（3人）、都市計画（3人）、地学（3人）、建築学（2人）、観光（2人）、美術史（1人）、歴史地理学（1人）、保存科学（1人）、博物館学（1人）、心理学（1人）、まちづくり（1人）、活用（1人）、ICT（1人）。

パートナーシップの各専門家は各自の役割を果たしており、例えば考古学者は遺跡の価値説明、造園学者は地上の表現、建築学者は建築物の復元を担当し、各専門分野は、その学問の慣習や規範を持っている傾向がある。これから、どのようにお互いにコミュニケーションを拡大するか、例えば地上の表現は遺跡の類型の説明だけでなく、その独自の文化的特性を強調し、どの技術を使用してこの目的を実現するかなど、流れ作業の組み立てではなく、さまざまな専門分野の観点からの徹底的な議論が必要であろう。

史跡整備の担当者や専門家以外にも、地域住民、ボランティア団体、観光業者、観光客なども史跡整備のステークホルダーとして研究者の視野に入っている。将来的には、さらに多くの人々や組織がステークホルダーとして史跡整備の視野に取り入れられる可能性が大きく、これらのステークホルダーを認識・予測して、様々な性格やニーズを分析することで、史跡整備のアイディアが増えると考えている。

各地域は歴史、自然、社会、人口構造、交通などの条件が異なり、さまざまなステークホルダーの状況が存在している。それに合わせて、各史跡の整備方法も具体的な問題に応じた対策を講じる必要がある。同じ種類の遺跡でも、十分に発掘され、その文化的価値を

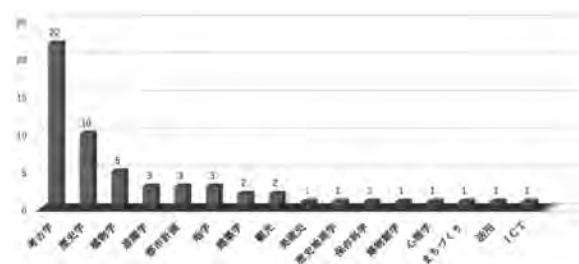


図6 関東地方国指定史跡貝塚遺跡の整備委員会における学識経験者の委員の分野と人数（筆者作成）

表6 史跡貝塚の整備に対する検討委員会の委員構成とその中の学識経験者分野

遺跡名 (設置時期)	委員会成員	委員構成と学識経験者分野
加曾貝塚 南貝塚 ⁶²⁾ (1979)	千葉市史跡整備指導委員(12人) 武田宗久、大塚重初、新井重三、沼田真、小室栄一、金子浩昌、小林達雄、岡田茂弘、中民男村、福富夫久、佐々木朝登、矢野和之(秋山邦雄)	学識経験者: 歴史学(2)、考古学(4)、植物生態学(1)、心理学(1)、造園学・都市計画(1)、地学(1)、博物館(1)、建築学(1)
山崎貝塚 (1979) ⁶³⁾	基本計画の策定にあたって、協議に参加された(13人) 市川盛雄、佐藤真、池松武之亮、児玉道夫、岡田友右エ門、戸邊慶成、茂木正利、遠藤保之、山崎親一、鈴木英二、戸向朝夫、斎藤弘、鈴木将之	野田市文化財保護審議会委員及び野田市博物館協議会委員 学識経験者: 明示ではない
曾谷貝塚 ⁶⁴⁾ (1984)	史跡曾谷貝塚保存管理計画策定委員会(5人) 町田甲一(委員長)、麻生優(副委員長)、岡崎文喜、加藤晋平、寺村光晴	学識経験者: 考古学(3)、歴史学(1)、美術史(1)
上高津貝塚 ⁶⁵⁾ (1986)	上高津貝塚整備委員会(42人) 青木利次、雨貝文夫、石川徳松、伊藤幸雄、井上辰雄、岩崎宏之、宇田川仁、岡崎健二、州口玉留、菊池保次、日下部晃、黒崎千晴、坂本喜久江、坂本慶司、坂本博、佐野喜一、佐野輝雄、佐野実、佐野好男、澤田浩、鈴木公雄、須田直之、瀬ヶ崎洋之、田崎文雄、鶴町喜美男、中井川功、永井進、中田正剛、永山正、二野屏昌男、羽成力男、久松俊雄、藤枝正、藤本明人、宮崎貞雄、宮本常之、武藤勤三、村山又右衛門、茂木雅博、矢口寛、湯原竹之助、吉田信義	地元関係者、学識経験者、市助役、取入役、企画部長、都市計画部長、開発部長、建設部長、教育長、教育次長、博物館館長、市議会の代表者、市民団体の代表者 その中の学識経験者: 歴史学(1)、考古学(1)、歴史地理学(1)、植物学(1)
水子貝塚 ⁶⁶⁾ (1990)	水子貝塚専門調査委員会(4人) 麻生優、西田正規、樋口清治、渡辺達三	学識経験者: 考古学(2)、保存科学(1)、植物学(1)
黒浜貝塚 ⁶⁷⁾ (2006)	国指定史跡黒浜貝塚保存管理計画策定委員会(14人) 小林達雄(委員長)、細田勝(副委員長)、清水康守、黒須喜一、和久井伸一、吉澤宏治、萩原幸子、大塚泰穂、加藤一夫、宮野俊彦、中野政夫、小林弘幸、橋岡和正、小林正	学識経験者(3)、市議会選出委員(2)、地権者(2)、市民公募(2)、市職員(5) その中の学識経験者: 考古学(2)、地質学(1)
真福寺貝塚 ⁶⁸⁾ (2015)	国指定史跡真福寺貝塚保存活用計画研究会(7人) 小林達雄(会長)、岡本東三(副会長)、阿部芳郎、久保純子、窪田陽一、塩野博、米林伸	学識経験者: 考古学(4)、地理学(1)、都市計画(1)、植物学(1)
中里貝塚 ⁶⁹⁾ (2018)	中里貝塚保存活用計画策定委員会(7人) 阿部芳郎(委員長)、石川日出志(副委員長)、吉村晶子、山田和夫、堀江正郎、佐々木富美子、山口宗彦	学識経験者(3)、地元代表者(3)、市民公募(1)、その中の学識経験者: 考古学(2)、都市計画(1)
山野貝塚 ⁷⁰⁾ (2018)	山野貝塚保存活用計画策定委員会(10人) 岡本東三(委員長)、山田常雄(副委員長)、赤坂信、阿部貴弘、加藤文男、菊池博、笹生衛、藤原美智代、中山貴司、百原新	学識経験者(6)、市文化財審議会委員(1)、地元住民代表(2) その中の学識経験者: 考古学(3)、造園学(1)、まちづくり(1) 観光(1) 活用(1) 植物学(1)
神明貝塚 ⁷¹⁾ (2021)	国史跡神明貝塚保存活用計画指導者(9人) 阿部芳郎、金子直行、押田佳子、佐々木誠、小林桂子、小笠原永隆、小林学、杉崎茂樹、島村克己	学識経験者(6)、市文化財保護審議会委員(1)、地元代表者(1)、地権者(1) その中の学識経験者: 考古学(2)、緑地(1)、建築(1)、ICT(1) 観光(1)
取掛西貝塚 ⁷²⁾ (2022)	史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会(5人) 阿部芳郎(委員長)、樋泉岳二(副委員長)、堀越正行、谷口康浩、佐々木由香	学識経験者: 考古学(5)

詳細に解説できる場合や、十分に発掘されずに凍結保存されている場合が存在する。また、遺跡は人口が密集した大都市に位置しており、外来人口が多く、人口の年齢構造が若年化している状況と、人口の流動が遅い田舎で、高齢化や少子化が顕著な地域社会内の状況もある。さらに、静かな住宅区に位置する遺跡、交通が未発達地域に位置する遺跡、良好な観光資源と観光基盤施設が整備されている地域に位置する遺跡など、様々な条件と状況が影響を与える。各遺跡は異なる自然や社会的な背景を持っており、その利用状況も一致しないことが多い。観光は史跡活用の注目される方向性の一つであるが、すべての史跡が観光向けの先天的

な条件を持っているわけではない。異なる状況での独自のステークホルダーの条件を分析してから、史跡整備の独自のアプローチを作ることが可能である。

5. まとめ

この研究では、関東地方の国指定史跡である貝塚遺跡の整備における貝層表現の同質化現象について、貝塚遺跡の価値解釈、表現方法、そして遺跡整備のステークホルダー分析の3つの観点から考察した。まず初めに、総合解説板の内容分析を通じて、これまでの史跡整備において遺跡の価値解釈が不十分であること

が明らかになった。次に、貝塚遺跡の表現方法とその背後にある理由を追究することで、関東地区の貝塚史跡の整備において、貝塚遺跡の価値認識の欠如が表現方法の選択に影響を与え、遺跡の独自の価値よりも従来の整備手法からの影響が強まっていることが明確になった。また、遺跡整備に関わるステークホルダーの分析を通じて、史跡整備担当者と専門家のパートナーシップに焦点を当て、それが史跡整備の同質化に与える影響を検討した。

本研究では、新たな史跡整備の戦略として、ステークホルダー分析のアプローチを提案している。これにより、既存の専門家パートナーなどだけでなく、異なる自然や社会の背景を持つステークホルダーを特定し、彼らが史跡整備のプロセスにどのように積極的に参加できるかを模索することが可能となる。これを通じて、史跡は地域との連携を一層強化し、観光資源としての価値を最大限に引き出すという目標に向け、史跡整備の同質化の問題に対処する有効な方法となると考えている。

【註】

- 1) 坪井清足 1980 「ソフトな分野のデザイン」『コンセルボ』第2号、p.1
- 2) 文化財保存全国協議会 1990 『遺跡保存の事典』、p.224
- 3) 前川歩 2014 「趣旨」『遺跡学研究』第11号、p.37
- 4) Ertl, John, and Yasuyuki Yoshida 2021: Approaches to experimental pit dwelling reconstruction in the Japanese Central Highlands: Architectural history, community archaeology, and ethnology. EXARC Journal 2021 (4), Persistent Identifier: <http://exarc.net/ark:/88735/10599>
- 5) 田中哲雄・若狭徹・和泉大樹・佐野隆・白石恵介・本中眞 2022 「パネルディスカッション」『遺跡学研究』第19号、pp.27-44
- 6) 平野邦雄 2004 「史跡保存の軌跡—その苦闘の記録」吉川弘文館、p.7
- 7) 坪井清足 2014 「戦後埋文保護行政の羅針盤」『遺跡学の宇宙—戦後黎明期を築いた13人の記録』、pp.8-25
- 8) 文化財保存全国協議会1990 『遺跡保存の事典』、p.224
- 9) 文部省 1992 『学制百二十年史』ぎょうせい、p.596
- 10) 文化庁 HP 「平成29年度予算 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業について」http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/yosan/pdf/h29_yosan_sankou1.pdf.2023-05-20参照
- 11) 稲葉信子 2020 「整備という言葉について、そして文化遺産保存のありようの現在について」『「整備」をどう説明するか（第一部）』、pp.29-40
- 12) 小林達雄 1983 「史跡整備の基本的パターン」『史跡整備の方法—縄

- 文貝塚の整備—』、pp.26-30
- 13) 秋葉光太郎・村田六郎太 1996 「加曾利北貝塚の野外施設について—観察される現状と問題を中心に—」『貝塚博物館紀要』第23号、pp.1-13
- 14) 春日部市教育委員会シンポジウム—神明貝塚—全体討論『国史跡の貝塚の保存と活用の将来像』2022-04-20. https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kyoikuiinkai/bunkazai_rekishi/9140.html. 2023-05-20参照
- 15) 前掲註6、p.5
- 16) 戸沢充則 2005 「歴史遺産を未来へ残す—信州・考古学の旅」新泉社、pp.160-162
- 17) The Burra Charter: The Australia ICOMOS. Charter for Places of Cultural Significance. 2013.
- 18) 文化庁文化財部記念物課監修 2005 『史跡等整備のてびき：I 総説編・資料編』同成社
- 19) 後藤和民 1981 「集落遺構現地保存の目的と意義」『集落遺構の保存：その実験的研究所説』、pp.12-18
- 20) Grima, Reuben 2017: Presenting Archaeological Sites to the Public. Key Concepts in Public Archaeology, edited by Moshenska, Gabriel, UCL Press, London. pp.73-92.
- 21) Fouseki, K; Taylor, J; Diaz-Andreu, M; van der Linde, S; Pereira-Rodgers, A 2018: Locating Heritage Values. In: Hoskins, G and Saville, S, (eds.) Locating Value. Routledge: London, United Kindom.
- 22) 文化庁文化財部記念物課監修 2005 『史跡等整備のてびき：III 技術編』同成社
- 23) 坪井清足監修 1986 『図説発掘が語る日本史 別巻 整備・復元された遺跡』新人物往来社、pp.42-48
- 24) 前掲註20。
- 25) 文化庁文化財部記念物課監修 2005 『史跡等整備のてびき：II 計画編』同成社
- 26) 千葉市教育委員会 2017 『史跡加曾利貝塚総括報告書』
- 27) 野田市郷土博物館 1985 『史跡山崎貝塚：環境整備報告書』
- 28) 秋山邦雄 2008 「遺跡の活用計画の実際と課題」『季刊考古学』(105)、pp.61-65
- 29) 前掲註25。
- 30) 市川市教育委員会 1986 『史跡曾谷貝塚保存管理計画書』
- 31) 富士見市教育委員会 1994 『史跡水子貝塚環境整備事業報告書』
- 32) 土浦市教育委員会 1996 『国指定史跡上高津貝塚整備事業報告書：上高津貝塚ふるさと歴史の広場』
- 33) 蓮田市教育委員会 2014 『黒浜貝塚：国指定史跡：整備基本構想・基本計画策定報告書』
- 34) 春日部市教育委員会編 2021 『史跡神明貝塚保存活用計画—神明貝塚から春日部の未来と縄文の世界をひらこう—』
- 35) 前掲註25。
- 36) 庄司克 1981 「活用上の問題点」『集落遺構の保存：その実験的研究所説』、pp.109-122
- 37) 前掲註28。
- 38) 前掲註29。
- 39) 前掲註30。
- 40) 前掲註12。
- 41) 前掲註25。

- 42) 前掲註17。
- 43) 前掲註28。
- 44) 前掲註29。
- 45) 前掲註30。
- 46) 前掲註12。
- 47) Freeman R. Edward 1984: *Strategic Management: A Stakeholder Approach*, Cambridge University Press.
- 48) Martha Demas 2004: 'Site unseen': the case for reburial of archaeological sites, *Conservation and Management of Archaeological Sites*, 6: 3-4, pp.137-154, DOI: 10.1179/135050304793137874
- 49) Tomomi Fushiya 2010: *Archaeological Site Management and Local Involvement: A Case Study from Abu Rawash, Egypt*, *Conservation and Management of Archaeological Sites*, 12:4, pp.324-355, DOI: 10.1179/175355213X13789818050224
- 50) Mohammad M. Alazaizeh, Abdelkader Ababneh & Malek M. Jamaliah 2020: Preservation vs. use: understanding tourism stakeholders' value perceptions toward Petra Archaeological Park, *Journal of Tourism and Cultural Change*, 18:3, pp.252-266, DOI: 10.1080/14766825.2019.1628243
- 51) 井上尚明 2011 「史跡整備と考古学 II」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第5号、pp.139-148
- 52) 矢野和之 1998 「遺跡整備・保存をめぐるコンサルタントの役割」『緑の読本』第46号（特集 続・文化財の保存とまちづくり）、pp.348-358
- 53) 鈴木誠 1998 「文化遺産——保存・整備のパートナーシップ」『緑の読本』第46号（特集 続・文化財の保存とまちづくり）、pp.620-623
- 54) 戸田哲也 2010 「遺跡活用のコラボレーション—官・学・産・民—」『考古学ジャーナル』第607号（特集 観光考古学 I）、pp.13-16
- 55) 井上尚明 2010 「史跡整備と考古学 I」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第4号、pp.51-60
- 56) 文化庁文化財第二課 2023 「埋蔵文化財関係統計資料—令和4年度—」
- 57) 前掲註53。
- 58) 安原啓示 1986 「整備・復元された遺跡—総説—」『図説発掘が語る日本史 別巻 整備・復元された遺跡』、p.41
- 59) 前掲註49。
- 60) 千葉県教育委員会・文化課 1983 『史跡整備の方法—縄文貝塚の整備—』
- 61) 前掲註23、p.136
- 62) 後藤和民 1987 「加曽利貝塚の整備計画」『加曽利貝塚博物館20年の歩み』、pp.79-98
- 63) 前掲註25。
- 64) 前掲註28。
- 65) 前掲註30。
- 66) 前掲註29。
- 67) 前掲註31。
- 68) さいたま市教育委員会 2016 『史跡真福寺貝塚保存活用計画』
- 69) 東京都北区教育委員会 2020 『史跡中里貝塚保存活用計画』
- 70) 袖ヶ浦市教育委員会編 2020 『袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画書』
- 71) 前掲註32。
- 72) 船橋市ホームページ. 史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会、<https://www.city.funabashi.lg.jp/shiesi/jouhoukoukai/004/02/167/index.html>. 2023-05-20参照

Abstract: This study examines the homogenization issue in the management of national designated shell mound sites in the Kanto region, focusing on the aspects of value interpretation, archaeological remains presentation, and their stakeholders. It demonstrates how a deficiency in value recognition has influenced the presentation strategies used in site management, resulting in homogenization. Through an analysis of explanatory board contents, the study uncovers inadequacies in how value is perceived in shell mound sites management. The research traces the reasons behind the presentation methods, revealing that the choice of method does not primarily consider the value of the site, arguing that this lack of recognition hinders the evolution and innovation of exhibition means.

Additionally, through an analysis of stakeholders influencing site management outcomes, the study discusses the current state of collaboration between officials and expert partners and its relevance to the issue of homogenization. As a new strategy for site management, this study introduces the concept of stakeholder analysis, aiming to identify stakeholders not only from existing expert partners but also from diverse natural and social contexts. Through exploring how these stakeholders can actively participate in the preservation process, the study strives to enhance the site's collaboration with its local community and optimize its value as a tourism resource. This approach is considered an effective solution to address the homogenization issue in the management of national designated shell mound sites.

整備された古墳が創り上げた風景

—五色塚古墳と宝塚古墳を事例として—

LANDSCAPE CREATED BY PRESERVATION AND RESTORATION OF MOUNDED TOMBS

— GOSHIKIZUKA MOUNDED TOMB AND TAKARAZUKA MOUNDED TOMBS —

小野 健吉 (大阪観光大学)

ONO KENKICHI (OSAKA UNIVERSITY OF TOURISM)

風景 / LANDSCAPE 眺望 / PROSPECT

五色塚古墳 / GOSHIKIZUKA MOUNDED TOMB

明石海峡 / AKASHI STRAIT

宝塚古墳 / TAKARAZUKA MOUNDED TOMBS 伊勢湾 / ISE BAY

1. はじめに

わが国では1960年代から、集落遺跡・寺院跡・宮殿官衙遺跡・城跡・古墳等さまざまな類型の遺跡の整備が本格的に実施され、確実な保存に資するとともに適切な活用の基盤を整えてきた。昭和39年(1964)から開始され現在も続く平城宮跡の整備はその代表的な事例である。

本稿では古墳の整備事例を取り上げ、その整備が創り上げた風景について、来訪者からの評価も含め考えてみたい。ここにいう風景とは、整備された古墳とその周辺一帯の外形としての風景、整備された古墳から見た風景の双方を指す。本稿では、兵庫県神戸市の五色塚古墳と三重県松阪市の宝塚古墳の二例を取り上げる。

2. 五色塚古墳

(1) 古墳概要¹⁾

五色塚古墳は、神戸市垂水区に所在する前方後円墳である。明石海峡に面し、淡路島を望む段丘上に位置する。築かれたのは4世紀の終わり頃と推定され、築造当時は、埋め立ての進んだ現状よりもはるかに海岸線に近接した立地であった。

古墳は墳丘周囲に深い濠(周濠)を持ち、その外側に浅い溝が巡る。墳丘の大きさは、全長194m、前方は幅82.4m・高さ13m、後円部は直径125.5m・高

さ18.8mである。3段築成で、下段は地山削り出し、中段と上段は周濠掘削土等による盛土による造成である。墳丘全面に葺石が施されており、総数223万個・総重量2784トンと推定されるその石材は淡路島から運ばれたものであることがわかっている。また、各段の平坦面と頂部には鱗付円筒埴輪が立て並べられていた。なお、五色塚古墳の西側には、直径67mの円墳である小壺古墳が隣接する。

五色塚古墳の墳丘長は全国の古墳で40番目程度に位置づけられるが、築造された時点においては、大和・柳本古墳群に属する3世紀代の箸墓古墳(奈良県桜井市)や西殿塚古墳(奈良県天理市)、佐紀盾並古墳群(奈良市)に属する4世紀代の五社神古墳・佐紀陵山古墳といったヤマト政権に関連する古墳などに次いで10番目程度に位置する当時屈指の大きさの古墳であった。被葬者については、明石海峡を見下ろす立地から、海峡とその周辺を支配した首長と考える説が有力である。明石海峡は、中国・朝鮮半島から瀬戸内海を経てヤマト政権の外港たる大阪湾に入る海上交通の要衝であり、その一帯の支配者に対してヤマト政権は自らと同等の古墳築造を許したと解釈されている。当時の集落分布や周辺に五色塚以外的大型古墳がほとんどみられないことから詳細は不明というほかないが、五色塚古墳に用いられた膨大な量の葺石が淡路島産であることに鑑みれば、海峡北岸だけでなく南岸にあたる淡路島も支配領域としていた可能性も指摘できよう。なお、

文献史料では、『日本書紀』神功皇后摂政元年条に偽陵として記される「山稜於赤石」が五色塚古墳を指すと見る説が有力である。

(2) 整備の経緯と概要²⁾

大正10年(1921)に史蹟名勝天然紀念物保存法による史蹟に指定された五色塚古墳および小壺古墳は、樹木の生い茂る林の様相を呈していたが、太平洋戦争中には樹木が伐採され、戦中から戦後にかけては開墾されて畑地となった。昭和25年(1950)の文化財保護法に基づく史跡となった後も荒れた状態が続いていたが(図1)、昭和40年、周辺の宅地化が進んで環境が変化する状況のなか、五色塚古墳の史跡環境整備事業が開始される。発掘調査や整備の手法の変更などもあり、当初6年計画だった事業が完了したのは、結果的に10



図1 整備前の五色塚古墳(北上空から)



図2 整備後の五色塚古墳(北上空から)

年後の昭和50年3月であった(図2)。ここで、墳丘の整備について概略を記しておきたい。

昭和45年度までの前方部の整備では、発掘調査で明らかになった古墳築造当時の残存面を基にした整備をおこなった。必要に応じて盛土もおこないながら想定墳丘地形を復元し、下段は張芝仕上げとしたものの、中段・上段については、一部の葺石残存部分は露出展示により整備しつつ、大部分の葺石欠損部分は転落していた当初使用の葺石を採集して吹き直すという手法を採用している。一方、昭和46年度以降におこなわれた後円部の整備では前方部の整備で懸念された保存上の脆弱性を解消するため、盛土等で造成した想定墳丘地形をさらに盛土と二和土で覆い、下段は前方部同様に張芝仕上げとするものの、中・上段は二和土の上に新規購入した本来の葺石と同サイズの円礫を葺いて仕上げるといった復元整備³⁾の手法を採用した。その結果、仕上げ高は後円部のほうが前方部よりも50cm程度高くなったが、その高低差は境界部に新設した階段によって目立たないように処理している。埴輪については、発掘調査により埴頂部・上段テラス・中段テラスで鱧付円筒埴輪・朝顔形円筒埴輪などが確認されたが、整備では後円部と前方部の埴頂にのみレプリカを設置した。

(3) 整備された五色塚古墳の風景

ここにいう整備古墳の風景とは、冒頭で述べたとおり、一つは整備された古墳とその周辺一帯の外形としての風景、言い換えれば整備古墳のある風景であり、もう一つは整備された古墳から見る風景(眺望)である。

前者の観点では、葺石に覆われた墳丘に埴輪が立ち並ぶ形に整備された「図」としての五色塚古墳の外形が基本的に変化していないため、周辺での中層マンション等を含む宅地化の進展による「地」の大きな変化の中で、その存在感を一層増大していると言ってよいだろう。JR垂水駅を起点とする北からのアプローチにせよ、山陽電鉄霞ヶ丘駅から来る南西からのアプローチにせよ、五色塚古墳が視界の中に現れ、その全貌が次第に明らかになる視覚的なインパクトは極めて大きいものがある(図3・4)。一方、後者の観点では、10年間に及ぶ架橋工事を経て平成7年(1995)に



図3 北からのアプローチから見た五色塚古墳



図4 南西から見た五色塚古墳



図5 後円部から明石海峡大橋・淡路島・大阪湾を望む

竣工した明石海峡大橋が五色塚古墳からの風景を大きく変えた。いま古墳から南方を眺めると、淡路島との間に架かる明石海峡大橋が架橋以前とは大きく異なる印象的な風景を創っているが、有史以前から垂水・明石側と淡路島側を隔ててきた明石海峡の存在がある意味で強調される結果ともなっている。また、視線をやや左（東寄り）に向けると大阪湾が一望でき、かなたには右手の淡路島と左手の和歌山市との間の紀淡海峡がうっすらと認識できる（図5）。復元整備され築造当初に近い姿を取り戻した五色塚古墳からこの風景を見ると、その被葬者は、海上交通の要衝である明石海

峡を支配下に置いていただけでなく、大阪湾全域に大きな力を保持していたのではないかと空想も湧き上がる。そうすると、『日本書紀』にある偽陵の記事は、その強大な勢力ゆえにヤマト政権にとって不都合な存在となった被葬者を歴史から抹殺するためのものであったのではないかといった想像も膨らんでいくのである。こうしたことこそが、歴史的空間に実際に身を置くことの醍醐味とも言えよう。

(4) 来訪者の評価

インターネットの関連サイトで五色塚古墳に関する来訪者の評価を見ておきたい。

まず、旅行サイト「トリップアドバイザー」の口コミは、2023年8月6日現在、投稿数が80件で⁴⁾、うち「とてもよい」21件、「良い」45件と全般に評価は高い。投稿のうちコメントを含むものは72件で、このうち明石海峡・淡路島・明石海峡大橋などへの眺望についてのコメントが58件にのぼり、これらはほぼ肯定的評価のコメントである。なかには、「北東には鉢伏山（須磨浦山上遊園やその付属施設がある山。かつて旧摂津国と旧播磨国との国境）が望め、北西には丘に連なる住宅街が、そして南に視線を向ければ、明石海峡、明石海峡大橋、そして淡路島が手に取るように望めます」（2016年5月）や「後円部は、360度の眺望。周囲は、住宅、マンションだらけですが、東に、須磨浦の山並みを見ることができます。海側は、左（東）から、紀伊半島、友ヶ島、淡路島、明石海峡大橋の眺めですが、マンション群が、ちょっと目障りです。」（2016年7月）といった360度の視界に触れたコメントも見られる。一方、葺石や埴輪も含めた復元整備についてのコメントは、復元整備を実施したことで外形的認識が容易になったという趣旨のものを含め、32件である。「樹木がないので古墳の建造当時はこんな感じだったんだろうと思います。」（2019年5月）や「当時のままに、葺石や、レプリカのハニワにより、復元されている。（中略）現在の古墳は木に覆われたイメージであるが、本来の姿を取り戻している。」（2015年6月）といった復元整備に肯定的なコメントが見られる一方で、「綺麗に整備されており、逆に「古墳」の印象が薄れているようにも感じました。」（2019年3月）や「残念

ながら再現された古墳なので歴史は感じられませんでした。」(2020年9月)など造営当初の姿を復元した整備にやや否定的なコメントも少数ながら見られる。

また、グーグルマップ付設のクチコミは、2023年8月6日現在、1021件もの投稿があり⁵⁾、5段階評価をみると平均4.2の高評価を得ている。キーワード分類では、景観・眺望に関連する「景観」「頂上」「明石海峡大橋」「船」を含むコメントがそれぞれ9・13・54・14件、歴史や復元整備に関連する「古代」「墓」「埴輪」「豪族」を含むコメントがそれぞれ33・24・15・13件、である⁶⁾。景観・眺望に関連するコメントも、歴史や復元整備に関連するコメントも、その内容は概ね肯定的である。例えば、景観・眺望に関しては、「明石海峡大橋が見え、たくさんの大型船が行き交う海が見えます。潮風が気持ちよい素敵な古墳です。」(2023年7月)、「頂上から見える鳴門大橋(ママ)と夕日の景色が美しかったです。」(2023年2月)といったコメントが代表的なものである。また、復元整備に関しては、「今ではきれいに整備復元されて、周囲の石積みや埴輪が置かれ、古墳ができた1500年前(?)はこうだったんだな~と再認識できる。」(2023年3月)、「なにより復元されていて横から見て古墳だと解るのがいい。世界遺産の天皇陵辺りは横から見るとただの森にしか見えないからね。」(2023年7月)といった復元整備に対する積極的評価のコメントが見られる。

(5) まとめ

以上、五色塚古墳について、古墳の概要、整備の経緯と概要、整備古墳の風景について記し、インターネットの関連サイトでの口コミ評価についても簡略に整理した。それらから、整備された五色塚古墳の風景等に関する評価を以下に取りまとめておきたい。

A. 4世紀後半築造の大型前方後円墳を造営当初の姿に復元整備するという五色塚古墳の整備は、わが国の遺跡整備事業の一つの画期を成すものであった。

B. 五色塚古墳の復元整備が創り上げた風景のうち外形的風景については、葺石が全面的に葺かれ埴輪が立て並べられた古墳本来の幾何学的・人工的な姿が、変化する現代の都市空間の中で大きな視覚的インパクトを持つ。時を経て木々に覆われた姿という今見る一

般的な巨大古墳のイメージとかけ離れていることから違和感を覚える人もいないではないが、本来の姿を提示することにより前方後円墳あるいはその時代を考える素材となっている意義は極めて大きい。

C. 復元整備された古墳からの風景は、後円部墳頂からは遮るものなく360度の眺望がきくことから、その立地が明確に理解でき、この古墳の大きな魅力となっている。とりわけ南西に近接する明石海峡方向への眺望は被葬者の海峡支配の力を想起させるものであり、さらに南遠方の紀淡海峡への眺望は被葬者の大飯湾全域に対する影響力すら想像させる。

復元整備から50年近くが経過しようとしているが、神戸市による適切な管理により古墳の創り上げた風景が概ね良好に保たれており、日本の遺跡整備事業の中でも特に成功したものの一つに数えられるであろう。

3. 宝塚古墳

(1) 古墳概要⁷⁾

宝塚古墳は、三重県松阪市に所在する宝塚1号墳と宝塚2号墳の総称である(図6)。現在の松阪市街地中心部から南方約2kmの丘陵に立地し、かつては一帯に多くの古墳が存在したが、宅地開発等によりほとんどが姿を消した。そうしたなか丘陵頂部に遺る宝塚1号墳は、全長111m・前方部最大幅66m・後円部直径75m・最大高10mと伊勢地方最大の規模を持つ前方後円墳である。5世紀初頭の築造で、この地域を支配した首長墓と考えられる。後円部を西、前方部を東に配するこの古墳は、3段築成で、墳丘斜面には葺石が葺かれ、テラスには埴輪が立て並べられていたことが発掘調査で明らかになった。さらに古墳の北側には、前方部北面と土橋でつながった祭祀空間である長方形の造り出し(幅18m・奥行16m)を備えており、そこではわが国最大級の船形埴輪をはじめ冨形・冨形・蓋形などの形象埴輪が出土している。この埴輪群は、被葬者の位置づけや当時の古墳祭祀の様子を考える手がかりを多く提供することとなった。

一方、宝塚2号墳は、1号墳北側の一段低い場所に造られた5世紀前半の帆立貝形古墳で、1号墳被葬者

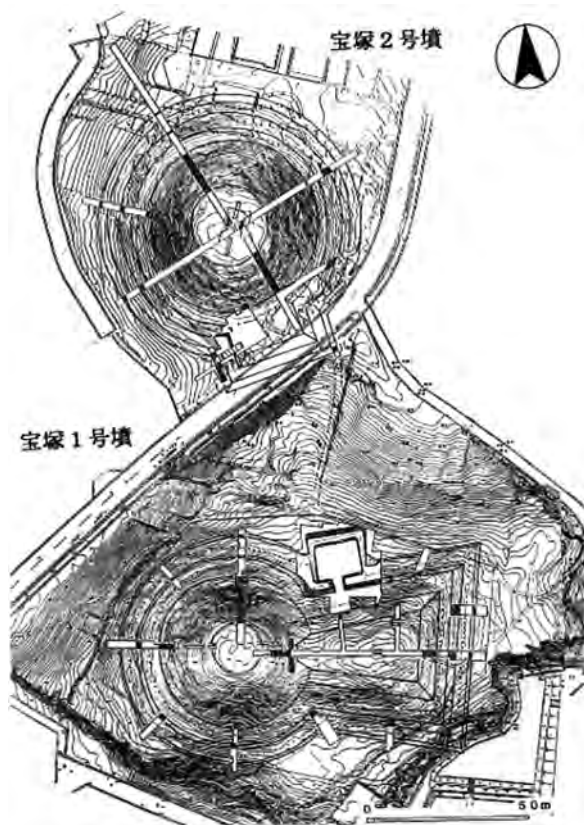


図6 宝塚古墳平面図

の後継者の墳墓と見られる。全長は90m、後円部径は83mで、後円部を北北西、方形突出部を南南東におく。3段築成の墳丘斜面は葺石で覆われ、各テラスには埴輪が立て並べられていた。

(2) 整備の経緯と概要⁸⁾

1号墳と2号墳で構成される史跡宝塚古墳の整備事業は、平成11年(1999)から始まり、同17年(2005)3月に完了した。事業の実施にあたっては、八賀晋・三重大学名誉教授を委員長とする史跡宝塚古墳保存整備指導委員会が組織され、筆者も委員の一人として参画した。整備の基本方針に関する当初の議論では、神戸市の五色塚古墳をはじめ広島県東広島市の三ツ城古墳や長野県千曲市の森將軍塚古墳などで実施された葺石や埴輪も含めて造営当初の姿に復元整備する案も検討されたが、総合的観点から松林に覆われた地域の原風景ともいべき当時の現状を保全するタイプの整備手法をとることで最終的に合意がなされた。ところが、整備事業と並行して実施していた1号墳の発掘調査のなかで、全く想定していなかった前述の造り出し部が



図7 宝塚1号墳出土の船形埴輪



図8 整備完成直後の宝塚1号墳(株空間文化開発機構提供)

確認され、そこからほぼ完形に復元しうる日本最大級の船形埴輪(図7)が出土して全国的な注目を浴びることとなったのである。その状況を受け、この造り出し部だけをスポットライトを当てるように復元整備する変更案を筆者らが提案し、委員会でも承認された。いわば現状保全的な整備を「地」に、造り出し部を「図」として際立たせようとの考え方である。

(3) 整備された宝塚古墳の風景

宝塚1号墳は、造り出し部を造営当初の姿に復元整備するという手法を取りつつ、全体としては松林の景観を保全するかたちで整備され(図8)、2号墳についても現状保全的整備がおこなわれた。ところが、その後マツクイムシの被害等によりほぼすべてのマツが伐採され、1号墳では墳丘は草地状となり、2号墳ではコナラ等の雑木が残る状況となっている。

1号墳を戴く丘陵の北裾に設けられた史跡の入口から1号墳に向かって直線的に設けられた園路を上っていくと、造り出し部の輪郭をなす埴輪が目に入ってくる。そして、造り出し部を一周する園路に取り付くと、



図9 宝塚1号墳・造り出し部と墳丘



図10 宝塚1号墳墳頂から望む松坂市街と伊勢湾

埴輪も含めて復元整備された造り出し部の全貌と背後の墳丘を目にすることができる(図9)。マツが伐採された結果、墳丘頂部に上ると360度の視界が開けることとなり、墳頂部からは遮るものなく松阪平野一帯を眺望するとともに東には伊勢湾も遠望でき、この古墳の本来の立地がより理解しやすい状況となった(図10)。一方で、復元整備された造り出し部一帯も含めた墳丘部での草刈等の維持管理が必ずしも十分ではなく、そのことが来訪者、とくに古墳見学を目的とする来訪者にとって残念な印象を与えている。また、2号墳は、コナラ等の樹木の密度が高まり(図11)、墳丘頂部からの眺望がかなり妨げられているのが現状である。

なお、1・2号墳の史跡指定地に駐車場やトイレ・ベンチなどの便益施設地区を合わせたかたちでの公園が「宝塚古墳公園」となっている。

(4) 来訪者の評価

インターネットの関連サイトで宝塚古墳公園に関する来訪者の評価を見ておきたい。

まず、旅行サイト「トリップアドバイザー」の口コミは、2023年8月6日現在、投稿数は4件(いずれも



図11 宝塚2号墳

コメントあり)と少なく、評価は「よい」1件、「普通」3件となっている⁹⁾。眺望の良さについては、「頂上からは予想以上に良い眺めが楽しめます。市街地が見下ろせるのは勿論、伊勢湾まで眺められました。」(2019年3月)など2件のコメントがあった。唯一「よい」の評価を付けたコメント(2015年11月)は、眺望についての言及はないが、日本最大級の船形埴輪が出土したことに触れたうえで、「造り出しと呼ばれる古墳の付属した盛り土の周りから140点ものにはわがほぼ当時の位置で見つかったことで、古墳でおこなわれた祭りの様子の研究に大変貴重な発見となったそうです。」との記述があり、古墳に興味を持つ来訪者のコメントであることが窺える。

また、グーグルマップ付設のクチコミは、2023年8月6日現在168件の投稿があり¹⁰⁾、5段階評価をみると平均3.8である。キーワード分類では、景観・眺望関連の「頂上」を含むコメントが5件、歴史・復元整備関連の「史跡」を含むコメントが4件である。そのほかのコメントは、「駐車場」「トイレ」「遊具」等、主に公園関連のものである。景観・眺望関連のコメントは、「自然丘陵の頂上に築造されている1号さんの後円部墳頂からは360度素晴らしい眺望」(2022年9月)「古墳頂上からは、松阪の町並から伊勢湾へ一望」(2021年)など、1号墳の墳頂からの眺望を高く評価する内容となっている。一方、歴史・復元整備関連のコメントの中には、「1号墳では、儀式の場であったと考えられる「造り出し」を実物大で再現し、出土した埴輪のレプリカ(複製)を使って、古墳が造られた当時のようすを再現しています。」といった造

り出し部の復元整備に言及したのもあった。

(5) まとめ

以上、宝塚古墳について、古墳の概要、整備の経緯と概要、整備古墳の風景について記し、インターネットの関連サイトでの口コミ評価についても簡略に整理した。それらから、整備された宝塚古墳の風景等に関する評価を以下のとおり取りまとめておきたい。

A. 伊勢地域を代表する前方後円墳である宝塚1号墳と隣接する帆立貝形古墳である宝塚2号墳の整備では、地域の原風景となっていた松林を遺す現状保全的な整備を基本としつつ、発掘調査でその顕著な特性が明らかになった1号墳造り出し部だけを復元整備する手法が採用された。1号墳におけるこうした整備は、当該古墳ならではの特性にスポットライトを当てる斬新な手法として評価できる。

B. 宝塚古墳の整備事業が創り上げた風景のうち外形的風景については、1号墳では当初保全されていた地域の原風景としての松林は失われたが、結果的に草地状の墳丘の稜線がわかりやすい状況となっている。また、1号墳造り出し部の復元整備は、整備時点での思惑通りの存在感を保っている。ただし、除草清掃等の維持管理が必ずしも十分ではなく、その価値を減じている面は否めない。なお、2号墳については、コナラ等の雑木林に覆われた状態となっており、眺望確保のための整枝・伐採等が望まれる。

C. 整備された古墳からの風景に関しては、1号墳後円部墳頂からは遮るものなく360度の眺望がきくようになり、その立地が明確に理解できるようになった。東方には伊勢湾も遠望でき、船形埴輪の出土とも相俟ってこの古墳の被葬者の海との関与を想像させる。

整備から20年近くが経過するなかで、1号墳では当初意図した地域の原風景としての松林は失われてしまったが、結果的に360度の眺望が開けて古墳の立地が理解しやすくなるとともに、その顕著な特性である造り出し部の復元整備によるこの古墳独自の特性の明示は今も機能している。貴重な歴史遺産をより多くの人に親しんでもらえるものにするため、松阪市が様々な創意工夫により広報や維持管理を充実させることを期待したい。

4. おわりに

本稿では、ほぼ全面的な復元整備が行なわれた五色塚古墳と造り出し部の復元整備を交えた現状保全的整備が行なわれた宝塚古墳を取り上げ、それぞれの創り上げた風景について論じた。

古墳の整備については、飛鳥地方でも石室が露出した状態の古墳を現状保全的に整備した石舞台古墳、遺構覆屋的機能も想定して墳丘を復元整備した牽牛子塚古墳、装飾壁画保護のための石室解体後に墳丘を暫定整備した高松塚古墳、地形復元を含む現状保全的整備を実施したキトラ古墳などの整備事例がある。これらの古墳の整備が創り上げた風景についても、機会をあらためて論じたい。

本稿に関わる現地調査は、科学研究費基盤B「平城宮跡・藤原宮跡・飛鳥宮跡における風景の再現・創造・継承に関する計画論的研究」（課題番号：22H02375 代表者：本中眞）により実施した。

【註】

- 1) 本節の事実記載は、以下を参照した。
 - 神戸市教育委員会文化財課編 2006『史跡五色塚古墳 小壺古墳発掘調査・復元整備報告書』
 - 五色塚古墳 (2023年8月6日最終閲覧) <https://www.city.kobe.lg.jp/a21651/kanko/bunka/bunkazai/estate/bunkazai/syokai/goshiki.html>
- 2) 本節の事実記載は、前掲註1の文献等のほか、以下を参照した。
 - 神戸市教育委員会編 1975『史跡五色塚古墳復元・整備事業概要』
- 3) 本稿では、実際の遺構を保護しその直上に実物大レプリカを設置して造営当初の外形を復元する整備を「復元整備」と呼ぶ。
- 4) 五色塚古墳トリップアドバイザー口コミ (2023年8月6日最終閲覧)
https://www.tripadvisor.jp/Attraction_Review-g298562-d1992267-Reviews-Goshikizuka_Tomb-Kobe_Hyogo_Prefecture_Kinki.html
- 5) 五色塚古墳グーグルマップクチコミ (2023年8月6日最終閲覧)
<https://www.google.co.jp/maps/place/五色塚古墳/@34.6299534,135.043496,17z/data=!3m1!4b1!4m6!3m5!1s0x600083b7693c912b:0x2a74ae9b6bdf28fb!8m2!3d34.629949!4d135.0460763!16s%2Fg%2F1225qfwz?entry=ttu>
- 6) キーワード分類では、一つのコメントが複数のキーワードでカウントされる場合がある。
- 7) 本節の事実記載は、以下を参照した。
 - 松阪市教育委員会編 2006『史跡宝塚古墳保存整備報告書』

○伊勢の王墓 宝塚古墳 (2023年8月6日最終閲覧) <https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/bunkazai-center/takarazuka-kohun.html>

○宝塚1号墳から出土した日本最大の船形埴輪 (2023年8月6日最終閲覧) <https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/bunkazai-center/takarazuka-itigouhun-hunegatahaniwa.html>

- 8) 前掲註7文献。
- 9) 宝塚古墳公園トリップアドバイザー口コミ (2023年8月6日最終閲覧) https://www.tripadvisor.jp/Attraction_Review-g1019676-d8626678-Reviews-Takarazuka_Tumulus_ParkMatsusaka_Mie_Prefecture_Tokai_Chubu.html
- 10) 宝塚古墳公園グーグルマップクチコミ (2023年8月6日最終閲覧) <https://www.google.co.jp/maps/place/宝塚古墳公園/@34.5504795,136.5130999,17z/data=!4m8!3m7!1s0x6004154ac40cedbf:0xa4e4504ec4663934!8m2!3d34.5504751!4d136.5156802!9m1!1b1!16s%2Fm>

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/bunkazai-center/takarazuka-kohun.html>

【図出典】

図1・2 神戸市教育委員会編 1975『史跡五色塚古墳復元・整備事業概要』

図3～5 筆者撮影

図6 伊勢の王墓 宝塚古墳 (2023年8月6日最終閲覧) <https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/bunkazai-center/takarazuka-kohun.html>

図7 宝塚1号墳から出土した日本最大の船形埴輪 (2023年8月6日最終閲覧) <https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/bunkazai-center/takarazuka-itigouhun-hunegatahaniwa.html>

図8 (閑空間文化開発機構提供)

図9～11 筆者撮影

Abstract: This paper discusses the landscape created by preservation and restoration project of Goshikizuka mounded tomb in Kobe city and Takarazuka mounded tombs in Matsusaka city.

Goshikizuka mounded tomb built around the end of the 4th century is a 194-meter-long key-hole mounded tomb located on the plateau near Akashi strait. The preservation and restoration project was carried out in 1965–75, and original exterior with paving stones and clay images was restored. This project, which created very impressive landscape and highlighted the location viewing not only Akashi Strait but also entire Osaka Bay, has been highly evaluated. Preserved/restored Goshikizuka mounded tomb has been in good condition for nearly 50 years owing to adequate management of Kobe city government.

Takarazuka mounded tomb (No.1) is the largest tomb in Ise region with 111-meter-long key-hole mound, built in the early 5th century. The preservation and restoration project was carried out in 1999–2005, preserving pine trees on the mound and putting the full-size replica of the excavated unique narrow terrace right above the original archaeological features. Pine trees died some time after and visitors became able to enjoy the prospect from the top of the tomb subsequently. 360-degree view including the distant view to Ise Bay and the full-size replica of unique narrow terrace make this mounded tomb more attractive. Keeping the preserved/restored mounded tombs (No.1 and 2) clean and enhancing the public relations are desirable.

遺跡学フォーラム SITE 05

松山城跡

撮影：秋山 邦雄
AKIYAMA KUNIO



愛媛県松山市の中心部、勝山(標高132m)にそびえたつ松山城、門・櫓・塀を多数備え、攻守の機能に優れた連立式天守を構えた平山城と言われている。

現在、史跡に指定されているのは、本丸、二之丸、三之丸跡を中心とする地域で、本丸跡には天守をはじめとする21棟の建造物が国の重要文化財に指定されている。

松山市朝日ヶ丘の松山総合公園からの遠望は見事で、山全体が史跡指定されていてもおかしくないと思う。遠望する松山城は、遺跡を保存活用する聖地に見えてきた。



東日本大震災被災地の史跡「浦尻貝塚」の整備

PRESERVATION WITH THE PURPOSE OF UTILIZATION OF NATIONAL HISTORIC SITE URAJIRI SHELL MOUND IN THE GREAT EAST JAPAN EARTHQUAKE DISASTER AREA

川田 強 (福島県南相馬市教育委員会文化財課)
KAWATA TSUYOSHI
(CULTURAL PROPERTY DIVISION, MINAMISOMA-CITY BOARD OF EDUCATION)

1 東日本大震災を経た南相馬市の状況

縄文時代の長期間に営まれた貝塚と集落が良好に保存されている国指定史跡「浦尻貝塚」は、福島県の太平洋側、浜通り地方の南相馬市に所在する。南相馬市は2006年1月に小高町、鹿島町、原町市の3市町が合併して誕生した。合併時の人口は約74,000人と浜通り地方ではいわき市に次ぐ中核的な自治体となっている。

南相馬市は、2011年3月11日に発生した東日本大震災で、多大な被害を受けた。住家の被害は23,896世帯中5,312世帯とおよそ2割に及び、1,156人と多くの人命も失われた(2023年3月31日現在)。居住地が全て災害危険区域となり、集落そのものが事実上なくなってしまった地域もある。

津波・地震だけではなく、津波を起因として発生した福島第一原子力発電所事故による被害も甚大であった。多くの市民が避難を強いられ、津波・地震被害の復旧もままならない中、街の機能が不全となるなど深刻な危機に陥った。その後設定された居住制限は、各地区の放射線量と原子力発電所からの距離によって区分され、その是非については多様な意見があり、避難の解除についても賛否がうずまく混乱状態は長期化した。そして現在も続く風評被害など、年月を経ても解決に至らない点も多く残されている。南相馬市の死亡者のうち津波・地震による直接死が636人、震災関連死は520人であり、死亡者の4割以上が関連死である。このことは、市民にとって、原子力発電所事故に伴う避難・混乱が、命を落とすほど過酷であったことを示している。

震災後12年を経た2023年8月時点では、住宅やイン

フラの復旧・整備だけではなく、ロボット産業などの新規事業の推進、移住者支援、積極的な子育て支援などの事業も行われ、一定の復興が進められている状況となっている。しかしながら、浦尻貝塚が所在する小高区(旧小高町)は、5年4ヶ月と長期にわたり居住者が制限されていたことから、住民の多くが帰還することはかなわず、震災前に比較し、人口は約7割減、居住者のうち65歳以上が5割以上となり、急速な人口減少と高齢化が進んだ状況にある。

2 東日本大震災被災地で「史跡整備」を再開

浦尻貝塚の史跡整備事業は、2009年に整備基本計画を作成し、震災時の2011年には史跡公園の一部の実施設設計が完成していた。だが、その後発生した東日本大震災の津波により浦尻貝塚周辺の集落の大部分は流されたこと、原発事故の居住制限があったことにより、整備事業は6年中断した。

居住制限が解除された2017年、震災前に実施していた地域住民ならびに公募市民からなる市民検討会を開催した。この時、行政が想定する以上に史跡公園事業を再開すべきであるという意見が多く出された。このことを受け、南相馬市教育委員会では2019年に震災前の基本計画を見直し、2020年に基本設計を再度策定した。その後、整備事業に関する具体的な検討を進め、2023年7月には史跡公園の一部である「貝塚観察館」の公開が開始された。整備事業は2023年現在継続中であり、2024年度中には活用に資する主要な施設については完成する予定である。

3 被災地における「史跡整備」の意義

浦尻貝塚史跡整備事業に主体的に関わってきた筆者は、震災前に計画されている事業であるからといって、災害、特に原発事故からの復興を地域全体で行なっている時に、史跡を整備することは、通常の文化財保存活用事業以上に、その意義が問われていると考えてきた。文化財だから保存活用、整備すべきという意見も十分に理解する。しかし、復興という概念についても様々な意見がある中で、一般的に現代人の生活と遠い存在とされる先史時代の史跡の整備に、この被災地においてどのような意義を見出すかということは、史跡整備事業の再開では大きな課題となっていた。

この課題は、行政だけではなく、震災後再開した市民検討会ならびに有識者からなる整備検討委員会でも共有されてきたと思われる。よって、震災後、市民等と協議を重ねて改訂された整備基本計画では、史跡整備の目的と意義に、「被災地」に関わる項目として次の2点が掲げられている。

- ・ 市民との協働から史跡公園を通した災害を乗り越える地域づくりへ
- ・ 災害の歴史を伝え、復興を果たしていく地域の情報発信

先史時代の史跡整備事業としては、やや崇高すぎる目的ではあるものの、学校教育や生涯学習、観光などの要素に加え、「地域づくり」や「地域の情報発信」が掲げられたのは、「被災地」としては、それこそが欠かせない事柄として認識されていたと考える。

4 「地域づくり」としての「史跡整備」の試み

「地域づくり」を目的として事業を進めるには、言うまでもなく市民の参画が必要である。しかし、震災後6年を経た段階で、市内では復興事業等で多くの懇談会、検討会が開催され、市民の中で検討会等に食傷気味の雰囲気があった。筆者も文化財以外の復興事業等における市民とのワークショップに複数回参加したことがある。その際、市民のニーズが反映されないこ

と、逆に市民に行政の目的、状況、立場が共有されていないことがみられ、参加する市民からの不満の声も耳にすることがあった。

このことから、浦尻貝塚の市民検討会には、ファシリテーターを呼ぶことや、職員がファシリテーションを学んでいくことを実施し、参加することが楽しい、自分の意見を発言できる、聞いてくれる、一緒になって解決していく機運を高めることに努めた。会議には機をみて、整備指導委員会の委員や外部のアーティストなどの参加も得て、幅広い意見を聞く機会を設けるようにした。

また、単純に公園計画を協議するだけではなく、史跡の散策や簡易な説明看板の設置などの活動を実施した。史跡に出土品を持ち出し、出土場所で手に触れてもらいながら、解説を聞いてもらうことなども取り組んでみた。史跡での説明では、美術館等で多く行われるようになった「対話型鑑賞」の手法も一部用いた。これらの活動を通じて、市民に史跡の価値が十分に理解されたとは言いえないものの、「この場所は新しい時期のあの土偶が出たところ」というような事柄が市民に感覚的に認識されるようになってきている。

検討を重ねる中で、市民の中から担当者でもあまり意識されないフィールドとしての価値が見出されることもあった。例えば、「海で貝や魚を獲って、どこを歩いて丘の上まで上げていたのか」という質問があった。この質問から、改めて縄文人が歩いた道を推測し、そこに園路を整備する計画につながった。

市民との協議では、計画以上に大きく立派な施設を



図1 市民検討会による看板の設置 (2018年)

設けたいという意見も当然出てくる。このような意見に対して、財政状況から安易に難しいという説明だけではなく、本当に必要なことは何かということを広く議論することに努めた。全員が納得感をもっているという状況にはならないまでも、協議の中で、この史跡整備にとって何が必要なのかということが研ぎ澄まされるようになってきたと考えている。

このような市民と整備検討委員会、設計コンサルタント、展示業者、あるいは浦尻貝塚に関心を寄せる外部の人々で行われるフィードバックは、まさに「地域づくり」の始まりであり、「災害を乗り越える」ということにつながる重要な過程であったと考える。

5 浦尻貝塚の「史跡整備」の方向性

これらの協議を重ねることにより、特に意識されるようになった点として次のものがあげられる。

一つは、「受け手」の視点である。史跡整備は至上命題として史跡の保存とともに、史跡としての本質的価値を表現することが必要とされる。一般に行政や担当者、整備検討委員はその価値表現を重視し、詳細な説明や復元などの展示を行うことが多い。これらの整



図2 浦尻貝塚の見学イメージ 絵：安芸早穂子

備ももちろん有効なことである。しかし、その価値が伝わっているかと問われると、多様な市民にとって、その受け取り方には差がある。考古学研究者などの歴史好きに合わせるのか、小学生などにもわかってもらいたいのか、提示された看板の言葉ひとつにしても、市民の意見は多様である。その意見を踏まえ、結果的には家族連れの訪問者を主たるターゲットと意識し、この方々に伝わり、見学時や見学の後、家族で会話が行えるようなことをイメージして表現等を行うこととした。来てもらいたい受け手のことを考えて方向づけがなされたものとする。

次に意識されたこととして、「現地性」があげられる。話し合いの中では、整備項目は史跡という現地でしか行えないことが重視されるようになった。史跡の価値は、ガイダンス施設や他の博物館で説明することも可能と思われる。だが、展示等の表現を現地で行う必然性については、市民に説得力のある意見が多かった。すばらしい海や山の眺望の中で来訪者が受け取ってもらえること、展示物のところまで歩いた後に見学するという点について、市民は感覚的にリアルな意見をもっていた。この要因として、市民にとっては、来訪者に史跡を理解してもらうことよりも、その場所でのどのような経験をするかが重要であったからではないかと考える。そして、特に地域住民であれば、その経験は博物館ではなく、「被災地」である現地でしてもらうことが必要だったのではないだろうか。これらの意見は、「遺跡でわかってきたことを表現したい」という考古学側、整備側の情報発信のあり方を見直していくものだった。

これらの意識が共有されることにより、基本計画で掲げられた整備項目が削減、縮小されていく不思議な状況が現れるようになった。例えば、貝塚範囲表示のための現生貝の散布・グラウンドカバー、竪穴住居跡の復元、掘立柱建物の平面表示、土器捨て場の復元などは見直しが図られ、看板や簡易な表示方法、復元画の活用、案内解説方法を含めたソフトでの置き換えなどで対応する方向となっている。

6 浦尻貝塚の整備「貝塚観察館」

では、これらの協議を経た史跡整備はどのようなものなのか。公開を開始した貝塚観察館を中心にその内容を紹介したい。

貝塚観察館は、縄文時代前期から中期にかけて形成された貝塚を立体的に剥ぎ取り、建物内にそれを展示している。展示している建物は貝塚がある斜面に遺構の保存を図ったうえで建設された。貝塚の剥ぎ取りは、通常と異なり反転しておらず、断面と平面が立体的に組み合わさった状態である。まさに発掘調査をした状況そのものが見学できる。そして、浦尻貝塚史跡公園の中で唯一、しっかりとした展示物を見せる場所とあってよい。

この施設の設置には、「浦尻貝塚では、貝塚というものを十分に見せるべきだ」という市民の意見が後押しとなっている。ただ、史跡の中に設置するには規模の大きい施設であり、「史跡の景観を損ねるのではないか、現地で展示する意味はあるのか」という意見も出された。このような意見を踏まえながらも、それでも現地で貝塚を展示することにこだわったのは、この史跡公園では、その周辺環境や眺望とあわせて貝塚を見学する経験が必要であると考えたからである。

貝塚観察館を見学する前には、貝塚観察館の上にある台地上から貝塚が保存されている斜面越しに縄文人が漁をしていた海を望むこととなる。この台地上は住居や墓などがあったエリアである。そして、斜面には、野外で貝塚の剥ぎ取りを設置した。土をかき分けた窓のような枠の中に貝塚が展示されている。この展示は、「土の下に貝塚が埋まっているということをなかなか理解しがたい」という市民の意見が契機となった。また、隣接して発掘調査で取り上げていた貝塚上の表土を撒き直している場所を設置した。「どうして考古学者は遺跡を見つけられるのか」という疑問に答える材料として提示している。

斜面を下り、湧水地を過ぎると貝塚観察館を正面にみることができる。斜面から半分浮き上がったテラスを持つ四角い形状の現代的な建物としている。複数の意見はあったものの、縄文時代や自然に寄せるのでは

なく、逆に環境・地形とも隔絶した印象を与え、貝塚を観察する目的の施設であることを明らかにすることを意図している。基本立案は整備検討委員であるが、「遺跡公園にある展示施設の見かけがよくなく、中に素晴らしいものがあると思えないことがある」という市民の意見も参考にした。

貝塚観察館の入口前には常時触ることができる貝塚剥ぎ取りを設置した。これも「貝塚を触りたい」と市民の意見がきっかけである。市民検討会に参加していた展示業者が「何とか考えます」といって、頭を抱えながら楽しそうに語っていたことを思い出す。

貝塚観察館の展示解説は、映像と最小限のパネルに



図3 貝塚観察館



図4 野外の貝塚剥ぎ取り展示



図5 貝塚表土の展示



図6 貝塚観察館内貝塚剥ぎ取り展示



図7 触ることのできる貝塚展示



図8 貝塚観察のポケットパンフレット



図9 貝塚観察館の窓



図10 貝塚観察館の手すりに掲げる震災前の写真

留めた。展示物のキャプションは出土物の名前と層の年代の説明だけとしている。また、貝塚観察館で配布するパンフレットは、ポケットに入る小さな持ち帰りやすいサイズのものとし、簡略な解説とした。自宅でこれを見ながら家族で会話がはずむようなコンセプトを提示し、デザイナーが構成をした。

貝塚観察館には、展示施設としては不適切とも言える小さな丸窓を作った。窓の向こう側には貝塚が保存

されている斜面が見えるだけである。キャプションとして、「草の下に貝塚を大切に保存しています。」という言葉だけを添えている。

貝塚の見学を終え、貝塚観察館を出ると、海と東日本大震災の津波被災地を望むことができる。ここには、貝塚観察館からの眺望と同じ方向の震災前の写真を掲げた。写真からは、現況と比べると、水田が広がり、家が立ち並んでいる様子が見て取れる。これも、市民

検討会を開催したときに、津波で被災した住民がこの写真を見てしばらく語っていたことを傍観したことから考えた試みである。

これらの表現は、物足りなさ、説明不足という批判や必ずしも整備側の意図が伝わらないということもあると思われる。ただ、この整備事業が行政や整備検討委員だけで進めたことではなく、市民を含めた多様な対話のもと実現してきたことに意義があると考えている。

7 市民にとって「庭」のような場所へ

これまで、市民とともに進めてきた整備の内容について述べてきた。しかし、どんなにすばらしい展示であったとしても、研究者を含め、その展示を複数回見学することは稀有である。史跡整備事業の目的に掲げた「地域づくり」を実現するには、市民が史跡を何度となく訪れる、活動することが何よりも必要と思われる。ハードの整備に市民の意見を取り入れるだけでは十分ではない。このことから、浦尻貝塚の「史跡整備」はまだ始まったばかりと言うこともできる。

史跡を通した「地域づくり」を進展していくためには、市民が何かをしてみたいという動機を喚起させることや市民の活動希望にしなやかに対応できることが求められる。例えば、他の史跡公園でも行われているように市民参加の実験考古学的なフィールドワークや眺望をよくするために市民参加で木を切る、花を育てるなどというようにも有効と考えられる。

そして、[史跡整備]において、市民が更新できる余地を残すことも肝要と考えられる。展示施設や立派な看板のような不可逆的な設備だけではなく、簡易でもよいので追加の看板を設置できるようにすることなどがあげられる。このように、いわば、市民共有の「庭」のように史跡が使われることがこれからの目標となる。

貝塚観察館の公開を開始し、鍵の開閉や簡易な清掃については地域住民に実施してもらっている。公開後まもなくして、従事している住民から、「貝塚観察館内に感想を書くことができるノートを置いてくれないか」という要望があった。早速ノートを置いたところ、

少しずつ見学の感想が書き込まれてきている。同様のことは他の史跡公園や博物館でも広く行われている。あえて特筆することでもない。しかし、外部の方が関心を寄せてもらっていることを確認することは、浦尻貝塚に関わる市民にとっては、特別な意味がある。一時は絶望的な状況に陥った地域にも文化遺産があり、それに関わる住民がいることを知ってもらうことだけでも市民はありがたく感じるだろう。そして、このように自分たちが大切にしているものを広く共有していく、そこから対話が繰り広げられることは、「被災地」としてのフィルターを通さなくても、意義あることのようにも思われる。

岐阜県古代・中世寺院跡総合調査について

ABOUT THE RESEARCH OF ANCIENT AND MEDIEVAL TEMPLE SITES IN GIFU PREFECTURE

日置 真穂 (岐阜県文化財保護センター)

HIOKI MAHO

(GIFU CULTURAL PROPERTIES PROTECTION CENTER)

岐阜県では、平成30年～令和4年度にかけて岐阜県古代・中世寺院跡総合調査（以下、「総合調査」という。）を実施し、令和5年3月に総合調査報告書を刊行した¹⁾。報告書は、『全国遺跡報告総覧』からダウンロードが可能である (<https://sitereports.nabunken.go.jp/130846>)。

筆者は、5年間の調査期間のうち、約4年を調査担当職員として従事する機会を得た。本稿では、調査の目的や方法、成果の概要について紹介する。

1. 調査の目的

岐阜県には、白山信仰の三馬場の一つで美濃における天台宗信仰の拠点である郡上市長瀧寺や、重要文化財を多数所有する「美濃の正倉院」とも呼ばれる揖斐川町横蔵寺、身毛氏の氏寺として建立されたと考えられる関市弥勒寺跡など、多数の著名な古代・中世寺院（以後、寺院跡を含んで「寺院」という。）が存在する。さらに、近年では御嵩町願興寺跡など、各市町村教育委員会等によって実施された発掘調査により、寺院に関する重要な成果が挙げられつつあり注目されている。各地域の寺院については、県内や周辺地域の他の寺院と比較し、その寺院の特徴や地域における歴史的な位置付けを示すことが求められるが、これまで岐阜県全域を見渡した古代・中世寺院に関する調査・研究は少なく、その数や規模、実態については明らかとなっていなかった。

また、県域のおよそ8割を山地が占める山岳県の岐阜県らしく、山間部に立地する古代・中世寺院の存在が県内の各地で知られていた。しかし、県内でのいわゆる「山寺」の実態や様相について触れた先行研究と

しては大下永氏の研究²⁾等があるものの、近隣県である愛知県・静岡県・滋賀県のように県若しくは特定の地域全体における山寺の分布状況や実態を示した報告はなされていなかった。加えて、遺跡が山間部という立地にあることから、崩落及び土砂災害等の自然災害や、開発行為等の影響を受けやすい環境にあり、その所在位置と範囲を把握することが急務であった。

そこで、岐阜県内の古代・中世寺院の分布状況を明らかにし、所在位置のほか、寺院の成立時期や沿革等の内容を調査・整理して埋蔵文化財包蔵地として周知すること、そして開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整や保存・活用のための基礎資料を作成することを目的として、総合調査を実施した。

2. 調査体制

本調査は、岐阜県文化財保護センターが調査主体及び事務局、岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課が事務局補佐を担当した。調査担当職員数は各年度4名、課長・担当係長が各1名であった。

また、調査の方法やその成果について指導・助言を得るために、「岐阜県古代・中世寺院跡総合調査検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置した。その構成員は、表1のとおりである。検討委員会は、平成30年度に3回、令和元～3年度は各2回、令和4年度は1回実施し、この他に必要に応じて現地での指導も賜った。

3. 調査の方法と流れ

本調査の対象は、県内に所在する古代及び中世に成

表1 検討委員会委員

氏名	所属
三輪 嘉六氏 (委員長)	文化財保存支援機構、山梨大学
菱田 哲郎氏 (副委員長)	京都府立大学
上川 通夫氏	愛知県立大学
村木 二郎氏	国立歴史民俗博物館
林 正憲氏	奈良文化財研究所
藤岡 英礼氏	滋賀県栗東市教育委員会

立した寺院を主な対象とし、寺院に関係する遺構や施設（平坦面、法面、土塁、石積み、塚、岩窟、池、谷、滝、墓域等）についても調査対象とした。対象年代は江戸開府の1603年以前としたが、1604年以降の近世成立とされる寺院についても、それ以前に遡る寺伝や仏像等の美術工芸品の存在から中世以前に遡る可能性があることを考慮し、調査の対象に含めた。

調査対象地は、県内全市町村（21市19町2村）である。各調査年度における調査対象地は、調査員数や調査時期を考慮し、ひとまず現存寺院の数から対象寺院数が概ね均等になるよう市町村を割り振った。その結果、平成30年度に1市2町、令和元年度に5市7町、令和2年度に6市5町1村、令和3年度に9市5町1村を対象地域とし、令和4年度には報告書の作成及び編集等を実施した。

調査は市町村ごとに基礎資料調査、現地確認調査、地形観察図作成の順に実施し、中津川市・飛騨市・揖斐川町では内容確認調査も実施させていただいた。以下に各調査の方法について記す。

(1) 基礎資料調査

各寺院について、自治体史や寺史等の文献資料、発掘調査や遺跡詳細分布調査資料、各地域や社寺に残る伝承等の資料を参照し、寺院の沿革やこれまでの調査歴、所蔵する建造物や美術工芸品、絵図、文献等を調べ、1か寺の情報をまとめた「調査票」を作成した。寺院数の把握は、岐阜県環境生活部県民生活課より提供を受けた平成30年度時点の現存寺院の一覧を基にし、寺院遺跡や廃寺等は一覧の最後尾へ随時追加した。作成した調査票は、各市町村の文化財担当者へ照会し、

所在不明寺院の情報や文献資料等に記載のない新たな情報の提供等の協力を得て、その情報を調査票に加筆・修正を行った。基礎資料調査の結果、県内合計3,464か寺の調査票を作成することができた。

(2) 現地確認調査

原則として、調査票を作成した全ての寺院を対象に、現地確認調査を行った。現存寺院では、御住職や御寺族の方に聴き取り調査を行い、調査票に記載した事項の他に寺伝がないか、転宗歴は正しいか、境内に中世以前に遡る遺構や遺物、建造物等はないか等を伺った。特に、寺院の移転歴や旧跡の位置については注意深く聴き取りを行い、時には旧跡へ案内していただくこともあった。廃寺や寺院跡では、その正確な所在位置及び範囲と周辺の地形、現況、遺構や遺物の残存状況を確認した。基礎資料調査の段階で所在地不明の寺院についても、可能な限り地元の方に聴き取りを実施した。聴き取りによって、所在地が明らかになったり、地域での口承・伝承でのみ知られていた寺院の存在が初めて明らかになった場合もあった。

(3) 地形観察図作成

現地確認調査の結果に基づき、山間部に立地する古代・中世寺院のうち、寺域を構成する平坦面を確認したのについて測量を実施した。これに該当する現存寺院についても、成立が古代・中世に遡る可能性がある寺院は作図の対象とした。測量では、これまで城郭研究で用いられてきた縄張り図の手法を山寺に応用した藤岡英礼氏の先行研究³⁾や、同氏が所属する滋賀県栗東市教育委員会が実施した近江の山寺の悉皆調査成果⁴⁾を参照した。総合調査の中で作図した図面は、現在の地表面の観察結果であることを踏まえて、「地形観察図」と呼称した。

当初は、1/1,000に拡大した1m間隔のコンター図を下図とし、その上にマイラー用紙を重ねて測量に使用した。GPS受信器を用いて最初の測点（現在位置）を確認し、レーザー距離計や方位磁針で次の単点までの距離及び方角を計測することを繰り返して作図を行ったが、この方法だと各作業に時間がかかることに加え、レーザー距離計の使用が作図対象地の自然環境や天候に左右され、相当な時間を要した。



写真1 地形観察図作成の様子

そこで、近年山城や古墳などの遺跡調査でその有効性が認知されている航空レーザー測量成果を下図とした。使用したのは、岐阜県林政部治山課から貸与を受けた赤色立体図や、岐阜県森林研究所が公開しているCS立体図である。平坦面の上端や下端は立体図にすでに表現されているため、現地で地表面を観察しながら描き、立体図に表現されないような軽微な盛り上がりや起伏（基壇状の高まり、土塁、参道から平坦面への出入口等）についてはレーザー距離計や巻尺を使用するなど、作業にメリハリをつけることで作図の効率を大幅に上げることができた。また、現地確認調査時に立体図を使用することで、山中での遺構の広がりや事前把握し、計画的に踏査を行うことができた。

報告書へは、寺院同士の規模や構造の比較がしやすいよう1/2,500の縮尺で統一し、寺域が取まらない場合は任意の縮尺の全体図も合わせて掲載した。以上のような手法により、県内127か所の地形観察図を作成した。

(4) 内容確認調査

総合調査では、縄張り図等を作成し、地域において重要と考えられる寺院のうち、当該市町村及び地元から調査の理解が得られ、かつ、委員会にて承認された寺院について、トレンチ調査にて内容確認調査を実施した。詳細については報告書を参照されたいが、以下に各調査成果の概要を説明する。

中津川市苗木所在の龍溪寺跡は、成立時期不明で、廃仏毀釈によって廃絶したとされる寺院であり、独立丘陵の南側山腹に寺域が広がる。調査の結果、「南無

阿弥陀仏」の六字名号がある巨石の直下に据えられた15～16世紀の石塔基部や土坑等を確認した。

飛騨市太江所在の寿楽寺廃寺跡は、飛騨国最古の伽藍として知られる古代寺院で、平成10～12年度に財団法人岐阜県文化財保護センターが実施した発掘調査では多量の古代瓦とともに講堂基壇跡と回廊跡を確認した。今回の調査では、現寿楽寺の北側で、回廊跡の内側に位置する2つの基壇状の高まり（推定金堂跡及び推定塔跡）に計5か所のトレンチを設定した。調査の結果、基礎地業時の堆積土や、推定塔跡で塔廃絶後の堆積土を確認し、古代瓦のほか、鷗尾や壁土の可能性のある破片等が出土した。また、寿楽寺廃寺跡の北側の山麓で遺物分布調査を実施した結果、7～8世紀代の須恵器片を多く採集し、故意に打ち欠いたと思われる破片が集中するエリアや、在地産以外の須恵器が集中するエリアを確認した。

揖斐川町谷汲所在の旧横蔵寺跡（総合調査報告書では「横蔵寺旧境内」とする）は、延暦22（803）年に最澄による開山と伝わる寺院で、標高約400mの山腹鞍部に旧跡の遺構が展開する。今回は、以前より存在が知られていた本堂跡・池跡・塔跡・仁王門跡の地形測量調査と、地形観察図の作成範囲で遺物分布調査を実施した。遺物分布調査の結果、本堂跡で9世紀後半の灰釉陶器を、その他の場所で13世紀前半の山茶碗等を採集した。

4. 調査の成果

5年間に渡る調査の結果、基礎資料調査では3,464か寺を対象とし、そのうち古代成立寺院は393か寺、中世成立寺院は1,525か寺で、合計1,918か寺を確認した（表2）。ここでは、主な調査成果として、報告書の総括から抜粋して紹介する。

初めに、県内の古代・中世寺院の実態について客観的なデータを示すことを目的に、基礎資料調査や現地確認調査で得た各寺院の沿革に関する年代や、成立時の立地状況を集計した。なお、寺院の成立時期等については、各自治体史や発掘調査等の成果に加えて、各地域や各社寺に残る口承及び伝承も含めた。

表2 岐阜県における成立時代別寺院数

時代	圏域名	岐阜圏域	西濃圏域	中濃圏域	東濃圏域	飛騨圏域	小計
飛鳥		23	6	8	2	9	48
奈良		30	33	28	3	8	102
平安		46	79	36	12	8	181
古代(細分不能)		12	24	7	8	11	62
古代寺院小計		111	142	79	25	36	393
鎌倉		56	41	35	11	22	165
室町		216	194	141	50	96	697
安土桃山		44	50	69	34	12	209
中世(細分不能)		103	175	81	51	44	454
中世寺院小計		419	460	326	146	174	1525
古代・中世寺院合計		530	602	405	171	210	1918
参考寺院等							
近世(江戸)		172	187	148	124	31	662
時期不明		179	173	152	106	68	678
近代以降等		73	50	35	35	13	206
近代以降等寺院小計		424	410	335	265	112	1546
対象寺院合計		954	1012	740	436	322	3464

表3 時期別の成立等寺院数

西暦	700		800		900		1000		1100		1200		1300		1400		1500		1600		1700	
成立	36	82	25	62	11	16	24	5	5	10	51	53	45	56	73	45	228	224	254	236	180	78
転宗				3	1	1					1	37	14	16	11	11	151	68	49	60	42	15
移転		2	2		1				1	1	2	3	8	7	11	6	35	46	118	109	123	62
廃絶(火)						2	1			2	4	1	2	7		1	8	18	97	9	7	
廃絶(他)					1						1		1	1			2	4	9	5	5	4

表4 時期別の立地別寺院数

西暦	700		800		900		1000		1100		1200		1300		1400		1500		1600		1700		合計
平地	24	20	7	27	3	3	9		1	5	16	23	14	14	24	18	112	106	133	172	148	75	954
山麓	5	19	6	4	3	1	2			1	11	2	12	15	24	12	47	59	100	84	88	38	533
山腹・山頂	2	6	7	6	1	2	5	3	2	1	3		4	5	9	5	2	3	15	9	13	4	107
不明	1														1	1		4	3	1	3	1	15

(表2～4は岐阜県文化財保護センター2023から抜粋)

沿革の年代の集計方法は、各寺院の成立・転宗・移転・廃絶（廃絶は兵火による焼失とその他の要因によるものを分けて集計した。）の年代について、650年から1750年までを50年単位に区切り、集計した（表3）。その結果、発掘調査成果や伝承等を含めて7世紀から寺院の成立を確認でき、8～9世紀前半までは新たな寺院の成立が相次ぐが、9世紀後半から12世紀前半までは成立数が減少する。12世紀後半から15世紀前半は、土岐氏が美濃国で勢力を拡大させ、積極的に寺院の造営を行ったことから再び成立数が増加する。15世紀後半には新たな寺院が爆発的に増加し、転宗を行った寺院も急増するが、これは蓮如の布教活動の影響によるもので、天台宗から真宗への転宗が圧倒的に多い。これまで各自治体史等で語られてきた県内の仏教史のイ

メージを、具体的な寺院数で提示することができた。

立地の状況については、成立時の所在地が明らかな1,594か寺について、成立時期毎にその立地を平地・山麓・山腹及び山頂（尾根上を含む）の3項目に分けて集計した（表4）。平地への立地が954か寺で全体の60%、山麓への立地が533か寺で全体の33%、山腹及び山頂への立地が107か寺で全体の7%という結果となり、全体のおよそ40%が山地に立地していることが明らかになった。ほぼ全時期を通じて平地への立地数が多いが、7世紀後半では、岐阜・飛騨圏域において山地への寺院の造営を確認でき、8世紀前半には山地に立地する寺院が平地寺院の数を超えている。寺院の成立自体が少ない11世紀においても山腹への寺院造営が認められ、13世紀後半から15世紀前半では、平地と山地に

造営される寺院数の差がほとんど見られなくなる。

また、地形観察図を作成した寺院から、岐阜県における山寺の特徴を見出そうと空間構造の検討を行った。作図を行った寺院には、山腹から山麓にかけて複数の平坦面が展開する大規模な寺院もあれば、堂宇が1軒建つ程度の狭い平坦面が2～3面残るような小規模な寺院もあるが、今回の検討には本堂等の主要堂宇の位置が遺構や絵図等の資料から推定でき、その周囲に坊院跡と推定できる小規模な平坦面が残る事例を対象とした。検討の結果、総合調査成果から見出せる本県の山寺の特徴として3点が挙げられる。

1点目は、先行研究で指摘されている山寺の空間構造の主な傾向が、本県においても概ね確認できることである。古代山寺の空間構造について比較検討を行った久保智康氏は、「ほとんど例外なく、寺地の最奥に仏地的性格の強い堂舎が営まれている」という明瞭な傾向を示した⁵⁾。今回地形観察図を作成した寺院のほとんどが、平坦面群の最奥高所に本堂跡若しくは群の中で最も広い平坦面が位置し、その手前や周囲に中小規模の平坦面群が展開する事例であった。また、藤岡英礼氏は、本堂の正面から山麓方向に向かって伸びる直線参道は畿内近国で15世紀以降に普及することを明らかにしている⁶⁾が、古代成立と伝わる垂井町・養老町・大垣市境に位置する栗原九十九坊跡や池田町弓削寺でも、時期が下るにつれて直線参道を中心に寺域を拡大・再興する様子がうかがえる。

2点目は、飛騨圏域に限って、例外的な寺域展開をする寺院を確認できることである。下呂市大威徳寺跡は、下呂市教育委員会の発掘調査によって、平安時代末から鎌倉時代に寺域が形成されたことが明らかにされている。拝殿山の南西に伸びる尾根筋先端の丘陵上に寺域が展開し、伝本堂跡とされる礎石列は、円形の丘陵の中心のほぼ頂部に位置する。その北・西・南側には弧状の地形に沿って方形に区画された平坦面群が展開し、尾根が続いていく東側の寺域最高所には鎮守跡を設け、本堂跡を中心に放射状に寺域が広がる。また、平安時代中期成立の伝承がある高山市清峯寺旧境内では、基壇状の高まりを確認した本堂跡と思われる平坦面が尾根の西側斜面に位置し、その北・西・南側

に本堂跡を取り囲むように不定形な小平坦面群が展開する。また、本堂跡の東側には白山神社を設け、ここが寺域最高所に当たる。大威徳寺跡や清峯寺旧境内のような、本堂を中心に寺域が展開している事例は県の南・西部では確認できず、本県の山寺に関する地域性の1つとして提示した。

3点目は、特に西濃圏域において、古代成立の揖斐川町旧横蔵寺跡や大垣市元円興寺跡、中世以降普及する直線参道を有した養老町柏尾廃寺跡や竜泉寺廃寺跡など、境内の遺存状態が良い寺院を多数確認したことである。このことは、本県における山寺の分布傾向の特徴といえる。

5. 課題と今後の展望

今回の総合調査では、いわゆる山寺の把握に特に尽力したが、限られた期間や予算の都合から、全ての山寺の資料化ができたわけではない。現地確認調査にて地域伝承でしか情報が残らない寺院の存在を確認したが、優先順位等の関係で作図できなかつたり、CS立体図で不自然に平坦面が展開する場所を確認するも踏査できなかった場所もあった。これらについては、今後追加での調査や個別の資料化が望まれる。

また、山岳・巨岩信仰等の自然崇拜や磐座・石窟等の施設、神仏習合時の神社との関係や、経典や般若経等の文献史料及び仏像類の調査は、調査対象として十分に取り扱うことができなかつた。1つの寺院の歴史を理解するためにも、岐阜県の仏教史を体系的に理解するためにもこれらは必要な視点である。今回の総合調査報告書を基礎資料として活用し、さらなる調査・研究に発展させていく必要がある。

今後の展望として、当初の調査目的の1つである開発事業計画等からの保護を行うため、新たに範囲を確認できた寺院を中心に周知の埋蔵文化財包蔵地として遺跡地図へ搭載し、埋蔵文化財としての保護を図ることが肝要である。また、一般の方への周知を目的に、以下のような普及活用事業を予定している。調査成果を県内市町村の埋蔵文化財担当者へ還元すべく、令和5年度中に地形観察図を作成した寺院の見学会として

「山寺ウォーク」を開催し、岐阜県の古刹と総合調査で確認した古代・中世寺院を紹介する観光ガイドマップの作成を予定している。さらに、令和6年度に県を挙げて実施する『清流の国ぎふ文化祭2024』では、調査成果を紹介する企画展や古代・中世寺院に関する報告会及び講座の開催を企画する。

以上、総合調査の概要について紹介してきた。調査を通じて実感したのは、寺院の状況は刻々と変化しているということである。自然災害や開発行為の影響を受けやすい山寺だけでなく、現存寺院についても後継者不足や経営困難等の問題を抱えており、実際に現地確認調査で訪れた寺院が解体の最中であるという状況も目の当たりにした。その中で、各寺院や地域で貴重なお話を聴くことができ、また優先順位をつけながらではあるが、悉皆的に調査・資料化を行うことができた。本調査の報告書が多方面で活用されれば、幸いである。

【註】

- 1) 岐阜県文化財保護センター 2023『岐阜県古代・中世寺院跡総合調査報告書』岐阜県文化財保護センター調査報告書第162集
- 2) 大下永 2018「飛騨における中世山寺の空間構造について」『斐太紀』平成30年週秋季号
- 3) 藤岡英礼 2011「縄張り調査と山寺研究」『佛教藝術』317、毎日新聞社
- 4) 財団法人栗東市文化体育振興事業団 2005『忘れられた霊場をさぐる－栗東・湖南の山寺復元の試み－報告集』、栗東市教育委員会・財団法人栗東市文化体育振興事業団。財団法人栗東市文化体育振興事業団 2007『忘れられた霊場をさぐる2－山寺のうつりかわり－近江南部の山寺をさぐる 報告集』、栗東市教育委員会・財団法人栗東市文化体育振興事業団。財団法人栗東市文化体育振興事業団 2008『忘れられた霊場をさぐる3－近江における山寺の分布－報告集』、栗東市教育委員会・財団法人栗東市文化体育振興事業団
- 5) 久保智康 2001「古代山林寺院の空間構成」『古代』第110号、早稲田大学考古学会
- 6) 藤岡英礼 2012「空間構造」『季刊考古学』第121号、雄山閣

大阪市における近年、そしてこれからの史跡の活用と整備 —大坂城跡と難波宮跡—

UTILIZATION AND IMPROVEMENT OF HISTORIC SITES IN OSAKA CITY IN RECENT YEARS AND IN THE FUTURE: EXAMPLES OF OSAKA CASTLE SITE AND NANIWA PALACE SITE

佐藤 隆 (大阪市教育委員会事務局文化財保護課)

SATO TAKASHI (OSAKA CITY BOARD OF EDUCATION, CULTURAL PROPERTIES PROTECTION DIVISION)

1. はじめに

大阪市は大阪平野の中心に位置し、西は大阪湾に面して、北西は兵庫県尼崎市、それ以外の北—東—南にかけては大阪府の他市と接する。市制は江戸時代の「大坂三郷」を核として明治22年(1889)に始まり、3次にわたる大規模な市域拡張を経て現在に至る。大正14年(1925)の第2次拡張では面積・人口とも東京市を上回る日本一の大都市となり、「大大阪時代」と呼ばれた。現在の市域は臨海部の埋立て地を含めて約225km²、人口約276万人の政令指定都市である¹⁾。

その大阪市の中央を南北に貫く上町台地には、古代から近世にかけての特別史跡・史跡が分布している。

本稿は、そのうち近年に20年間という長期の指定管理制度を導入した特別史跡大坂城跡と、令和7年(2025)に開催される大阪・関西万博に向けて民間活力を導入した史跡整備を計画している史跡難波宮跡附法円坂遺跡の現状について紹介するものである。

2. 特別史跡大坂城跡における大阪城公園パークマネジメント(PMO)事業の現状

(1) 大坂城跡の歴史

大坂城跡は中世末から近世にかけて歴史における重要な舞台となった。

羽柴(後に豊臣)秀吉によって天正11年(1583)か

図1 大阪歴史博物館10階から望む特別史跡大坂城跡

ら大坂本願寺の跡地で築き始められた大坂城は、文禄3～5年（1594～96）の惣構堀普請によって四方2kmを超える巨大な城郭となる。慶長19・20年（1614・15）の大坂冬の陣・夏の陣によって大坂城は落城、豊臣氏は滅亡し、徳川氏による大坂城の再築は元和5年（1619）に発令されて翌6年から工事が開始、豊臣期大坂城の生活面や石垣は悉く盛土によって覆われた。再築大坂城は徳川將軍の直轄地となり、その後およそ240年の間、幕府による西国支配の拠点となった。

明治維新の後に、大阪城は旧陸軍の軍事拠点として多くの施設が建設されたが、昭和6年（1931）には市民の寄付によって天守閣が復興され、大手門から本丸に至る地区が大阪城公園として整備された。

第二次大戦後、米軍の接収時期を経て、大阪市による荒廃した歴史的建造物や石垣の復興が始まり、城郭遺跡としての規模・内容ともに代表的な存在であることから、昭和28年（1953）には本丸から外堀外周地区にかけての約73.3haが国史跡に指定され、13棟の建造物が重要文化財に指定された。昭和30年（1955）には特別史跡に格上げされ、平成9年（1997）に東外堀の復興をうけて史跡指定範囲は74.25haとなり現在に至る。そのうち約90%は国有地でその他が市有地・社寺有地である。大阪市はそれらの管理団体である。

(2) 世界第一級の文化観光拠点を目指して

現在は水と緑豊かな市民の憩いの場としてだけでなく、大阪を代表する観光地としても広く認知され、国内外からの多くの来訪者を集めている。大阪市では平成24年（2012）に大阪府とともに「大阪都市魅力創造戦略」を策定し、このなかで大阪城を中心とするエリアは世界第一級の文化観光拠点の形成を目指す5つの重点エリアの1つに位置づけられた。また、大阪城公園の持続的な魅力向上を図ることを目的に、民間事業者の柔軟かつ優れたアイデアや活力を活用するためPark Management Organization：公園を一体管理して新たな魅力向上事業を実施する民主体の組織（PMO）を導入することが掲げられた。

さらに、大阪市では有識者会議による特別史跡大坂城跡の現状の把握と魅力向上の取組みの検討を行ない、平成25年（2013）に『特別史跡大坂城跡保存管理計

図2 大阪城公園 PMO 事業の仕組み

画』を策定した²⁾。調査・研究の成果を反映させ、文化財としての本質的価値や大坂城跡を構成する要素等を明確にすることによって、適切な保存・管理の方針及び今後の活用・整備の方向性を示している。そのなかでは、同計画の推進体制を構成する1つとしてパークマネジメント組織（PMO）を位置づけた。

事業者公募は平成26年（2014）6月から開始し、選定委員会での審査の結果、現在の大阪城パークマネジメント株式会社を代表とする共同事業体が指定管理者となり、現在も事業を実施中である。事業期間は投資の回収期間をみて20年であるが、毎年度事業評価を実施するなど見直しの機会を設けている。この事業についてはすでに市経済戦略局の担当者が紹介しているので³⁾、詳しい内容はそちらを参照いただくとして、本稿では実施してきた事業の概要と、最近の動向について述べることにする。

(3) PMO 事業の概要と最近の動向

PMO 事業者には大阪城公園の指定管理業務だけでなく、観光拠点化に向けた新たな施設の整備や既存の未利用施設の活用といった魅力向上事業の実施が求められている。管理施設の使用許可権限に加えて行為許可権限も付与されている（図2）。管理運営経費は大阪市からの代行料によらずに大阪城天守閣等の有料施設の使用料収入や事業収入で賄う自立経営で、さらにPMO 事業者から大阪市に対して毎年度固定納付金を、事業収益が発生した場合はその一部を納入する形である。

PMO 事業者は、大阪市が直営で行ってきた文化財（建造物・石垣・堀等）、植栽、園地、施設の維持

図3 リニューアルされた旧第四師団司令部庁舎

管理（大阪城天守閣を含む。ただし学芸員は直営）のほか、魅力向上業務として以下の事業を実施している。

既存未利用施設の活用としては、昭和6年（1931）建設の旧第四師団司令部庁舎が、耐震補強を含む改修工事を経て「ミライザ大阪城」（飲食・物販・体験施設等）にリニューアルされて営業中である（図3）。耐震補強や設備更新には多額の事業費が必要であり、テナント誘致等のノウハウも含めて、大阪市が単独で行なうには困難な事業であったが民間活力を導入したことで活用が実現した。PMO事業の効果を最も如実に示す事例である。もと西の丸庭園休憩所で平成7年（1995）のAPECを機に建替えられた大阪迎賓館も改装され、令和元年（2019）にはG20大阪サミットの晩餐会でも使用されている。

新たな施設整備の事例は史跡指定地外のもので、大阪城公園駅前エリアのJO-TERRACE OSAKAや劇場型文化集客施設、森ノ宮駅前エリアのカフェ等がある。

令和元年度（2019）には多言語対応の史跡解説板に



図4 新設した多言語解説板（写真は「教育塔」）



図5 御座船による高石垣・堀の見学

ついて、観光庁の事業支援を受け、文化庁の補助金を活用して20箇所の新設を行なっている（図4）。これまで手薄であった近代大阪城における文化財の理解に役立っている。

上記の他にも、御座船による高石垣・堀の見学（図5）を毎日行ない、定期的に重要文化財建造物の櫓を公開している。季節の催しとして大阪城イルミナージュ、西の丸庭園観桜ナイターもある。広大な史跡ではエレクトリックカー等の園内交通システムも欠かせない。

事業開始後、新型コロナウイルスの感染拡大までは大阪城天守閣の毎年度の入館者数が大阪市の人口と同レベルという盛況ぶり、現在は一時の落込みからはほぼ回復して、再び諸外国からの来訪者で賑わっている。こうした公園の維持管理状況は、関係各局とPMO事業者とで月1度開催されるモニタリング会議によって共有されている。

事業開始当初、配管の改修やイベント実施等に当たっての現状変更協議ではお互いに手探り状態であったが、現在は概ね円滑に進めることができている。以前に西の丸庭園での徳川期井戸の現状について相談を受け、大阪市の直営事業では余裕のない状況下でPMO事業として見学可能な状態に整備できないか一緒に検討したことがあった。残念ながら民間事業者は

図6 前期難波宮中樞部の復元イメージ

こうした整備の補助金の対象になっていないこともあり実現に至っていないが、今後も何らかの突破口がな
いか、模索したいと考えている。

3. 史跡難波宮跡附法円坂遺跡における 今後の史跡整備・管理運営事業 ～みんなのにわ なにわのみや～

(1) 難波宮一わが国で最初の本格的な宮殿

難波宮跡は、大化元年（645）12月の難波遷都から長岡京遷都（784年）までの約150年間、我が国の古代史上に大きな役割を果たした宮殿の遺跡である。

昭和29年（1954）以降、約70年の継続した発掘調査により、下層の前期難波宮は孝徳朝（7世紀）の難波長柄豊碕宮（天武朝まで存続して焼失）、上層の後期難波宮は聖武朝（8世紀）の難波宮であることが明らかになっている。

これらの宮殿の造営以前から、古代の難波は世界に開けた港である難波津を擁し、先進性や国際性に優れた特質によってわが国の外交に重要な役割を果たしてきた。そうした歴史のもとで造営された前期難波宮（難波長柄豊碕宮）では、大化改新と呼ばれる新しい政治が行なわれ、天皇が着座して重要な政務・儀式を行なう内裏前殿（後の大極殿に相当）と、その南側には官僚が政治を行なう広大な朝堂院がつくられ、藤原宮跡や平城宮跡に先立つわが国で最初の本格的な宮殿であることが明らかとなっている（図6）。古代の難波にみられる特質は現在まで受け継がれており、まさに都市大阪の出発点と言える。

図7 史跡の北部・南部・西部ブロックと事業対象区域

初期の発掘調査を主導した山根徳太郎博士を中心とする市民をあげての保存運動によって昭和39年（1964）には都心部にありながら後期難波宮大極殿院等の範囲が保存された。その後の追加指定を含めてこれまで約14.5haという広大な面積がまとまった形で国の史跡（難波宮跡附法円坂遺跡）として指定されている。史跡は中央大通・阪神高速道路や上町筋によって北部・南部・西部の3ブロックに分かれている（図7）。阪神高速道路は高架で計画されていたが、橋脚の基礎工事によって遺構が壊れるのを防ぎ、内裏・大極殿・朝堂院の視覚的な一体感を保つという観点により、道路面を地表まで下げることで遺構は守られた。これは大阪市民にとって誇るべき事例であるとする。

(2) 都市公園の開設と史跡の整備

難波宮跡公園は、国史跡と一部重複する形で当初は昭和49年（1974）に約7.0haを歴史公園として都市計画決定を行ない、現在では約11.2haまで区域を拡張した（図7）。昭和46年度（1971）からは南部ブロック（中央区法円坂1丁目）における後期難波宮大極殿院等の整備を開始し、昭和60年（1985）に大阪市会で公表された難波宮跡・大阪城公園の連続一体化構想に基づいて、平成11・12年度（1999・2000）には西部ブロック（中央区大手前4丁目）1.1haを整備して都市公園として開設した。

(3) 今後の整備計画と事業者公募

2050年には前期難波宮への遷都から1400年を迎えることから、大阪市と大阪府では難波宮跡の重要性を日常的な公園利用者や国内外からの来訪者が理解できる

図8 史跡北部ブロック整備完成時及び南部ブロック北半部のパース図（南西から）

図9 北部ブロック区域Aの便益施設のパース図（北西から）

ように、広く活用して未来へ継承していくことを目指している。

その第一歩として、令和7年（2025）に大阪・関西万博が開催されることを機に、これまで未整備であった史跡の北部ブロック（中央区馬場町、図7一区域A・B、約2.3ha）の公園整備を実施し、あわせて南部ブロック（北部ブロック区域C含む）の魅力向上業務等も行なっており、難波宮跡一体で事業を進めていくこととした⁴⁾。北部ブロックのうち史跡指定地外の区域A（約0.9ha）は、大阪城公園、大阪歴史博物館、難波宮跡の連携空間として互いの魅力を高めあい、周辺の上町台地や船場地域等の文化財をはじめとした歴史的な観光資源への回遊性を高める便益施設を整備する。こうした一体的な取組みを通して難波宮跡の知名度向上を目指し、さらに万博後も取組みを持続させることによって「進化し続ける史跡」として、多くの人

が集まり交流する空間に育てていく。

上記のような公園整備等の実現に向けて、民間による実現性の高いアイデアやノウハウを活かし、歴史の魅力あふれる難波宮跡のイメージを体感できるようににぎわい創出に官民連携して取り組むため、大阪市・大阪府は「難波宮跡公園（北部ブロック）整備運営事業及び難波宮跡（南部ブロック）管理運営事業」の事業者公募を令和4年（2022）3月に開始した。前者は大阪府で初めてPark-PFI（都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく公募設置管理制度）を活用したもので、北部ブロックの公園整備に民間活力を導入する。一方、後者は上記Park-PFIとは別に、これまで個別に委託していた維持管理業務を情報発信と併せて一体的に業務委託するとともに、難波宮跡の知名度や魅力向上を目的とした事業を行なう。

同年8月、学識経験者による審査と評価を経て、NTT都市開発株式会社を代表構成員とする連合体が事業者に決定した⁵⁾。事業期間は20年間（工事着手は令和5年12月を予定）、事業コンセプトは「みんなの にわ なにわのみや」（図8・9）である。

また、西日本電信電話株式会社（NTT西日本）所有地を含めた東隣でも、大阪・関西万博の開催にあわせて東側（史跡指定地外）のホテル建設に伴い西側の史跡指定地（区域C・D）をNTT西日本が整備する

図10 後期難波宮内裏正殿高床部分の遺構表示のバース図

図11 北部ブロックでの発掘調査（東から、撮影：株式会社島田組）

計画となっている⁶⁾。西隣の都市公園とあわせ、統一感のある史跡整備を進めている。

(4) 整備に向けた準備状況

北部ブロックは前期・後期難波宮とも、宮殿中枢部のなかでも天皇が住まう内裏に当たる重要な地区である。ここでは、南部ブロックで後期大極殿の基壇を復元しているように、内裏の遺構を象徴する存在として後期内裏正殿の高床部分を立体的に表現し、かつ公園施設としての耐久性をもたせるための意匠や材質を検討している（図10）。また、その他にも前期・後期の回廊・塀といった主要な遺構の表示を園路舗装によって表現する形で計画している。

令和5年（2023）2～3月には、上記の遺構表示の設計をかためるうえでの最終確認として発掘調査を実施した⁷⁾（図11）。その結果、前期難波宮の内裏においてこれまで把握されていた区画のさらに北に主殿と脇殿からなる区画があることが確認されたことから、当初の設計を書き換える必要が生じるといった、重要な成果が得られた。

現在、NTT西日本所有地も含めた史跡の整備や大阪市直営事業の南部ブロックにおける解説板設置等もあわせて、関係者が定期的に会議を行ない、史跡整備の現状変更許可申請の提出に向けて設計が進行中である。

図12 「なにサポ」の仕組み

魅力向上業務としては、集客力の高い催事とともに、「みんなのにわ」のコンセプトに基づき、サービスの提供側と享受側との中間的な立場で市民主体の組織「難波宮サポーターズクラブ（なにサポ）」を組成することを計画している（図12）。史跡・公園管理者と市民との双方のやり取りを活性化させ、自発的かつ持続的に活動を展開し発展していく環境の構築を目指す。

なお、本稿のうち難波宮跡の整備に関するバース図は現在検討中のもので、整備完成までに変更される可能性があることをご理解いただきたい。

【註】

- 1) 大阪市ホームページ「大阪市の概要」<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000402930.html>、2023
- 2) 大阪市ゆとりとみどり振興局 2013『特別史跡大坂城跡保存管理計画』
- 3) 久村宗憲・阪本恵子・森毅 2018「特別史跡大坂城跡の整備と活用について—大阪城公園パークマネジメント（PMO）事業を中心に—」『史跡等を活かした地域づくり・観光振興』奈良文化財研究所、pp.163-170
- 4) 大阪市教育委員会 2020『史跡難波宮跡附法円坂遺跡保存活用計画』、大阪市・大阪府 2021『史跡難波宮跡附法円坂遺跡整備基本計画』
- 5) NTT都市開発株式会社他ホームページ <https://www.nttud.co.jp/news/detail/id/n26462.html>、2022
- 6) 西日本電信電話株式会社他ホームページ <https://www.nttud.co.jp/news/detail/id/n26292.html>、2021。区域Cは大阪市所有地であるが、協定によりNTT西日本が整備を行なう。
- 7) 大阪市教育委員会事務局文化財保護課 2023「前期難波宮の内裏の発掘調査で重要な区画を発見！」『草火』210号 大阪市文化財協会、pp.1-3

令和4年度の史跡等の整備について

PROJECTS CONCERNING THE PRESERVATION AND UTILIZATION OF DESIGNATED MONUMENTS AND SITES IN FY2022

中井 将胤・小野 友記子・岩井 浩介・玉川 元気 (文化庁文化資源活用課)
NAKAI MASATSUGU/ONO YUKIKO/IWAI KOUSUKE/TAMAGAWA MOTOKI
(AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS)

1. はじめに

国指定の史跡・名勝・天然記念物等(以下、「史跡等」とする。)の整備に関して令和4年度に文化庁が実施した補助事業には、史跡等の保存と活用を図ることを目的とした「歴史活き活き!史跡等総合活用整備事業(以下、「総合活用整備事業」とする。)」がある。この事業は、平成27年度から施行された補助事業であり、平成26年度まで実施された「史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業」と「地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業」を統合した補助事業である。なお、令和2年度からは、特に保護に際して慎重な対応が必要となる石垣や古墳石室の測量及び記録作成に対する補助事業である「石垣等調査事業」が追加された。

また、令和2年度からは、自然災害等から文化財を守るための防災対策を講じる「重要文化財等防災施設整備事業(以下、「防災施設事業」とする。)」の補助対象として史跡等が追加されている。

令和4年度に上記2つの補助事業で実施された事業は559件である。この中に含まれている災害復旧事業では、平成28年4月発災の熊本震災に伴う熊本城等の復旧整備、さらに過年度の豪雨災害等に伴う復旧も多数実施されている。

以下、史跡等について、令和4年度に実施された幾つかの事業について概要等を紹介したい。

2. 保存を目的とした整備事業

本項では保存を目的とした整備事業について紹介する。平成26年度に文化庁が報告した『史跡等・重要文

化的景観のマネジメント支援事業報告書』では、保存活用計画及び整備基本計画等の計画策定が重要であることが示された。これを受け、総合活用整備事業では整備基本計画策定を補助対象としており、近年では計画策定事業の件数が増加傾向にある。

【整備基本計画策定】

箱根旧街道(神奈川県箱根町・静岡県三島市・函南町)は江戸と京都を結ぶ東海道のうち、箱根山越えの道において旧態を良くとどめる遺跡である。急峻な坂に敷かれた石畳や、日差しや風雪から旅人を守った杉並木などが現存している。

箱根町では、同史跡の適正な保存や活用を図るうえで必要な整備の基本的な考え方や具体的方法を示すため、令和4年度に整備基本計画を策定した。計画では、江戸時代の東海道・箱根旧街道の歴史と文化を正しく未来へ伝えるとともに、日本遺産「箱根八里」として、その魅力を広く発信することを整備の基本理念として掲げ、毀損、またはその恐れがある箇所を修復を行い、本質的価値を適切に保存するとともに、来訪者や住民が快適に歴史的体験できることを目指す整備方針が示された。

策定にあたっては専門家や地元関係者によって構成された同計画策定委員会での審議が実施された。

【情報提供】

天龍峡(長野県飯田市)は、諏訪湖から南流する天竜川の峡谷で、最高約57mを測る片麻花崗岩からなる断崖が、約2kmにわたって相対峙する名勝である。基盤となる奇岩や多様な植生などの自然的要素とともに、鑑賞のために設けられた公園や遊歩道などの人文的要素もみられる。

飯田市では、名勝地としての景観に配慮するととも



図1 天龍峡 景観に配慮して整備した案内看板

に、価値や魅力をより多くの市民が享受できるよう、令和3年度から令和4年度に、指定地内の総合案内看板、誘導案内看板等を整備した。各種案内看板は景観との調和に配慮するとともに、多言語表記など多様な来訪者への案内機能の向上を図るための整備が実施された。

【石垣整備】

丹生都比売神社（和歌山県かつらぎ町）は、空海が高野山金剛峯寺を開創するにあたり、高野山周辺地域の地主神である丹生都比売神から神領を譲り受けたという伝承が残る神社である。金剛峯寺開創後は鎮守として崇敬され、現在も神仏習合期の遺構が良好に残されている。

東池石垣の一部で崩落が発生したため、令和4年に石垣修理事業を実施している。事業では崩落した石垣を積み直すとともに、再崩落防止のため補強栗石によるシガラ止めを実施した。



図2 丹生都比売神社 崩落した東池石垣の修理

【石垣調査】

二俣城跡及び鳥羽山城跡（静岡県浜松市）は、天竜川に面した天然の要害に築かれた戦国時代の山城である。二俣城は石垣が築かれ軍事拠点化が進められた一方、鳥羽山城は庭園等が整備されるなど、迎賓館的な役割を担った。

浜松市では、今後の石垣の保存や災害時における安全性の確保のため、安定度調査を実施し、石垣カルテの作成を行った。

高知城跡（高知県高知市）は鏡川と江ノ口川の間挟まれた平地に屹立する独立丘陵である大高坂山に所在する城跡である。郭や通路等の配置は巧みで、往時の縄張りを良くとどめており、また、現存する天守や本丸御殿などの建造物が重要文化財に指定されている。

高知県では、本丸南側石垣について、レーザー測量により現状を記録するとともに、基礎資料として石垣カルテの作成を実施した。

【防災施設整備】

姫小川古墳（愛知県安城市）は、碧海台地端部に位置する墳長66mの古墳で、古墳時代前期に築造されたと推定されている。前方部がほとんど開かない柄鏡型の前方後円墳であり、葺石は見つかっていない。

後円部の墳頂に鎮座する浅間神社への降雨が墳丘の土を流出させ、遺構を毀損させる恐れが生じたことから、今後の墳丘の更なる崩落を防止することを目的として、盛土等による墳丘斜面の保全工事とともに、集水桝や排水溝等の排水設備を整備することによる崩落防止工事を実施した。



図3 姫小川古墳 整備後の墳丘

3. 活用を目的とした整備

本項では活用を目的とした整備事業について紹介する。近年、観光や地域活性化のための活用への期待の高まりもあり、全国的に本事業は増加傾向にある。

【ガイダンス施設】

本願清水イトヨ生息地（福井県大野市）は、トゲウオ科の小型魚であるイトヨの生息地である。一生を淡水ですごす陸封型の生息地は福井県をはじめとして全国に数か所と分布が限られている。

大野市では、市民がイトヨの生態や水文化についてわかりやすく学習するための施設として、本願清水イトヨの里を整備している。令和4年度には、地域の貴重な資産として天然記念物を後世に保存・継承するとともに、来訪者がその価値について理解を深めることができるように、展示や設備の改修を実施しており、展示模型、展示パネル、映像システムブースなどがリニューアルされた。

【遺構表示復元整備】

下野谷遺跡（東京都西東京市）は武蔵野台地のほぼ中央やや北よりに位置し、石神井川に面する南側台地上に立地する。400基を超える竪穴住居跡など様々な遺構が発見されている。浅いノッチ状の谷を挟んで東西に2つ隣接する双環状集落という特徴を持ち、縄文時代中期の南関東最大級の集落遺跡である。

西東京市では、平成31年度に策定した整備基本計画に基づき、便益施設や竪穴住居の復元整備などのハード整備を一期整備と位置づけて整備事業を継続的に実



図4 本願清水イトヨ生息地 リニューアルした展示を活用した解説



図5 下野谷遺跡 復元された竪穴住居



図6 兜山古墳 整備後の遠景

施している。エントランスゾーンや復元ゾーンなどの整備や雨水処理等の環境整備を進め、令和4年度に竪穴住居2基の復元整備を行い、一期整備を完了した。

【遺構整備・便益施設】

兜山古墳（福井県鯖江市）は、鯖江台地北部の緩やかな東側斜面に築かれた、直径約60mで2段築成の円墳である。規模や形態などから5世紀代に築造された、この地域の首長墓と想定されている。

鯖江市では、平成29年度に策定した整備基本計画に基づき整備工事を継続的に実施しており、神社と協働できるような墳丘整備や、来訪者の利便性向上のため、伐採樹木を活用したスツール（椅子）の設置、四阿の整備、総合案内板や解説板設置などの便益施設整備を行った。

4. 災害復旧等について

近年多発する災害の復旧整備は、最優先して実施すべき事業として取り組んでいる。令和4年度の実施件数は67件であり、令和4年3月に発災し、東北を中心

に大きな被害をもたらした福島県沖地震や9月の台風14・15号などによる被害に伴う災害復旧が実施されている。

【熊本地震】

平成28年4月に発生した熊本地震関係の復旧事業として、令和4年度は被災古墳や、熊本城跡石垣復旧に係る事業等が行われた。

多数の石垣が被害を受けた熊本城跡では、発災直後から平成28年度末までに災害緊急対応、文化財保全措置、復旧基本方針策定の順に実施された後、平成29年度には復旧基本計画が策定された。

令和4年度の主な事業としては、石垣復旧設計、石垣解体修理に伴う測量のほか、復旧基本計画の改訂や崩落石垣石材回収工事、飯田丸五階櫓・戌亥櫓・馬具櫓などの石垣復旧工事などを実施した。

復旧基本計画の改訂では、これまでの復旧事業の実績検証を踏まえ、復旧期間を15年延長した35年間にするとともに、城跡全体を5エリア・80工区に再区分し、宇土櫓・本丸御殿が復旧する15年目、全ての重要文化財建造物と主要区域が復旧する25年目を大きな節目として、計画的かつ効率的な復旧と、段階的な公開活用を目指す方針が示された。なお、計画には100年先を見据えた調査研究と継続的な復旧を支える「人づくり」も進める方針も示された。

【令和4年3月福島県沖地震】

令和4年3月に福島県沖で発生した地震は、マグニチュード7.3、最大震度6弱と規模が大きく、多くの文化財が被災した。特に、揺れによる法面崩壊や石垣



図7 熊本城跡 飯田丸五階櫓下石垣の積み直し

崩落等の被害が目立っている。令和4年度は7件の事業が行われた。

仙台北城跡（宮城県仙台市）は、仙台市中心市街地の西方に位置する、60万石余りを領した仙台藩主伊達氏の居城跡である。丘陵の突端に本丸が位置し、北側に二の丸、東側に三の丸を配した構造となっている。

令和3年2月13日、令和4年3月16日の2度発生した福島県沖地震の影響により、史跡範囲内において複数個所で石垣の崩落が発生した。これを受け仙台市では、被災した石垣の現況調査、崩落した石垣の解体等を実施している。

【令和4年台風14号】

九州地方を中心に全国的に大きな被害をもたらした台風14号は規模が非常に大きく、多くの文化財が被災した。

塚崎のクス（鹿児島県肝付町）は国指定史跡の塚崎古墳群1号墳上に生えており、蒲生の大クス、志布志の大クス、川辺の大クスに次ぐ巨木で、推定樹齢は1,200年から1,300年以上とされるクスノキである。

台風14号では、クスノキ南側の枝が折損した他、内部の空洞化も確認されたため、幹の保護措置及び見学者の安全確保を行う必要が生じた。

肝付町では、樹木医による指導を受け、折損部の処理、剪定などの処置を実施した。

【令和4年台風15号】

東日本太平洋側を中心に、猛烈な雨を降らせた台風15号は、静岡県を中心に文化財への被害も発生させた。

小島陣屋跡（静岡県静岡市）は、小島藩が築いた陣屋跡で、甲州往還西側の交通の要衝に位置する。陣屋としては稀な、城郭のような石垣で圍繞されている。

台風15号により東側急傾斜地が崩落したことから、静岡市では復旧に当たり必要な情報を収集するための地質調査を実施した。

*図1～7については各事業主体より写真提供

日本遺跡学会 入会のご案内

日本遺跡学会は、平成15年(2003)2月1日に設立されました。

日本遺跡学会事務局では、毎年11月を目途として総会及び大会を開催するとともに、学会誌『遺跡学研究』を刊行し、また、年2回(9月・3月)会報を発行しています。

本会に入会されますと、学会誌・会報及び会員名簿の送付を受けられるほか、学会誌への研究論文・研究ノート(査読付き、投稿料不要)ができます。また、大会での参加費(資料代)は無料となります。入会金は不要で、年会費は8,000円です。

以下にお示しする設立の趣意にご賛同される方々のご参加をお待ちしております。

日本遺跡学会設立趣意書

遺跡は、確かな過去を一つ一つの事実として内包している。それらの遺跡を理解することによって、人間の歴史を構築し、これによって人間社会のあるべき未来に見とおしを持つことが可能となる。

考古学等におけるこれまでの遺跡に対する研究は、遺跡から出土した遺物に関する研究に重きが置かれ、遺跡や遺構そのものに関する研究はややおくれた感をまぬがれなかった。わが国においても遺跡の発掘調査、保存、活用については、相当の歴史があり、試行錯誤を経ながら、一定の成果を上げてきている。しかし、遺跡の多様な内容や価値が十分に反映されないまま、遺跡の保存、整備が実施される例も散見される。また、遺跡の発掘調査にたずさわった人たちの遺跡に対する思いや感動が、必ずしも遺跡の保存、整備に反映されているとはいえない面もあった。さらに、現代社会における遺跡のあり方に対する理論的、方法的検討も十分になされてきたとは言い切れない。

このような状況をふまえ、われわれは今一度初心に戻り、現代社会の中で遺跡とは何か、遺跡をどのように保存・活用するかを、学際的、国際的なレベルで研究し、ひいては遺跡の本質と、現代あるいは将来におけるあるべき姿を体系化していく必要がある。そのため、遺跡をとおしてさまざまな分野の人たちが情報交換、研究、交流する場として「日本遺跡学会」を設立する。

2003年2月1日

日本遺跡学会設立事務局

入会をご希望される方は、<http://iseki-g.cocolog-nifty.com/blog/files/nyukai-moushikomisho2017.xls>より「[日本遺跡学会]入会申込書(兼 変更届)」をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、「(株)毎日学術フォーラム内 日本遺跡学会(係)」又は「日本遺跡学会事務局」まで、FAX・郵送又はE-mailにてお申し込みください。

* (株)毎日学術フォーラム内 日本遺跡学会(係)

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 パレスサイドビル9F

Tel. 03-6267-4550/Fax. 03-6267-4555/E-mail : maf-iseki@mynavi.jp

* 日本遺跡学会事務局

〒630-8577 奈良県奈良市二条町2-9-1 奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室内

Tel. 0742-30-6816/Fax. 0742-30-6815/E-mail : isekig_nabunken@nich.go.jp

日本遺跡学会会則

2003年 2月 1日制定
2003年11月29日改定
2007年11月24日改定
2008年11月29日改定
2009年11月28日改定
2013年10月 5日改定
2014年11月29日改定

第1章 総則

- 第1条 本会は、日本遺跡学会(以下、本会という)と称する。
- 第2条 本会の事務局は、当分の間、奈良市二条町2-9-1 奈良文化財研究所に置く。
- 第3条 本会は、遺跡のあり方についてさまざまな分野から総合的に研究することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 研究集会の開催
 - 2 研究集会成果報告、その他の出版物の刊行
 - 3 内外の学術団体との交流
 - 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

- 第5条 本会の会員は次の2種とし、正会員をもって構成する。
- 1 正会員 本会の目的に賛同して入会し、本会の活動に参加する個人、組織または団体。
 - 2 賛助会員 本会の事業に賛同し、支援する民間の企業、団体、組織または団体。
- 第6条 本会に入会しようとする者は、本会の定める入会申込書を会長に提出し、運営委員会の承認を得るものとする。
- 第7条 1 会員は所定の会費を納めなければならない。
2 会費を満3か年度以上にわたり滞納した会員については、資格停止とする。ただし、滞納分を全額納めた場合には、資格停止の処分を取り消すこととする。
- 第8条 前条第2項の措置を講じた後、滞納した会費を納めない会員は、運営委員会において退会したものとみなすことができる。
- 第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付し会長に退会届を提出する。
- 第10条 運営委員会が会員として不適当と認めた会員は、これを除名することができる。
- 第11条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

- 第12条 本会に次の役員を置く。
- 1 会長 1名
 - 2 副会長 2名
 - 3 運営委員 運営委員選挙規定による人数
 - 4 会計監査 2名
 - 5 幹事 若干名
- 第13条 1 会長は、正会員のうちから運営委員会が推薦し、総会において決定する。会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、正会員のうちから運営委員会が推薦し、総会において決定する。副会長は、会務の統括に関し、会長を補佐する。また、会長に支障のあるときは、職務を代行する。
- 3 運営委員は、別に定める規定により正会員のうちから互選され、会務を執行する。
- 4 運営委員会は運営委員数の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。
- 5 会計監査は、正会員のうちから運営委員会が推薦し、総会において決定する。会計監査は本会の会計を監査する。
- 6 幹事は会長が委嘱し、会長および運営委員を補佐する。
- 第14条 運営委員会が所掌する会務は、庶務、会計、渉外、企画とする。
- 第15条 役員の任期は2年とする。

第4章 総会

- 第16条 1 本会は総会を毎年1回開催する。但し、会長は必要に応じて臨時に総会を招集することができる。
2 総会においては、事業計画、予算、決算を審議、承認する。
3 総会は正会員で構成し、正会員数の1割以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

第5章 会計年度及び会費

- 第17条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第18条 本会の会費は年額、正会員8,000円、賛助会員30,000円とする。但し、会員が学生である期間は、会費を年額4,000円に減免する。
- 第19条 1 会員は、各会計年度の会費を当該年度の6月末日までに納付するものとする。
2 会費を2か年度以上にわたり滞納した場合には、会報・学会誌の送付を停止することとする。ただし、滞納分を全額支払った場合には、これを再開するものとする。

第6章 その他

- 第20条 顧問は、必要に応じて一定の期間を定め、これを置くことができる。
- 第21条 会則の変更は総会における承認による。

運営委員選挙規定

- 第1条 運営委員の選挙人・被選挙人は、選挙の年の1月1日における正会員全員とし、その年の2月に郵便による選挙を行う。
- 第2条 選挙により選出する運営委員の数は、10名以上15名以内とする。
- 第3条 選挙人は運営委員定数に対して連記の上、無記名投票を行う。但し、定数未満の連記も有効とする。
- 第4条 選挙の管理は選挙管理委員会が行う。選挙管理委員は4名とし、運営委員会が選出する。
- 第5条 選挙により選出された運営委員のほかに、会長の推薦により3名以内の運営委員を追加することができる。

日本遺跡学会誌『遺跡学研究』(第21号)投稿規定

- 1 投稿資格：投稿者は本会会員に限る。ただし、共同執筆者には非会員を含むことができる。
- 2 投稿条件：原稿には学術的に価値があり、未発表のものに限る。ただし、下記のものについてはこの限りではなく、掲載することができる。
 - ①本会大会で口頭発表したもの
 - ②研究会、シンポジウムなどで資料として用い、審査を受けていないもの
 - ③編集委員会が適当と認めたもの
- 3 原稿の区分：投稿原稿は下記の区分
 - ・研究論文……学術的研究・調査に関する論文
400字詰め原稿用紙50枚まで、図表込みで刷り上がり12頁までとする。
 - ・研究ノート…学術的研究・調査に関する報告など
400字詰め原稿用紙20枚まで、図表込みで刷り上がり6頁までとする。
- 4 原稿の取り扱い：編集委員会は投稿原稿を整理し、校閲委員の協力を得て原稿の採否を決定する。編集委員会は原稿の修正を求める場合がある。また、原稿は返却しない。
- 5 著作権：掲載論文の著作権は筆者が有するものとし、その編集著作権は日本遺跡学会が有するものとする。
- 6 投稿上の注意：投稿にあたっては別に定める執筆要領に従うこと。
- 7 付則：この規定に改訂の必要が生じた場合は運営委員会の承認を受けて変更することができる。なお、執筆要領はこの限りではない。

【投稿締切日】

『遺跡学研究』第21号[令和6年(2024)11月刊行予定]への研究論文・研究ノートの投稿については、令和6年(2024)4月30日までに「投稿整理票」を提出の上、本文の提出締切を令和6年(2024)5月31日とする。

【執筆要領】

原稿はワープロ原稿を基本とする。見出しのあとの*は必須事項。

《1 和文要旨について》*

A 4横書き、300~400字程度で、論文の目的・方法・結果・結論などを的確に表現したものとし、得られた定性的・定量的な知見を盛り込むこと。

《2 論文について》

体裁：A 4横書き、24字×39行の二段組み、9ポイント

割付：1頁目は、10行目まで表題、英文表題、筆者名、英文筆者名が配置されるため、11行目から本文をはじめること。必要な図、表、写真は適当な位置に配置し、刷り上がりを想定した割付にすること。

項目：原稿は下記の順序に従って作成すること

〈表題、筆者名、筆者所属、英文表題、英文筆者名、英文筆者所属〉*

表題は内容を的確に表現するもので副題のある場合も含め、計40字以内とする。

〈キーワード〉*

日本語および英語で、各5語以内(的確かつ簡潔な表現とすること。)

〈本文〉*

見出しは、1. XXX(行かえ)、(1)YYY(行かえ)、1)ZZZ(行かえ)として統一する。

〈図・表・写真〉

図・表・写真は版下として使えるものを約二倍の大きさで作成し、範囲と縮小率を明示すること。図・写真のキャプションは下、表のキャプションは上とし、各1行とする。

〈補註および文献〉

補註・文献等は本文該当箇所の右肩に1)、2) …を記し、論文末に一括して記すこと。

引用文献・参考文献は、著者名、公刊西暦年号(半角)、表題、掲載誌名、巻(号)、頁(半角)。ただし、単行本の場合は書名、発行所名を記入すること。

例 1)山田太郎 1995「遺跡の活用と整備について」『遺跡学研究』第1号 pp.20-55

2)鈴木花子 1999『文化財政策と日本の遺跡』増刷書院 p.p.135-137

3) Sebba, R 1991: The landscapes of childhood: ABC Press, London, pp.12-15

〈英文要旨〉

邦文要旨を的確に表現した200単語程度の英文とすること。

史跡の魅力を伝え続ける「やきもの」

多彩な表現力と経年劣化しない耐久性。文化財の公開・活用の幅を広げます。



吉崎・次場遺跡 立体地形模型 / 石川県羽咋市 (1999)

地形を鮮やかな色彩と凹凸で再現し、弥生時代の景観や文化を分かりやすく伝えます。
台座側面には土器のレリーフがあり、その変遷を学ぶことができます。

大塚オーミ陶業株式会社

<https://www.ohmi.co.jp/>

本社 / 大阪市中央区大手通 3-2-21 TEL / 06-6943-6695

日本文化の豊かさを守り伝える

日本の文化・風土に育まれた歴史遺産を守り、良好な状態で次世代に継承する。その中で保存上可能な範囲での利用を考え、その本質的価値を伝える。この理念に基づき名勝や史跡の文化財における調査、測量、計画、設計、監理を行う建設コンサルタントとして活動しています。



名勝旧秀隣寺庭園 (滋賀県高島市)
保存整備事業設計監理業務ほか

EDP ENVIRONMENTAL DYNAMICS ARCHITECT

<http://eda-kyoto.net/>

株式会社 環境事業計画研究所

代表取締役所長 吉村 龍二
建設コンサルタント

〒602-8261

京都市上京区多門町四四〇一六

TEL 075・431・0055
FAX 075・431・0006



後世に残す確かな空間データ

3D レーザースキャナー計測・航空写真測量・地上写真測量・文化財調査・3D シミュレーション

株式会社 共和

3D KYOUWA
Geoinformatics



uav photography



3D laser metrology

本社 648-0005 和歌山県橋本市小峰台二丁目 13 番 16
TEL : 0736-26-8218 FAX : 0736-26-8219
奈良支店 638-0034 奈良県吉野郡下市町平原 440 番地
TEL : 0747-58-8110 FAX : 0747-58-8111
<https://www.gis-kyouwa.co.jp>



史跡等の保存・活用に向け
ともに考え
より良い姿で伝えたい

史跡本證寺境内 (愛知県安城市)

株式会社 **DEC**
空間文化
開発機構

Institute for Development of Environment and Culture

株式会社 空間文化開発機構

〒540-0008 大阪市中央区大手前1丁目4-12 大阪天満橋ビル7階

TEL 06-6948-8316 FAX 06-6948-8324 E-MAIL dec@qj8.so-net.ne.jp

URL <http://www002.kuukanbunka.com>

次代の文化を育む空間づくり



宗教法人藤白神社 鈴木屋敷 整備工事設計・監理業務 R5.3竣工

創力 次代に向けた創造力
 技力 技術力・デザイン力
 地力 風土を活かす力



株式会社 都市景観設計

〒541-0041 大阪市中央区北浜1-1-21 第2中井ビル7F

TEL 06-6228-3388 FAX 06-6228-3387

E-mail info@toshi-keikan.com <https://www.toshi-keikan.com>

Landscapes & Urban Design

歴史文化遺産に関する調査、保存整備・活用計画をはじめ、都市計画、公園緑地、景観に関する調査、計画を行っています。

ひと、
 いとなみ、
 継承と創出。



国重文 江藤家住宅 / 熊本県菊池郡大津町
 江戸後期創建の在御家人住宅。現在も所有者が住まい続けている。平成28年熊本地震で甚大な被害を受け、建物6棟と石垣の耐震補強を伴う解体修理を実施。(写真:星野雅俊)

株式会社 文化財保存計画協会

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2丁目5番5号 岩波書店一ツ橋ビル13階

文化財の保存と活用のための調査・研究、保存活用計画策定、文化財建造物の修理の設計・監理、史跡の保存整備の設計・監理、文化施設の設計・監理、歴史を生かしたまちづくりの策定等をお手伝いする専門家として協働していきます。

TEL 03.5276.8200 (代表)・FAX 03.5276.8201・<http://www.b-hozon.co.jp>



遺跡の研究・保存・活用を
総合的にクリエートする



歴史環境計画研究所

Historic Environment Planner's and Architect's Studio

〒180-0002 東京都武蔵野市吉祥寺東町2-17-1-605 Tel 0422-20-3675 Fax 0422-20-3676

一級建築士事務所 株式会社

FEATURED ARTICLES: SEEKING DIVERSE APPROACHES TO HERITAGE PRESERVATION

Case Reports

PROGRESS AND PROSPECTS FOR PROTECTION OF TAGA CASTLE RUINS	SHIRASAKI KEISUKE	3
EXAMPLES OF HOW TO PROTECT ARCHAEOLOGICAL SITES IN FUKUOKA PREFECTURE	IRISA TOMOICHIROU	13
PRESERVATION, MANAGEMENT AND UTILIZATION OF ARCHAEOLOGICAL SITES IN ASUKA VILLAGE	AIHARA YOSHIYUKI	19
THE CONCEPT OF ARCHAEOLOGICAL SITES AND HOW TO PROTECT THEM: A CASE STUDY OF UJI CITY, KYOTO PREFECTURE	SUGIMOTO HIROSHI	25

Panel Discussion

PANELIST: SHIRASAKI KEISUKE / IRISA TOMOICHIROU / AIHARA YOSHIYUKI / SUGIMOTO HIROSHI		33
COMMENTATOR: MASUBUCHI TORU / KIDO YASUTOSHI		
COORDINATOR: SAKAI HIDEYA		

Article

DEFINING THE VALUE OF CULTURAL PROPERTIES	ITO FUMIHIKO	45
HOMOGENIZATION OF SHELL MOUND HISTORIC SITE MANAGEMENT IN THE KANTO REGION AND ITS CAUSES — HISTORIC SITE VALUE INTERPRETATION, ARCHAEOLOGICAL REMAINS PRESENTATION, AND THEIR STAKEHOLDERS —	LIU LU	57

Notes

LANDSCAPE CREATED BY PRESERVATION AND RESTORATION OF MOUNDED TOMBS — GOSHIKIZUKA MOUNDED TOMB AND TAKARAZUKA MOUNDED TOMBS —	ONO KENKICHI	73
---	--------------	----

Isekigaku Forum

SITE 05: MATSUYAMA CASTLE	AKIYAMA KUNIO	81
PRESERVATION WITH THE PURPOSE OF UTILIZATION OF NATIONAL HISTORIC SITE URAJIRI SHELL MOUND IN THE GREAT EAST JAPAN EARTHQUAKE DISASTER AREA	KAWATA TSUYOSHI	83
ABOUT THE RESEARCH OF ANCIENT AND MEDIEVAL TEMPLES SITES IN GIFU PREFECTURE	HIOKI MAHO	89
UTILIZATION AND IMPROVEMENT OF HISTORIC SITES IN OSAKA CITY IN RECENT YEARS AND IN THE FUTURE: EXAMPLES OF OSAKA CASTLE SITE AND NANIWA PALACE SITE	SATO TAKASHI	95
PROJECTS CONCERNING THE PRESERVATION AND UTILIZATION OF DESIGNATED MONUMENTS SITES IN FY2022	NAKAI MASATSUGU / ONO YUKIKO / IWAI KOUSUKE / TAMAGAWA MOTOKI	101
ISEKI-ZAKKAN 04: FURUTSU HACHIMANYAMA SITE : ISOLATED HISTORICAL SPACE	HAYASHI MASANORI	32

遺跡学研究 第20号 2023

学会誌編集委員

阿部千春・恵谷浩子・城戸康利・坂井秀弥・高田祐一・林正憲・前川歩・山口博(五十音順)

発行日 2024年3月8日

発行者 日本遺跡学会

印刷所 株式会社天理時報社

日本遺跡学会 Japanese Society for Cultural Heritage

〒630-8577 奈良県奈良市二条町2-9-1

奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室内

TEL 0742-30-6816 FAX 0742-30-6815

E-mail isekig_nabunken@nich.go.jp

デザイン 志水 良/Balloon Inc.

